



インフラ調査士講習会

演 習 問 題

2024 年 4 月

一般社団法人 日本非破壊検査工業会

The Japanese Association for Non-destructive Testing Industry

インフラ調査士講習会

演習問題

共 通 編

< 目次 >

1. 法令	4 問	1
2. 倫理	3 問	6
3. コンクリート構造物の目視試験方法 (NDIS 3418 対応)	8 問	9

問 1. 以下は、道路法施行令（平成2年5月改正）第三十五条の二の条文である。次の（ア）及び（イ）にあてはまる語句の組合せとして、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

原文通り

第五章 雜則

（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

三十五条の二 法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「道路構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、道路の（ア）を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二 道路の（イ）は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 （省略）

記号	（ア）	（イ）
①	点検	巡視
②	点検	診断
③	巡視	診断
④	巡視	点検

解答④

キーワード：道路法施行令

【解説】

（ア）は「巡視」、（イ）は「点検」である。従って、④が正しい組合せ。

問 2. 以下は、道路法施行規則（平成 27 年 1 月改正）第四条の五の五「道路の維持又は修繕に関する技術的基準等」の規定である。〔ア〕及び〔イ〕にあてはまる語句の組合せとして、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第四条の五の五 令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの（以下この条において「トンネル等」という。）の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、
〔ア〕により、〔イ〕に一回の頻度で行うこととすること。

二 前号の点検を行ったときは、当該トンネル等について健全性の診断を行い、その結果を国土交通大臣が定めるところにより分類すること。

三 第一号の点検及び前号の診断の結果並びにトンネル等について令第三十五条の二第一項第三号の措置を講じたときは、その内容を記録し、当該トンネル等が利用されている期間中は、これを保存すること。

記号	（ア）	（イ）
①	計測機器	五年
②	計測機器	十年
③	近接目視	五年
④	近接目視	十年

解答③

キーワード：道路法、道路法施行令、道路法施行規則、技術的基準、近接目視

【解説】テキスト総説編 5 頁参照

テキスト総説編 5 頁には「道路法施行令第三十五条の二第二項」が収録されているが、そこに記載されている「道路の維持又は修繕に関する技術的基準等」は「道路法施行規則第四条の五の五」のことである。

当設問は、「道路法施行規則第四条の五の五（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）」に規定されている道路トンネル等の点検の基本的方法と頻度を問う問題である。ここでトンネル等とは『トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの』を指している。

当該技術的基準によって、トンネルなどの点検は、先ず『トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこと』と規定され、次に点検の方法と頻度について『近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とする』と規定されている。

従って、（ア）は近接目視、（イ）は 5 年となるので、適切な組合せは③である。

参考として、法令は大略以下の体系で構成されている。

«国^の法令»

- ・法律：会が憲法の範囲内で定める国民の規範。
- ・施行令：政府(内閣)が定める法律の施行のための細則(命令)、政令とも呼ぶ。
- ・施行規則：各省庁の大蔵が定める法律や施行令の施行のための細則(命令)、省令とも呼ぶ。

[参考]

- ・告示・通達・規程・要綱・ガイドライン、等：法令ではないが、各省庁が所管する法令を的確に運用するために定める細則(手引き)

«地方公共団体^の法令»

- ・条例：地方公共団体(都道府県・市町村など)が自治立法権に基づいて、その権限に属する事務に関し、法令の範囲内で議会の議決を経て制定する自治立法(法の形式)。
- ・規則：地方公共団体(都道府県・市町村など)が定める条例の施行のための細則

次に、道路の維持管理に係る法令を以下に示す。

- ・道路法(昭和 27 年 6 月法律 180 号、平成 28 年 3 月改正)第四十二条
- ・道路法施行令(昭和 27 年 12 月政令 479 号、平成 28 年 9 月改正)第三十五条の二第二項
- ・道路法施行規則(昭和 27 年 12 月政令 479 号、平成 28 年 9 月改正)第四条の五の五

問 3. 以下は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（国土交通省告示第 1107 号、平成 26 年 11 月 28 日）の第一条の規定の目的に関する条文である。〔ア〕及び〔イ〕にあてはまる語句の組合せとして、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

(目的)

第一条 この規程は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第二十四条第三項の規定の趣旨にのっとり、〔ア〕に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計等に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の〔イ〕を適切に評価することのできる資格の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

記号	(ア)	(イ)
①	公共工事	知識
②	公共工事	能力
③	社会資本施設	知識
④	社会資本施設	能力

解答②

キーワード：公共工事、品確法、技術者資格登録規程、能力

【解説】テキスト総説編 6 頁参照

「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（国土交通省告示第 1107 号、平成 26 年 11 月 28 日）」は「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 3 月法律第 18 号、平成 26 年 6 月改正）（以降、「品確法」と略記）」に基づく告示である。

当設問は、インフラ調査士の登録認定に係る『公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程』の主旨を問う問題である。業務の対象は公共工事であり、技術者に対しては単に知識ではなく能力を求めている。

なお、品確法における品質確保の対象業務分野は、測量、調査、設計、施工管理の4業務であるが、品確法第 24 条では調査と設計の2分野を対象としている。

(ア)は、「公共工事」と「社会資本施設」からの二者択一。

(イ)は、「知識」と「能力」からの二者択一。

基本事項であるので「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の内容は、しっかりと覚えて欲しい。

従って、(ア)は「公共工事」、(イ)は「能力」となるので、適切な組合せは②である。

問 4. 以下は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（改正：令和元年 6 月 14 日法律第 35 号）第二十四条の条文である。次の（ア）及び（イ）にあてはまる語句の組合せとして、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

原文通り

（公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討）

第二十四条（ア）は、公共工事に関する調査等に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な（イ）を講ずるものとする。

記号	（ア）	（イ）
①	地方公共団体	措置
②	地方公共団体	手段
③	国	措置
④	国	手段

解答③

キーワード：公共工事の品質確保の促進に関する法律

【解説】

（ア）は「国」、（イ）は「措置」である。従って、③が正しい組合せ。

問 5. インフラ調査士の資格に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① インフラ調査士としての業務は、認証登録期間を過ぎると、遂行できない。
- ② インフラ調査士の資格証明書は、所属機関が変更になった場合、返却しなければならない。
- ③ 点検結果報告書に、担当したインフラ調査士の資格証明書のコピーを添付した。
- ④ 点検結果のうち、不都合な一部データを報告書に記載しないように示唆されたが、拒否した。

解答②

キーワード：資格の有効性、倫理観

【解説】テキスト総説編 7～11 頁参照

インフラ調査士としての業務遂行におけるインフラ調査士の資格の有効性を問う問題と倫理観に基づく業務姿勢を問う問題である。

- ① インフラ調査士は更新制に基づく資格制度であり、資格の有効期間は初回の認証もしくは更新の登録日から5ヶ年と規定されている。従って、認証登録期間(5ヶ年)を過ぎると、インフラ調査士としての業務は遂行できない。
- ② インフラ調査士の資格は個人に付与されるものであるから、所属機関が変わっても資格の有効性は変わらない。従って、所属機関が変わっても資格証明書自体を返却する必要はない。但し、資格登録リストには、所属機関名と連絡先が登録されていることから、所属機関が変わった場合には、速やかに所属機関変更届を提出する必要がある。
- ③ 点検結果報告書には、担当したインフラ調査士の氏名記載が必須事項だが、資格証明書のコピー添付を妨げるものではない。
- ④ 業務遂行における倫理観を問う問題である。不都合なデータ(例えば正常ではない)を記載しないことは、事故に繋がったり、今後の対応で間違った判断につながる可能性があり、いわゆる「不作為(やるべきことをやらない)、隠ぺい」に該当し、インフラ調査士として決して行ってはならない行為である。

問 6. インフラ調査士の資格に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① インフラ調査士資格の有効期限は、資格認証登録日から 5 年である。
- ② インフラ調査士の資格登録者リストは、必要に応じリストを公開することがある。
- ③ インフラ調査士が対象とする施設は、道路施設に限られる。
- ④ インフラ調査士の点検業務とは、経験に基づく判断のみによる部材などの損傷程度の評価、対策区分の判定、点検結果の記録などである。

解答④

キーワード：インフラ調査士資格制度

【解説】

①②③は記載の通り。
④の「経験に基づく判断のみ」という表記は誤りで正しくは「定期点検要領」であるので、不適当である。
従って、正答は④である。

問 7. 点検において、異常箇所の見落としを発見した。これについてインフラ調査士としてどう対応すべきか、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 担当した点検員から見落とした経緯・理由を聞き取り、今後このような見落としが起こらないように関係者全員に周知した。
- ② 見落とした経緯・理由について検討し、今後見落としが起きないように作業環境を改善した。
- ③ 見落とした箇所について入念に再調査を行ったので、管理者には報告しなかった。
- ④ 見落としを行なった点検員が担当した他の調査箇所について、再点検を別の点検員が行った。

解答③

キーワード：再発防止、PDCA、報告義務、危機管理

【解説】テキスト総説編 7～11 頁参照

- ① 再発防止に関する記述である。見落とした経緯、理由などを明らかにし、関係者全員に周知することは再発防止の観点から重要である。
- ② 作業環境改善に関する記述である。管理業務を円滑に進めるための手法であるPDCAサイクル(Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価・検証)→ Act(見直し・改善))などを用いて、見落とした原因が作業環境にあった場合には、その問題点を明らかにし、その改善を行う。
- ③ 連絡報告は、点検業務の基本であり、業務過程で生じた見落としなどについても管理者にしっかりと報告しなければならない。社内でも、ホウレンソウ(報告・連絡・相談)は、重要である。
- ④ 見落としを行った点検員の担当した調査箇所には、同様な見落としのおそれがある。また、点検員の適格性に原因があることも考えられる。そのため、危機管理の観点から、再点検に当たっては、別の点検員が担当することが望ましい。

問 8. 次の表は、コンクリート構造物の「初期不良の種類及び測定項目」である。初期不良の形態、種類、測定項目の（ア）から（ウ）にあてはまる語句の組合せとして、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

初期不良の種類及び測定項目

初期不良の形態	初期不良の種類	測定項目
線状	(イ)	長さ・幅
面状（表層）	表層の豆板	(ウ)
(ア)	支保工の沈下	たわみ・傾き

記号	(ア)	(イ)	(ウ)
①	変形	コールドジョイント	変状の範囲
②	過荷重	コールドジョイント	段差
③	過荷重	ポップアウト	変状の範囲
④	変形	ポップアウト	段差

解答①

キーワード：初期不良、コールドジョイント、ジャンカ

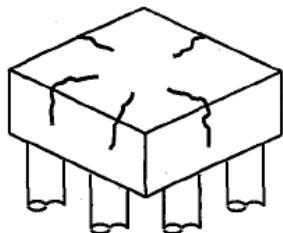
【解説】コンクリート構造物の目視試験方法ガイドブック-NDIS 3418 対応- 4 頁 表 1-2 参照

初期不良には、コンクリート表面に線状あるいは面状に発生するものと部材の変形がある。

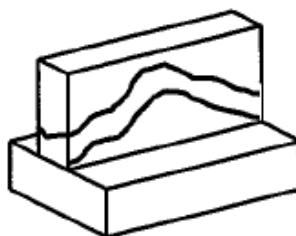
- ・コールドジョイントは、線状に発生する初期不良の代表であり、打重ね時間の遅れや打重ね部の締固め不足によって生じる。その他に、プラスチック収縮ひび割れ、沈み（沈下）ひび割れ、温度ひび割れなどがある。スケール、クラックスケールなどを用いて、長さや幅を測定する。
- ・ジャンカ（豆板）は、面状に発生する初期不良の代表として、材料分離や不適切な打込み・締固めによって生じる。その他に、砂すじ、表面気泡、色むら、汚れ（変色）などがある。スケール、デプスゲージなどを用いて変状の範囲（平面・深さ）を測定する。内部欠陥の検出には、赤外線サーモグラフィ法を用いることもある。
- ・コンクリートの打込みによる型枠の変形、支保工の沈下が、変形の初期不良の代表としてあげられる。水糸、下げ振り、水準器などを用いて、たわみや傾きを測定する。
- ・ポップアウトは、コンクリート表層に生じる円すい形のくぼみ状に破壊された状態であり、凍結融解作用や反応性骨材、吸水膨張性骨材に起因するため、初期に発生することはない。
- ・段差は、型枠のずれ（目違い）などによって生じる出来形不良の一種である。

問 9. 次のひび割れのうち、温度ひび割れとして正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

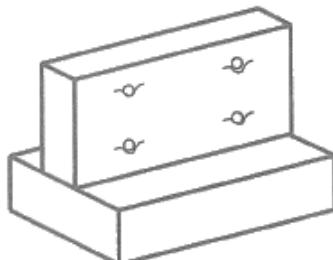
① フーチングに生じたひび割れ



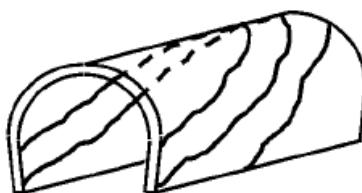
② 壁に生じたひび割れ



③ セパレータ付近に生じたひび割れ



④ 覆工コンクリートに生じたひび割れ



解答①

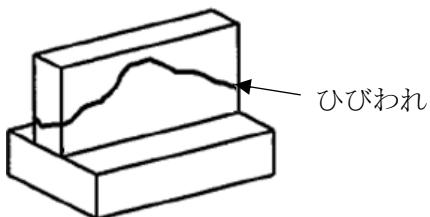
キーワード：温度ひび割れ、コールドジョイント、沈み（沈下）ひび割れ

【解説】コンクリート構造物の目視試験方法ガイドブック-NDIS 3418 対応 - 6~11 頁参照

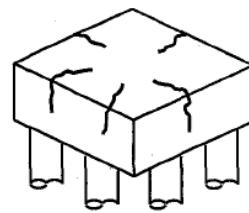
ひび割れ発生原因の推定にあたっては、ひび割れ箇所・パターンなどが有効な判断材料となる。

- ① フーチングのようなマスコンクリートでは、セメントの水和熱でコンクリートの温度がかなり上昇し、温度上昇量は 70°C 程度に達することもある。上昇した温度が降下する際には、表面部から低下し始めるため、降下過程において表面部の収縮が内部のコンクリートに拘束されてひび割れの生じることがある。これは、内部拘束による温度ひび割れと呼ばれている。一方、コンクリート全体の冷却時にコンクリートが縮もうとするのを外部の拘束体(この場合は杭)によって阻止されることで生じるひび割れもある。これは、外部拘束による温度ひび割れと呼ばれている。
- ② 壁に生じるひび割れには、コンクリートを層分けして打ち込む際に、打重ね部に生じたコールドジョイントに起因するひび割れがある。これは、打重ねの時間間隔が長くなったり打重ね部の締固め不良などによって生じる。この種の壁に発生する外部拘束による温度ひび割れは、基礎との界面から壁の上方に向かって鉛直方向に発生することが多い。
- ③ セパレータ付近に生じるひび割れは、沈み（沈下）ひび割れである。コンクリートに材料分離が生じると、セパレータによりコンクリートの沈下が拘束され、ひび割れが生じる。
- ④ 覆工コンクリートに生じたひび割れは、トンネルの一般的な覆工の打ち込み方法で発生しやすいコールドジョイントの例である。②と同様の原因で発生する。

問 10. 次の図A及びBのコンクリートに生じた変状の発生原因の組合せとして、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。



図A 壁体に生じた
連続的なひびわれ



図B マッシブなフーチングに
発生したひびわれ

記号	図Aの発生原因	図Bの発生原因
①	不適切な打重ね	中性化
②	不適切な打重ね	温度応力
③	凍結融解	中性化
④	凍結融解	温度応力

解答②

キーワード：コンクリート 初期ひびわれ

【解説】コンクリート構造物の目視試験方法ガイドブック-NDIS 3418 対応- 6~11 頁参照
図 A の凍結融解、図 B の中性化ではこのようなひびわれは生じない。

問 11. コンクリート構造物のひび割れの目視試験に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① ひび割れ幅は、クラックスケールや拡大鏡を用いて測定し記録する。
- ② コンクリート表面付近で、はく離あるいは角欠けとともにうひび割れは、はく離及び角欠けも含めひび割れ幅として測定し記録する。
- ③ ひび割れ長さは、ノギスやスケール、糸尺を用いて測定し記録する。
- ④ ひび割れ長さを経過観察する際は、ひび割れが進展するごとに、両端部を新たにマークングして測定日を記録する。

解答②

キーワード：ひび割れ幅、クラックスケール、ひび割れの長さ

【解説】コンクリート構造物の目視試験方法ガイドブック-NDIS 3418 対応- 19～21 頁参照
ひび割れ幅及び長さの測定方法に関する問題である。

① ひび割れ幅の測定は、クラックスケール(写真 7-1)を用いる。測定幅は 0.05～2.0mm 程度のものに多用され、対象物に直接押し当て、スケールのメモリと合致した数値をひび割れ幅とする。ひび割れ幅が小さい場合には、クラックスケールと拡大鏡を併用する、あるいは測微鏡などを用いる。

② ひび割れのはく離あるいは角欠けした部分を含めてひび割れ幅を測定すると、本来のひび割れ幅よりも大きくなってしまう。そのため、はく離あるいは角欠けした部分は除外して測定する必要がある(図 7-2)。はく離や角欠けは、ひび割れとは別扱う。

③④ ひび割れの長さの測定には、ノギス、スケール、糸尺などを用い、図面化してシートに記録する。ひび割れの長さを経過観察する場合には、図 7-3 を参照する。

上記の他に、ひび割れの貫通、ひび割れの規則性、さび汚れ、エプロレッセンス、漏水などの有無、ひび割れ周辺のうき・はく離、はく落、変色、ゲルの析出などの有無も確認して記録するのも重要である。



図 7-1 クラックスケール

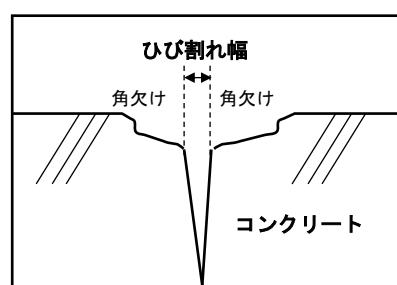
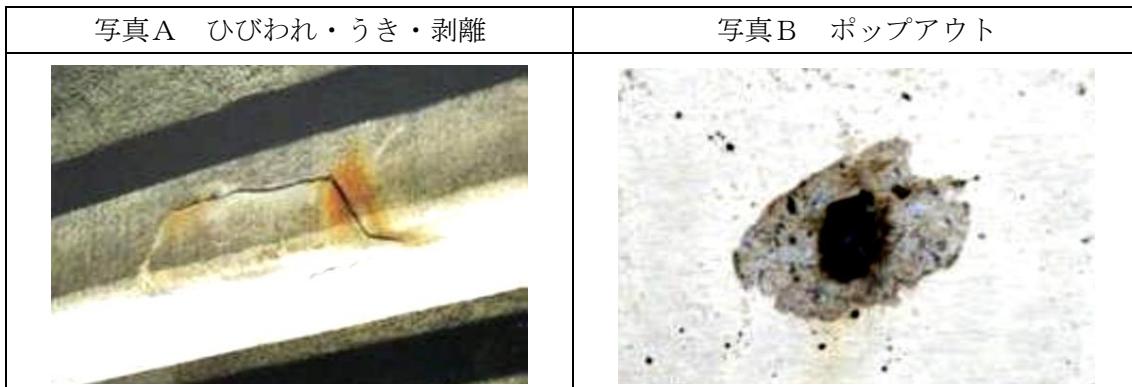


図 7-2 ひび割れ幅の測定



図 7-3 ひび割れの経過観察記録例

問 12. 次の写真 A 及び B に示したコンクリート表面の変状と主な発生原因の組合せとして、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。



記号	写真A	写真B
①	水和熱	乾燥収縮
②	乾燥収縮	水和熱
③	低品質骨材	鉄筋腐食
④	鉄筋腐食	低品質骨材

解答④

キーワード：コンクリート 表面の変状

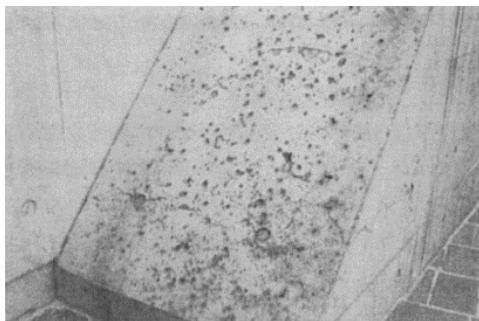
【解説】コンクリート構造物の目視試験方法ガイドブック-NDIS 3418 対応- 33~34 頁参照

写真 A は錆汁も見られるため鉄筋腐食。低品質骨材ではおこらない。

写真 B は低品質骨材の硫化鉄を含む骨材。

問 13. コンクリートの変状を示した①～④の写真のうち、経年劣化に分類されないものを一つ選び、記号で答えよ。

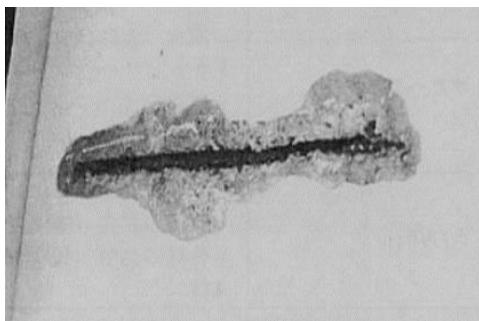
①



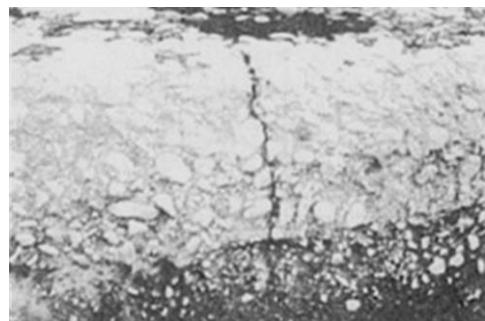
②



③



④



解答①

キーワード：経年劣化、凍結融解、鉄筋腐食、すり減り

【解説】コンクリート構造物の目視試験方法ガイドブック-NDIS 3418 対応- 9, 28, 34～35 頁参照

附属物C(規定)解説 62 頁参照

- ① 表面気泡で、コンクリート打込み・締固め時に、上型枠表面付近の抜けきらなかった気泡が跡となって残った変状であり、型枠脱型時に確認される。この表面気泡は経年劣化によって生じた変状ではない。表面気泡は、型枠が斜めに配置されている箇所などに多く発生する。
- ② 橋梁の親柱に凍結融解によって生じたひび割れで、コンクリート中の水分の凍結融解の繰返しで、膨張圧が繰返し作用することが原因である。よって、凍結融解によるひび割れは、経年劣化に分類される。なお、不適切な初期養生及び温度管理などによって生じる初期凍害とは区別される。
- ③ 鉄筋腐食による膨張圧によりかぶりコンクリートがはく落した状態で、経年劣化に分類される。
- ④ 流水による、すり減り作用により粗骨材が露出している状態で、経年劣化に分類される。

問 14. 表面劣化の種類と発生原因の組合せのうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① うき・はく離 : 鉄筋の腐食、凍結融解
- ② ポップアウト : 骨材の品質、アルカリシリカ反応
- ③ すりへり : 流水、キャビテーション、道路交通
- ④ エフロレッセンス : 繰返し応力による疲労

解答④

キーワード：表面劣化、うき・はく離、ポップアウト、すりへり、エフロレッセンス

【解説】コンクリート構造物の目視試験方法ガイドブック-NDIS 3418 対応- 38 頁 表 3-1 参照

【解説】NDIS 3418 附属書C(規定)解説 61 頁解説表-4 参照

- ① うき・はく離は、鉄筋の腐食による膨張圧や、コンクリートの凍結融解による膨張圧の繰返しなどによって生じる。その他に、コールドジョイントや打継ぎ不良による脆弱部が原因のうき・はく離もある。
- ② ポップアウトは、骨材の品質(高吸水骨材、硫化鉄含有骨材、蛇紋岩骨材など)、アルカリシリカ反応などが原因で生じる。吸水率の高い骨材が使用されている場合は、骨材の吸水膨張・凍結膨張の可能性がある。反応性骨材が含まれている場合は、アルカリシリカ反応の可能性がある。また、コンクリート表面にさび汚れが観察される場合には硫化鉄含有骨材が原因である可能性もある。このほかに、コンクリートの凍結融解と塩害の複合劣化が原因となることもある。
- ③ すりへりは、ダム導水路など水理構造物では、流水、キャビテーションによるすりへりの可能性がある。橋脚や海岸構造物などでは、流水、流砂、レキによるすりへりの可能性がある。道路交通では、車両によるすりへりの可能性がある。
- ④ エフロレッセンスは、コンクリート表面に現れた白い綿状の結晶(白華)又は白い固形物(白汚)であり、セメント水和物の溶出・溶脱や炭酸化によって生じる。水の侵入やひび割れなどの欠陥部があると生じやすい。したがって、繰返し応力とは直接関係ない。

問 15. 次の記述のうち、漏水の目視試験方法として不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 色、にごりの程度、pHなどの漏水の性質、広がりを記録した。
- ② 漏水箇所を、局所漏水、線状漏水、面状漏水に分類した。
- ③ 漏水の程度を、漏水跡、にじみ、滴水、流下、噴出に分類した。
- ④ さび汚れ、つららなどの析出物は漏水と関係ないと判断した。

解答④

キーワード：漏水、さび汚れ、エフロレッセンス、つらら

【解説】コンクリート構造物の目視試験方法ガイドブック-NDIS 3418 対応- 41～45 頁参照

- ① コンクリート表面を目視し、まず漏水の種類、発生部位・位置及び程度をスケッチ及び写真により記録し、可能な限り漏水の性質(色、にごりの程度、pH など)、広がり(範囲)ならびにさび汚れ、つららなどの析出物の有無を記録する。
- ② 漏水の種類(形態)による分類で、貫通した孔、セパレータ及び貫通した比較的短いひび割れから発生する局所漏水、貫通した比較的長いひび割れ、コールドジョイント、打継ぎなどから発生する線状漏水、天井、壁、床などにおいて広く湿っているような面状漏水に分類される。
- ③ 漏水の程度による分類で、現状では漏水していない状態の漏水跡、にじんではいるものの水の流出は確認できない状態のにじみ、水滴が落ちている状態の滴水、連続的に水が流出している状態の流下、水が激しく噴き出している状態の噴出に分類される。漏水の測定には、一般的に時間はストップウォッチ、容器はメスシリンダーあるいはバケツを用い、単位時間当たりの漏水量(cm^3/h)を記録する。ひび割れが認められた場合には、ひび割れ幅の測定、エフロレッセンスやさび汚れの有無も記録する。
- ④ さび汚れやつららは、漏水によって発生することが多い。そのため、周辺の析出物は、漏水の程度を記録する際に重要となる。なお、点検要領の点検結果の判定において、さび汚れは「はく離・鉄筋露出」、つららは「漏水・遊離石灰」の損傷に該当する。

インフラ調査士講習会

演習問題

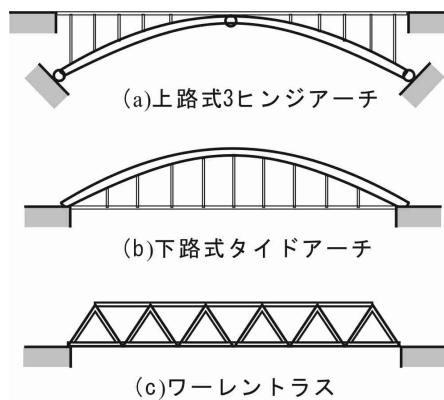
橋梁（鋼橋・横断歩道橋）編

< 目次 >

1. 概要 2 問	1
2. 設計・施工の概要 2 問	3
3. 主要な損傷（変状） 2 問	5
4. 点検、試験方法 5 問	7
5. 評価、判定 5 問	12
6. 点検記録 2 問	17
7. 措置 3 問	19
8. 横断歩道橋 7 問	21

問 1. 橋梁の構造的な特徴に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 図(a)に示す上路式 3 ヒンジアーチのアーチ部材には圧縮の軸力が作用する。
- ② 図(b)に示す下路式タイドアーチのアーチ部材には引張の軸力が作用する。
- ③ 図(c)に示すワーレントラスの上弦材には圧縮の軸力が作用する。
- ④ 図(c)に示すワーレントラスの下弦材には引張の軸力が作用する。



解答②

キーワード：構造形式、アーチ、トラス、軸力

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)6-7 頁参照

一般にアーチ部材には、主として軸力が作用するが、上路式、下路式に係わらずアーチ部材の軸力は圧縮力となる。

トラス部材は、曲げやせん断力は作用せず、軸力のみが作用するものとして設計されている。トラス構造全体を一つの梁のようにみなして作用する軸力を考察することができる。

図(c)の場合、荷重が作用すると、トラス構造全体が下に凸にたわむので、上弦材は縮み、下弦材は伸びる。したがって、上弦材には圧縮力が作用し、下弦材には引張力が作用する。

問 2. 鋼橋に関する一般的な特徴として、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 補剛材（リブ材）は、圧縮力による座屈を抑制する為に用いられる。
- ② 座屈有効長を狭く（短く）すると圧縮に対する座屈耐力は大きくなる。
- ③ コンクリートに比べると、単位体積重量が大きいため、上部工の死荷重が大きくなる傾向にある。
- ④ さびやすい材料のため、塗装などの防錆対策が必要である。

解答③

キーワード：鋼橋、材質、錆

【解説】テキスト橋梁編（橋梁編）5, 6 頁参照

鋼材は引張に強いが、圧縮側は座屈の関係で耐力が低くなる特性をもっている。このため、写真 2 に示すように、圧縮応力が作用する部材には、座屈防止のため、鋼板に補剛材（リブ材）を接合して座屈影響範囲を狭くすることで対処している。よって①と②は正しい。

鋼材は重量の割に高い強度を有し、弾性に富む材料である。コンクリートに比べると、鋼材の単位体積重量は大きいが、上部工の断面積は小さくなるため、結果的に死荷重は小さくなる。例えば、舗装を介して車輪に接するような鋼桁上の床版には、一般的に RC や PC が用いられているが、橋長が長くなると、鋼床版を使用し重量低減をはかっている。よって③は不適当である。

鋼材はさびやすいという短所がある。このため、現在は耐候性鋼板の使用なども増加しているが、一般的に使用されている構造用圧延鋼材ではその表面を塗装する。ただし、塗装自体も自然環境のもとで劣化するため、定期的な再塗装などを行う必要がある。よって④は正しい。

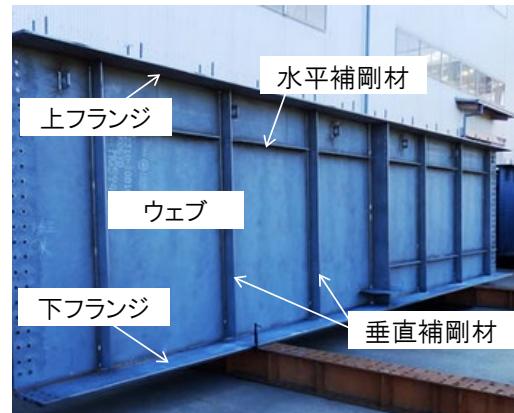


写真 2 鋼桁の補剛材設置状況

問 3. 鋼道路橋の設計に関する次の記述のうち, 不適当なものを一つ選び, 記号で答えよ。

- ① 許容応力度設計法では, 使用状態における作用応力が許容応力以下となるように設計し部材の安全性の評価を弾性範囲内で行っている。
- ② 圧縮応力を受ける鋼板部材の設計では, 座屈の影響を考慮して, 鋼種, 板厚, 板の固定範囲(長さ)などの関係から許容応力を低減させている。
- ③ 訸容応力度設計法では, 材料の許容応力度のみならず, 荷重の変動や部材のばらつき, 構造解析上の不確実性などの種々の要因を考慮して, 安全率を決定している。
- ④ 平成 29 年に改訂された道路橋示方書では, 安全率を要因ごとに細分化して設定する部分係数設計法や一部塑性域も考慮した解析に基づく限界状態設計法が取り入れられている。

解答③

キーワード : 訸容応力度設計法, 部分係数設計法, 限界状態設計法, 安全係数, 耐震設計

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)28-29 頁参照

構造物の設計手法は大別すると, 「許容応力度設計法」と「限界状態設計法」がある。前者は, 線形弾性理論に基づき, 使用状態における作用応力が許容応力以下となるように設計する方法であり, 比較的簡便でわかりやすい利点を有している。許容応力はある基準値を安全率(安全係数)と呼ばれる値で除して求められるが, 安全率は鋼材・鋼種又は用途に応じて異なる。例えば, 道路橋示方書(平成 24 年版)によれば, 構造用鋼材の許容引張応力は基準降伏点を安全率 1.7 度で除し, 許容せん断応力は許容引張応力を $\sqrt{3}$ で除した値としている。

しかし, 一般に, 安全率は鋼材・鋼種又は用途のみならず, 荷重の変動, 部材や施工のばらつき, 構造解析上の不確実性などにも依存している。この意味において許容応力度設計法における安全率の根拠は不明瞭なものとなっている。そこで, 平成 29 年版の道路橋示方書では, 外力, 抵抗力のそれぞれに対して, 安全率を要因ごとに細分化して設定する部分係数設計法が導入されたとともに, 橋としての荷重を支持する能力に關わる観点及び橋の構造安全性の観点から 3 段階の橋の限界状態を設定し, それらの限界状態に対して, 所要の信頼性を有して橋の耐荷性能が満足されるように設計する限界状態設計法が取り入れられた。

問 4. 鋼材の力学的特性に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

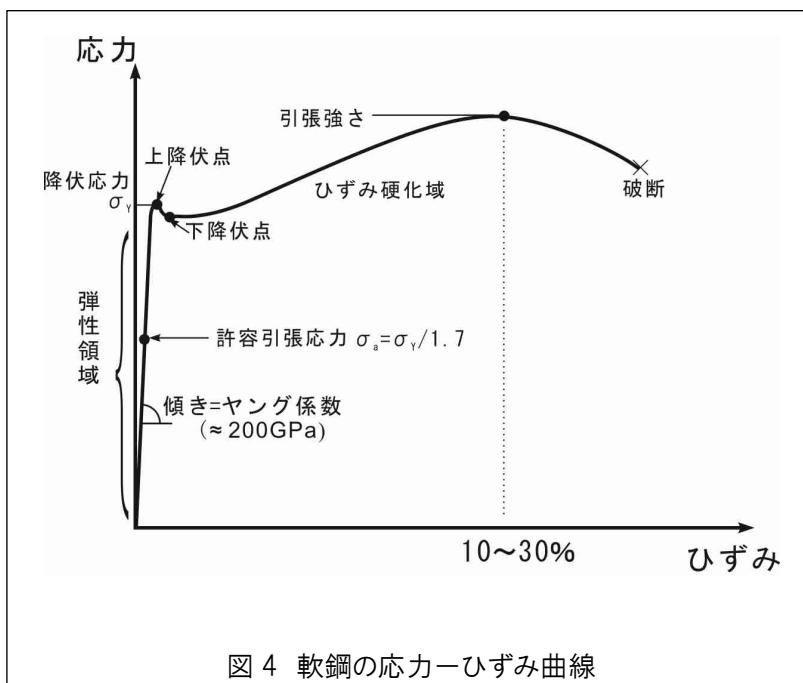
- ① 軟鋼の降伏応力は、下降伏点での応力とするのが一般的である。
- ② 鋼材の降伏応力や引張強さは鋼種によって異なるが、応力-ひずみ関係の傾きから求められるヤング(弾性)係数は鋼種によらずほぼ一定の値を示し、およそ $2.0 \times 10^5 \text{ N/mm}^2$ (200GPa) である。
- ③ 鋼材の許容せん断応力は降伏応力の $1/1.7$ 倍程度であり、許容引張応力は許容せん断応力の $1/\sqrt{3}$ 倍である。
- ④ 引張強さは、除荷後に残る塑性ひずみが 0.2% となるときの応力である。

解答②

キーワード：応力-ひずみ、ヤング係数、降伏応力、引張強さ、許容応力

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)29 頁参照

- ① 軟鋼での下降伏点は、試験の制御方法、試験機の剛性などの各種の要因に敏感なため、上降伏点を単に降伏点と呼び、そこでの応力を降伏応力とするのが一般的である。なお、明瞭な降伏点を示さない鋼材においては、永久ひずみが 0.2% となる応力を強度の基準とすることが多い。
- ② 下図は、軟鋼の試験片の引張試験によって得られる典型的な応力-ひずみ関係を示したものである。
②の記述は正しい。
- ③ 鋼材の許容引張応力は降伏応力の $1/1.7$ 倍程度であり、許容せん断応力は許容引張応力の $1/\sqrt{3}$ 倍である。
- ④ 引張強さは応力-ひずみ曲線における最大応力をいう。



問 5. 疲労亀裂に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 亀裂は溶接止端などの鋼材表面から発生する場合と、溶接内部のきずなどが原因で内側から発生する場合がある。
- ② 亀裂が溶接部に発生した場合、溶接部の残留応力が開放され、亀裂が停留する場合もある。
- ③ 鋼材溶接部の表面から発生した場合の亀裂の表面上長さは、その内部の亀裂長さより短い。
- ④ 鋼材溶接部の表面の微細な亀裂の補修として、切削除去を行う場合がある。

解答③

キーワード：応力集中、繰返し応力、発生部位

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)45 頁参照

鋼材の疲労亀裂に関してテキストでは詳細な記述はない。しかし、鋼橋の点検において疲労亀裂に関する知識は不可欠である。疲労亀裂は、溶接止端部や部材が交差する部位、あるいは溶接内部きずなどの応力が集中する部位に、繰り返し応力が加わった場合に発生することが多い。よって①は正しい。

一般に繰返し応力が大きいほど、繰り返し数が多いほどその進展は速くなる。また、ある一定の応力以下では疲労亀裂は発生せず、この応力を疲労限と呼ぶ。

溶接部は、溶接時に受ける熱変化による膨張収縮過程において残留応力が生じる。この応力は溶接部内において引張応力として作用するため、応力集中に対して敏感である。一般にこの引張応力は亀裂を進展させる方向に働くが、亀裂が発生したことにより残留応力から開放されることもあり得る。この場合には亀裂の進展が止まることがあるので②も正しい。

鋼材表面に発生した亀裂は表面を中心に進展し、長さを増していく。その過程で徐々に内部への深さも増していくので、表面での亀裂長さは常に最大となり、内部に行くにしたがって亀裂長さは短くなる。③が不適当となる。

鋼材表面の亀裂の補修方法は様々あるが、亀裂が微細な場合は切削により亀裂が消失することも多い。わずかな切削除去により亀裂が消失したときには、再び応力集中が起きないよう切削部周辺を滑らかに仕上げることにより補修完了とすることもあるため、④は正しい。

問 6. 鋼橋における次の部位のうち、普通鋼材の腐食しやすい箇所として最も不適当なものを選び、記号で答えよ。

- ① 水平補剛材とウェブとの接合付近
- ② 箱桁上フランジ下面（箱桁内面）
- ③ 主桁下フランジ上面
- ④ 鋼材のコンクリート埋込み部付近

解答②

キーワード：滯水

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)43-45 頁参照

鋼材の腐食は水分と酸素の供給や塩分の付着、浸透により発生する。また、その腐食進展の程度は構造物の環境条件や種類及び部位などに大きく左右されるが、腐食しやすい箇所を列記すると下記のとおりである。

- (1) 伸縮目地からの漏水が多い桁端部及び支承部周辺
- (2) 床版のひびわれなどからの漏水箇所
- (3) 水平材上面の滯水しやすい箇所
- (4) 泥、ほこりの堆積しやすい下フランジ上面
- (5) トラス、アーチの斜材、垂直材で、床版や地覆コンクリートに埋め込まれた部分
- (6) 海岸近くの橋梁

設問中の①は(3)、③は(4)、④は(5)に相当し、滯水しやすい箇所である。一般に滯水・乾燥を繰り返す部位は、水分及び酸素の供給が多くなるため腐食しやすい。

②の箱桁上フランジ（箱桁内面）は、選択肢の中において最も滯水しにくい部位であるから、不適当なものとしてよい。

問 7. 点検方法と調査方法に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 点検には通常点検、中間点検、特定点検、異常時点検及び定期点検がある。
- ② 追跡調査は、点検で損傷など異常箇所が発見された場合、補修方法の策定に主眼をおいた調査である。
- ③ 通常点検とは、道路の通常巡回として道路パトロールカーで行う目視点検をいう。
- ④ 異常時点検は、地震、台風、集中豪雨、豪雪などの災害や大きな事故が発生した場合、橋梁に予期していなかった異常が発見された場合などに行う点検をいう。

解答②

キーワード：道路施設の点検（定義）

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)3-4 頁参照

道路施設の点検(調査)とその内容の概略を次に示す。

(1)通常点検

損傷の早期発見を図るために、道路の通常巡回として実施するもので、道路パトロールカーからの目視を主体とした点検をいう。

(2)中間点検

定期点検を補うために、定期点検の中間に実施するもので、既設の点検設備や路上・路下からの目視を基本とした点検をいう。

(3)特定点検

塩害などの特定の事象を対象に、予め頻度を定めて実施する点検をいう。

(4)異常時点検

地震、台風、集中豪雨、豪雪などの災害や大きな事故が発生した場合、橋梁に予期していなかった異常が発見された場合などに行う点検をいう。

(5)定期点検

橋梁の損傷状況を把握し損傷の判定を行うために、頻度を定めて定期的に実施するもので、近接目視を基本としながら目的に応じて必要な機械・器具を用いて実施する詳細な点検をいう。

(6)詳細調査

補修などの必要性の判断や補修などの方法を決定するに際して、損傷原因や損傷の程度をより詳細に把握するために実施する調査をいう。

(7)追跡調査

詳細調査などにより把握した損傷に対してその進行状況を把握するために、損傷に応じて頻度を定めて継続的に実施する調査をいう。

上記のように、設問中②の追跡調査は補修方法の策定ではなく、進行状況の把握であるため不適当である。

なお、橋梁の定期点検要領では、日常点検や緊急点検、又は臨時点検という用語は規定されていないが、トンネルの定期点検要領には日常点検及び臨時点検という用語は規定されている。

問 8. 点検内容に関する次の記述のうち, 不適当なものを一つ選び, 記号で答えよ。

- ① 「腐食」は板厚減少をともなう錆の発生であり、「防食機能の劣化」は板厚減少をともなわないとみなせる程度の軽微な錆の発生をいう。
- ② 鋼製橋梁の定期点検で塗膜割れが確認された場合, 亀裂の目視確認ができた時は「亀裂」と判定し, 亀裂を直接確認できなかった時は, 「防食機能の劣化」と判定する。
- ③ 損傷種類の「破断」のうち, ボルトやリベットの切断・破損は「ゆるみ・脱落」とする。
- ④ 鋼製橋脚の局部的な腐食の詳細調査では, 塗膜に付着した塩分濃度測定試験と塗膜厚測定を実施し, 原因を推定する。

解答②

キーワード：損傷内容, 損傷程度, 詳細調査

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)4章参照

「腐食」の定義は, 板厚減少の有無にかかわらず錆が発生している場合となっているが, 一般的に選択肢①に示すように板厚減少をともなう場合を「腐食」, ともなわない場合を「防食機能の劣化」として使い分けを行っている。

断面急変部, 溶接接合部などで, 塗膜割れが確認され, 直下の鋼材に亀裂が生じている疑いはあるが, 亀裂を直接確認していない場合は「亀裂」と「防食機能の劣化」とする。よって②が不適当となる。

ボルトやリベットの切断・破損は「ゆるみ・脱落」とすることとなっているので, ③は正しい。

局部的な腐食は, 環境に起因するもの, 材料劣化(鋼材・塗装)によるもの, 塗装工事の施工不良によるものなど様々な要因が考えられる。再発防止の観点から, 損傷の原因を特定しておかなければならぬ。原因推定のための調査方法として, ④では塩分濃度測定試験と塗膜厚測定が示されている。これがすべてではないが, 誤ってはいない。

問9. 定期点検方法に関する次の記述で、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 「鋼橋」の腐食については、近接目視及び補助的に超音波厚さ計を使用する。
- ② 橋脚及び主桁隅角部の亀裂の点検は、近接目視に先立ち、渦流探傷試験又は磁粉探傷試験をおこなう。
- ③ 高力ボルトの「ゆるみ・脱落」は近接目視と点検ハンマーによる打音検査で実施する。
- ④ 塗膜については、近接目視で塗膜の割れ、うき、はがれなどを点検する。

解答②

キーワード：近接目視、打音、腐食、亀裂、ゆるみ、脱落、塗膜割れ

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)4章参照

定期点検では、すべての部材に近接して部材の状態を評価することを基本とする。土中など物理的に近くことができない部位に対しては、同一部材の当該部位の周辺の状態などに基づき状態を評価する。

また、状態を確認するための調査などを必要に応じて実施する。損傷や変状の種類によっては、表面からの目視によるだけでは検出できない可能性があるものもある。このような事象に対しては、触診や打音も含めた非破壊検査が有効であることも多く、必要に応じて目視以外の方法も併用する。

なお、近接目視とは、肉眼により部材の変状などの状態を把握し評価が行える距離まで近接して目視を行うことを想定している。

非破壊検査の手法を用いる場合、機器の性能や検査者の技量など様々な条件が検査精度に影響を及ぼすため、事前に適用範囲や検査方法の詳細について検討しておくことが必要である。

下表に、鋼橋の定期点検における代表的な点検方法を示す。

表9 代表的な点検方法

番号	損傷の種類	点検の標準的方法	必要に応じて採用することのできる方法の例
①	腐食	目視、ノキス、点検ハンマ	超音波板厚計による板厚計測
②	亀裂	目視	磁粉探傷試験、超音波探傷試験、渦電流探傷試験、浸透探傷試験
③	ゆるみ・脱落	目視、点検ハンマ	ボルトヘッドマ-クの確認、打音検査 超音波探傷試験(F11Tなど) 軸力計を使用した調査
④	破断	目視、点検ハンマ	打音検査(ボルト)
⑤	防食機能の劣化	目視	写真撮影(画像解析による調査) インピーダンス測定、 膜厚測定、付着性試験

設問①、③、④は、近接目視や点検ハンマーを用いて点検する記述であり、正しい。

②は、近接目視に先立って渦電流探傷あるいは磁粉探傷を実施するとしており、誤りである。正しくは、定期点検の近接目視で亀裂を確認した後に、必要に応じて渦電流探傷あるいは磁粉探傷を適用することになる。

問 10. 非破壊試験方法に関する次の記述のうち, 不適当なものを一つ選び, 記号で答えよ。

- ① 腐食点検で使用する超音波厚さ計で減肉又は残肉厚を計測する場合は, 腐食範囲近傍の健全部を厚さ計で計測し, デプスゲージで計測した腐食減肉寸法を減じる方法で測定する。
- ② 浸透探傷試験は, きず指示模様の大きさと滲みで, きずの深さを推定することができるが, 磁粉探傷試験は表面きずの寸法や広がりしか確認できない。
- ③ 湧電流探傷試験は, 表面に開口したきずや表面直下に生じたきずを検出できる。
- ④ 磁粉探傷試験は, 現在一般的に使用されている溶接構造用圧延鋼板のみならず, 橋梁用高降伏点鋼板にもそのまま適用できる。

解答②

キーワード : 点検, 試験方法, 非破壊検査, 超音波厚さ計, 浸透探傷試験, 湧電流探傷試験, 磁粉探傷試験

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)203-214 頁

詳細点検の手法として超音波厚さ測定, 磁粉探傷試験, 浸透探傷試験及び渦電流探傷試験などがある。

- ・超音波厚さ測定は, 探触子から送信された超音波パルスが対象検査物の底面で反射され再び探触子に受信され, その往復した時間と音速の関係から厚さを測定する。一般には, 探触子を対象物に押し当てるとき, 校正された測定器に表示値が示され, その表示値が厚さを表す。ただし, 腐食などにより表面の凹凸が大きな場合は, 腐食範囲近傍の健全部を厚さ計で測定し, デプスゲージで計測した腐食減肉寸法を減じる方法がとられる。
- ・浸透探傷試験は, きずに浸透液を浸み込ませた後に表面に残存している浸透液を除去し, 現像液を塗布することで, きず内部に浸透していた浸透液を吸い出す。実際のきずの幅に比べて拡大した指示模様を形成して視認する方法である。
- ・磁粉探傷試験は, 磁化した対象物に鉄粉を吸着させ, 浸透探傷試験と同様に指示を拡大して視認性を良くすることで, きずを検査する手法である。
- ・浸透探傷試験及び磁粉探傷試験は, きずの有無を検査することが可能であるが, 原理的にきずの深さの情報を得ることはできない。
- ・渦電流探傷試験は, 電磁誘導の原理できずの検出を行う方法である。渦電流は電気的な特性(透磁率, 導電率)により変化するので, その変化を利用した試験方法であり, 検査対象物が導電材料であれば適用が可能である。

問 11. 鋼製橋脚の点検に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 鋼製橋脚の隅角部には疲労亀裂が生じやすいので、定期点検時の近接目視点検では塗膜割れなどに着目し点検を実施しなくてはならない。
- ② 隅角部の疲労亀裂は、鋼製橋脚の板組みにより亀裂が生じやすい部位が異なる。
- ③ 鋼橋の下部構造である橋脚の点検で対象とする損傷の種類は、上部構造の点検で対象とする損傷の種類と同じである。
- ④ 鋼製橋脚では、常時水中あるいは海中にある部分に比べて、しばしば水没する部分の方が腐食しやすい。

解答③

キーワード：点検, 試験方法, 鋼製橋脚, 隅肉部, 上部構造, 疲労亀裂, 腐食

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)4章、橋梁定期点検要領(平成26年6月国土交通省)8~13頁

鋼橋の点検として主要な損傷は、疲労亀裂と腐食である。特に、疲労亀裂は、微小な亀裂が発生しても直ちに部材や構造全体が危険な状態へとはならない。放置すると先端の応力集中により徐々に進展していく、最終的には破壊にいたるので、亀裂を早期に発見し対策を講じることが重要である。

疲労亀裂は、主部材と二次部材などの接合部に発生している例が多く、橋脚の隅肉部などの目視点検では塗膜割れなどに着目することが必要である。また、点検する際には対象物を漠然と近接目視するのではなく、各々の部位に対して対象とする損傷の種類が示されている。

たとえば、下部構造である橋脚を点検する際には、「腐食」「亀裂」「ゆるみ・脱落」「破断」「防食機能の劣化」「補修・補強材の損傷」「漏水・滯水」「異常な音・振動」「異常なたわみ」「変形・欠損」が対象とする損傷の種類である。それに対して上部構造を点検する場合には、上記項目に加えて上部構造特有な箇所である「遊間の異常」「定着部の異常」も対象とする項目になる。

支承部の支承本体の点検の場合は、下部構造である橋脚の対象損傷に加え、「遊間の異常」「支承部の機能障害」「土砂詰り」「沈下・移動・傾斜」も対象損傷となる。

すなわち、橋梁定期点検要領(平成26年6月国土交通省)「点検の項目及び方法」には構造や機能を阻害するおそれのある損傷を、部位や部材ごとに整理して、点検すべき損傷の種類が示されており、その項目に沿って点検を実施することが大切である。

また、鋼材の腐食は水分、酸素、塩分により発生するが、腐食進展の程度はそれらの条件によって異なる。一般に、常時水中あるいは海中にある部分に比べて、しばしば水没する部分(乾湿を繰り返す部分)の方が腐食しやすい。

問 12. 橋梁点検結果の判定に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 『損傷程度の評価』は、損傷の種類に応じて、定性的あるいは定量的に損傷の現状を評価するもので、『対策区分の判定』などを行うための基礎データである。
- ② 『対策区分の判定』は、部材単位に各部位の損傷評価から、原因や将来の予測、耐荷性能への影響や健全性などの一次的な評価を行うもので、損傷原因が不明な場合は“詳細調査を必要”とする判定区分もある。
- ③ 部材単位の『健全性の診断』は、着目する部材とその損傷が部材の機能におよぼす観点から評価するもので、“応急措置”や“詳細調査”を実施する場合でも、現状のままで判断することを原則とする。
- ④ 橋単位の『健全性の診断』は、部材単位の健全性をもとに、構造特性や環境条件及び橋としての重要度から総合的に決める。

解答③

キーワード：損傷程度の評価、対策区分の判定、健全性の診断

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)5章、橋梁定期点検要領 19~26頁、付録-2 23~29頁参照

設問は、橋梁定期点検要領に関する損傷に対する評価判定として、『損傷程度』、『対策区分』及び『健全性』についての考え方に関する問題である。

『損傷程度の評価』は、①問題文のとおりであり、要素単位で損傷種類ごとに現状の劣化程度を評価するものとし、“a~e”的 5段階で区分するようにしている。

②の『対策区分の判定』は、『損傷程度の評価』結果をもとに、その原因や将来予測及び耐荷性能に与える影響などを考慮して判定するため、技術的な判断も必要とした総合的な判定である。また、目視点検だけでは、判断できない場合もあることから“詳細調査が必要”も判定の一つである。

部材単位の『健全性の診断』に関する③の内容では‘部材の機能におよぼす観点から評価’と記しているが、あくまで、部材の損傷が‘橋全体の耐荷性能及び第三者の安全性’を考慮して判定することとしている。また、“応急処置や詳細調査が必要”とする場合は、これらを終えて、その結果をもとに診断するようにしている。

橋単位の『健全性の診断』に関する④は、部材単位の診断の構造特性など考慮して、橋全体の健全性を総合的に評価するものである。

なお、『損傷程度の評価』と『対策区分の判定』のランクは必ずしも相関しないが、『対策区分の判定』と『健全性の診断』のランクには相関関係がある。

問 13. 橋梁定期点検では、鋼材の「亀裂」の『損傷程度』を評価するようになっているが、その判定に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 亀裂が疑わしい塗膜割れに対して、点検時に磁粉探傷試験を行い、亀裂ではないと確認されたため、損傷なしの“a”とした。
- ② 亀裂が確認されたが、数が少なく、その長さも 3mm 未満なので評価区分を“c”とした。
- ③ 断面急変部に塗膜割れが確認されたので評価区分を“d”とした。
- ④ 溶接接合部に 10mm 以上の線状の塗膜割れが生じており、直下に亀裂が生じている疑いがあるため、評価区分を“e”とした。

解答③

キーワード：損傷程度、亀裂、疲労、磁粉探傷

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)104-110 頁、橋梁定期点検要領付録-1 3 頁参照

橋梁定期点検要領による損傷種類「亀裂」の損傷程度の評価に関する問題である。

点検要領では、近接目視を基本としているが、非破壊試験を行うことを否定しているわけではなく、①のように、非破壊試験で損傷なしと確認されれば“a”としてよいことになる。

ちなみに、非破壊試験を行わない場合では、問題④のような対応となる。

「亀裂」の『損傷程度の評価』は、点検要領によると“a”, “c”, “e”的 3 段階評価で、“b”, “d”区分は無い。したがって、③では“d”としているのが誤りであり、単純なひっかけ問題である。

なお、『損傷程度の評価』“c”, “e”的区分の目安は亀裂長さを 3 mm としている。したがって、②では、3 mm 未満なので、“c”となる。

④について、点検要領によると、亀裂を確認できないが、位置的に溶接接合部付近の場合は塗膜割れだけの確認でも、亀裂の疑いがあれば「亀裂」として取扱うようにしている。また、その長さが 3 mm 以上あるため、損傷程度は“e”となる。ただし、このような条件の場合は「亀裂」以外にも「防食機能の劣化」としても取り扱う必要がある。

なお、『損傷程度』は“a～e”的 5 段階区分が基本となるが、損傷種類によっては 2～4 段階区分としているものもあるので注意してほしい。

問 14. 橋梁定期点検要領における『対策区分の判定』に関する次の記述のうち, 不適当なものを一つ選び, 記号で答えよ。

- ① 対策区分 “E(E1, E2)”, “C(C1, C2)”, “B” のうち, 最も緊急度の高いものは, “E(E1, E2)” である。
- ② 対策区分 “C” は部材の耐荷力への影響及び損傷の進行性を考慮しているが, そのうち “C1” は橋梁構造の安全性, “C2” は耐久性確保(予防保全)に着目している。
- ③ 対策区分 “E” は部材や橋梁自体の損傷が著しい状態の場合であり, そのうち “E1” は橋梁構造の安全性, “E2” は第三者への被害に着目している。
- ④ 初回の点検で, 損傷が軽微な場合で対策区分として “B” 相当でも, 原因, 規模が明確な場合は, 進行状態にかかわらず, 予防保全の観点から “C1” とした。

解答②

キーワード : 対策区分, 耐荷力, 耐久性, 予防保全

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)5章, 橋梁定期点検要領 21 頁参照

橋梁定期点検要領によると, 『対策区分の判定』における補修, 補強の緊急性を必要とする順番は“E”, “C”, “B”であり, 定期点検の間隔を目安に, 5 年程度以内に補修など対策を必要とする場合を“C”, 劣化部位があっても, 5 年程度では構造物の安全性が著しく損なわれない場合を“B”としている。また, “E”は緊急に処置を必要と判断される状態である。したがって, ①は正しい。

②, ③に関して, “C”と“E”にはそれぞれ ‘1, 2’ として 2 区分されているが, その内容は下表のとおりである。

速やかに補修を行う		緊急に対応	
C1	予防保全の観点から	E1	橋梁構造の安全性から
C2	橋梁構造の安全性の観点から	E2	その他(第三者被害への観点から)

したがって, ②は“C1”と“C2”的説明が逆となっており間違いであり, ③は正しい。

ここで, “E1”と“E2”は, 上表のように, 橋梁としての安全性と第三者被害への対応としているため比較的区分しやすい。

これに対して, “C1”と“C2”的区分は, 橋梁の安全性と第三者被害の区分けではなく, 損傷が進行している場合を予防保全として“C1”とし, “C1”より劣化が激しい(損傷が相当進んでいる)場合を“C2”としている。なお, 橋梁構造安全性として, それが重要な部位か否かも両者の区分の判断材料となるのは当然のことである。

④のように, 『損傷程度の評価』が“b(局所的に損傷があるが, 当面進行性のおそれがない)”のような場合, 通常, 対策区分は“B”や“S2”と判定することが多いと考えられるが, 損傷の原因が明確な場合は, ライフサイクルコストの観点からも“C1”と判定することもあり得る。

問 15. 次の写真は、鋼 I 枠の点検時の腐食状況の写真である。写真と下記の損傷状況から判断される要素単位（黄色の丸印）の『損傷程度の評価』とその部材単位の『対策区分の判定』の組合せのうち、適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

写真	点検結果
	<p>【損傷状況】</p> <p>腐食は最大引張応力が作用する主桁である。しかも、この下フランジにある程度拡がりのある錆が連続して発生している。</p> <p>ただし、著しい板厚減少は視認できない。</p> <p>なお同一部材番号の他要素は同程度か幾分軽度の状態である</p>

記号	損傷程度の評価	対策区分の判定
①	b	B
②	c	C1
③	b	C1
④	c	C2

解答②

キーワード：鋼 I 枠、腐食

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)103 頁、点検要領 19 頁 付録-1(1 頁)参照

橋梁定期点検における「腐食」の『損傷程度の評価』は、損傷の深さ(板厚減少、又は表面の膨張)と発錆の面積で各々の‘大小’の組合せで評価区分を行っている。

設問の条件では下記のように判断される。

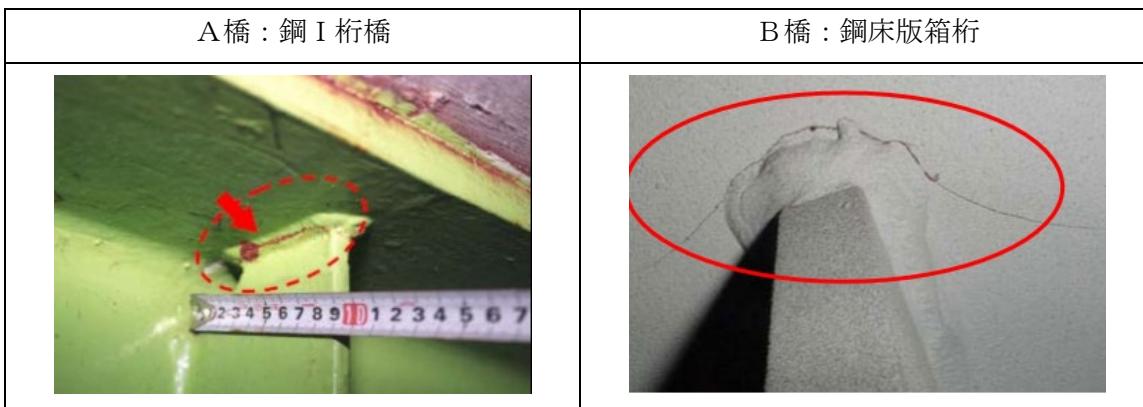
損傷の深さ:板厚減少は視認できない → ‘小’ } 損傷程度の評価
 損傷の面積:下フランジに着目すれば → ‘大’ } “c(小大)”

なお、橋梁定期点検要領では、腐食面積‘大小’の目安を 50%としているが、主桁の 1 要素として、下フランジの他に上フランジ、ウェブも含まれる。したがって、単純にこの全面積を考慮すれば“小”となるが、下フランジは曲げ耐荷力として最も重要となる部位であることから、下フランジだけで 50%以上の腐食があれば‘大’とすべきと考えられる。

『対策区分の判定』では、写真の主要部位の腐食程度から 5 年以上放置するには問題があるが、緊急対応までに至る状態ではないと考えられる。したがって、対策区分は“C”程度と考えられ、そのなかで、耐荷力として主要部位であるが、板厚減少が軽微のことから“C1”と判定することが適当と考えられる。したがって、“c”, “C1”的組合せである②が正しい。

なお、腐食の発生箇所では、周辺に板厚減少がなく、腐食が点在する程度の損傷も発生していることが多いと考えられる。したがって、この場合、同一部材番号及び要素内でも「腐食」にあわせて「防食機能の劣化」も対象として扱う必要もある。

問 16. 次の写真は、鋼桁の垂直補剛材上側部分の「亀裂」の発生状況を撮影したものである。亀裂長さ及び亀裂幅とも A 橋の方が大きい。この状況で考えられることとして次に示す記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。



- ① 亀裂は溶接接合部の施工不良か応力集中が原因とみられ、A, B 橋ともに溶接部内に亀裂が発生し、直接、母材には影響していないと想定される。
- ② A 橋は、直ちに主桁本体が破断する可能性が少ないため、今後の追跡調査で補修の可否の判断を行うこととした。
- ③ B 橋は、別途、路面の変状（陥没など）を確認する必要がある。
- ④ B 橋は、橋梁としての安全性の観点から速やかに補修を行う必要がある。

解答①

キーワード：鋼 I 枠、鋼床版、疲労亀裂

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)110 頁、橋梁定期点検要領付録-1 3 頁参照

A, B 橋ともに亀裂長さは 3mm

以上あるため、「亀裂」としての損傷程度の区分は最も厳しい“e”となる。なお、問題文には、亀裂幅に関することも記載しているが、亀裂の『損傷程度の評価』には亀裂幅は関係しない。

構造的に鋼 I 枠(A 橋)の上フランジ上には RC スラブがあることから、主桁としてただちに上部構造物の耐荷力に影響する可能性が少ない。ただし、写真の状態から亀裂が垂直補剛材のほぼ全幅近くまで発生しており、今後の進行も考えられることから、『対策区分』は“C1”，『健全度診断』は“II”に相当する。

これに対して、B 橋は亀裂がデッキプレートに伸びた亀裂である。このため、路面の状況を確認する必要はあるが、さらに進展するとデッキプレートを貫通し、床版の耐荷力不足及び路面の陥没による第三者被害におよぶ心配もあることから、速やかな対策を必要としている。したがって、この状態では『対策区分“C2”』『健全度区分“III”』が妥当と考えられる。なお、路面の部分陥没や段差がある場合は『対策区分“E”』となる。したがって、A 橋の問題①②ともに正しいが、B 橋の③④は正しいが、①は誤りである。

この設問のように、『損傷程度の評価』は同じでも、構造的な要因により『対策区分の判定』や『健全度診断』は異なる場合もある。

なお、A 橋の写真では、亀裂のマーキングやスケールも当てているため、亀裂の大きさ、状態がわかつることから親切な損傷写真といえる。

問 17. 点検調書の作成における留意点に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 損傷部位、程度の記載順序は、「部材名称、部材種別、要素番号、損傷の種類、損傷評価、大小区分」とする。
- ② 点検調書(その5)損傷図は近接目視を原則とする。したがって、近接目視ができない場合は何も記載しない。
- ③ 点検調書(その7)損傷程度の評価記入表に記載する部材種別で、“Mg”は主桁を表す。
- ④ 点検調書(その7)損傷程度の評価記入表に記載する材料で、“S”は鋼を表す。

解答②

キーワード：点検記録、点検調書、損傷図、近接目視

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)6章、橋梁定期点検要領27頁及び付録-3参照

定期点検結果の記録については、「橋梁定期点検要領」(平成26年6月国土交通省)に次のように記されている。

定期点検で行った損傷についての点検結果は、維持・補修などの計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し、蓄積しておかなければならない。

また、『対策区分の判定』『健全性の診断』については、補修補強などの措置が行われたり、他の事故や災害などにより道路橋の状態に変化があった場合には、再評価を行ってその結果を記録に反映させておかなければならない。

定期点検結果の記録は、付録-3「定期点検結果の記入要領」による。

その具体的な様式は、下記のようになっている。

- ・点検調書(その1)橋梁の諸元と総合検査結果
- ・点検調書(その2)径間別一般図
- ・点検調書(その3)現地状況写真
- ・点検調書(その4)要素番号図及び部材番号図
- ・点検調書(その5)損傷図
- ・点検調書(その6)損傷写真
- ・点検調書(その7)損傷程度の評価記入表(主要部材)
- ・点検調書(その8)損傷程度の評価記入表(点検調書(その7)に記載以外の部材)
- ・点検調書(その9)損傷程度の評価結果総括
- ・点検調書(その10)対策区分判定結果(主要部材)
- ・点検調書(その11)対策区分判定結果(点検調書(その10)に記載以外の部材)

点検調書(その5)損傷図は、対象橋梁の部位・部材の損傷の種類・程度や箇所などを径間ごとに整理する。また、近接目視(着目部位に触れる程度の距離まで接近して目視)できなかつた箇所については、箇所ごとに近接の程度とその理由を記載するものとする。

問 18. 点検調書の作成における留意点に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 点検調書の作成にあたり、支間、幅員及び構造形式などの構造諸元は「道路管理データベースシステム」のデータを活用する。
- ② 点検調書（その1）橋梁の諸元と総合検査結果の「健全性（橋単位）」欄には、一般的には構造物の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目し、最も厳しい評価を記載する。
- ③ 点検調書は（その1）から（その11）の様式があるが、1径間単位で作成するため、点検調書（その1）以外は径間番号を各調書の冒頭に記載する。
- ④ 点検調書（その2）径間別一般図には、対象橋梁の全体図及び一般図を記載するとともに現地状況を示す写真を添付する。

解答④

キーワード：点検記録、点検調書、径間別一般図、現地状況写真

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)6章、橋梁定期点検要領 27頁及び付録-3 参照

定期点検結果の記録は、維持・補修などの計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録することは重要である。

対象橋梁の諸元については「道路管理データベースシステム」のデータなどを活用して整理するとともに、定期点検結果の総合所見として、複数の部材の複数の損傷を総合的に評価するなど、橋梁全体としての状態についての所見を、「総合検査結果」欄に記載する(400字程度以内)。

また、点検調書は定められた(その1)から(その11)の様式に沿って記録を作成し、(その1)以外は径間番号を各調書の冒頭に記載する。

点検調書(その2)径間別一般図には、対象橋梁の全体図(橋梁全体の模式図)及び一般図(各径間の平面図、側面図、断面図)などを径間ごとに整理する。

現地状況写真は点検調書(その3)に、対象橋梁の全景、路面、桁下などの現地状況写真を径間ごとに整理する。

問 19. 鋼材の疲労亀裂の補修方法としてのストップホールについて、次の記述で、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① ストップホールは、亀裂進展を一時的に停止させることに使用される。
- ② ストップホールの開孔部に、高力ボルトを取付け、締付けることはストップホールの効果を高める。
- ③ 亀裂先端部が明確でない場合には、ストップホールの施工に先立ち非破壊試験で確認する。
- ④ 損傷箇所を鋼板で補修する場合、ストップホールを併用してはならない。

解答④

キーワード：ストップホール、応急対策、疲労亀裂、亀裂先端、応力集中、磁粉探傷試験

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)191-202 頁参照

ストップホールとは、図 19-1 に示すように亀裂の先端に丸い穴を削孔することで、亀裂先端の応力集中を除去し、亀裂の進展を一時的に停止させる応急対策工法である。

写真 19-2 のようにストップホールの開孔部に高力ボルトを挿入し締め付けることで、ストップホールの効果を高めることができる。

ストップホールの施工に関して、亀裂先端が明確でない場合、磁粉探傷試験などの非破壊検査でその先端を確認し、その先端を残さないようにストップホールを削孔することが肝要である。

ストップホール施工後の恒久対策としては、写真 19-3 に示すような当て板(鋼板)による補修を併用する場合が多い。

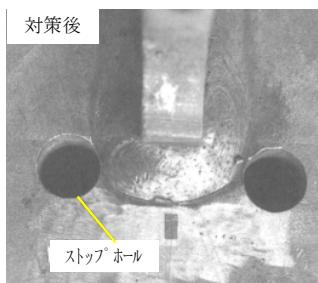


図 19-1 ストップホール

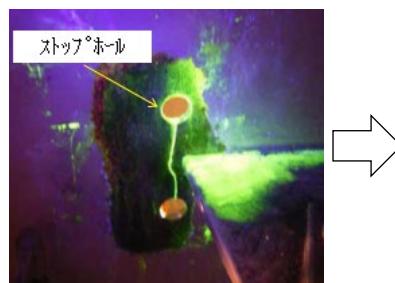


写真 19-2 ストップホール部の高力ボルト締め付け



写真 19-3 当て板(鋼板)による補修の施工例(切欠き部)

問 20. 次の損傷の種類と応急対策の組合せとして、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- | | |
|------------|--------------|
| ① 主構造の破断 | — ドリフトピンの打込み |
| ② 鋼構造の疲労亀裂 | — ストップホールの施工 |
| ③ ボルトの脱落 | — ボルトの復旧 |
| ④ 支承の損傷 | — 仮沓の設置 |

解答①

キーワード：応急対策、主構造の変形・損傷、仮支保工の設置、疲労亀裂、ストップホール施工、ボルトの脱落、ボルトの復旧、ドリフトピンの施工、支承の損傷、仮沓の設置

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)182-183 頁参照

応急対策とは、損傷の状況に応じた緊急の対応策で、その後に恒久的な補修・補強などの対策を行うことを前提とした暫定的な対策である。

主構造の破断といった重大損傷の場合には、道路橋として機能に支障が生じているか、また、生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態であり、仮支保工などによる仮補強の応急対策が必要となる。写真 20 は、トラス橋の弦材が破断し、応急対策として、破断箇所に仮支保工を設置した事例である。

鋼構造の疲労亀裂は、亀裂の進展を一時的に停止させる応急対策として、ストップホールが施工される。その際、亀裂の発生位置、亀裂の長さから緊急性の有無を確認し、構造物の安全性照査の結果、さらに通行止めや仮支持などの応急対策が必要となる場合がある。

ボルトの脱落による接合強度不足で、構造安全性を損なう状況と判断された場合には、緊急対策としてボルトの復旧やドリフトピンの打込みを行う必要がある。なお、ドリフトピンとは、先端にテーパーをもった仮設用のピンであり、継ぎ手の位置決めなどに用いられる。

支承の損傷として、下部工の移動などの原因により、支承ローラーが脱け出るような重大な損傷では、荷重支持ができなくなるとともに、路面に段差が生じて道路橋としての機能に支障をきたすため、仮沓を設置するなどの応急対策が実施される。

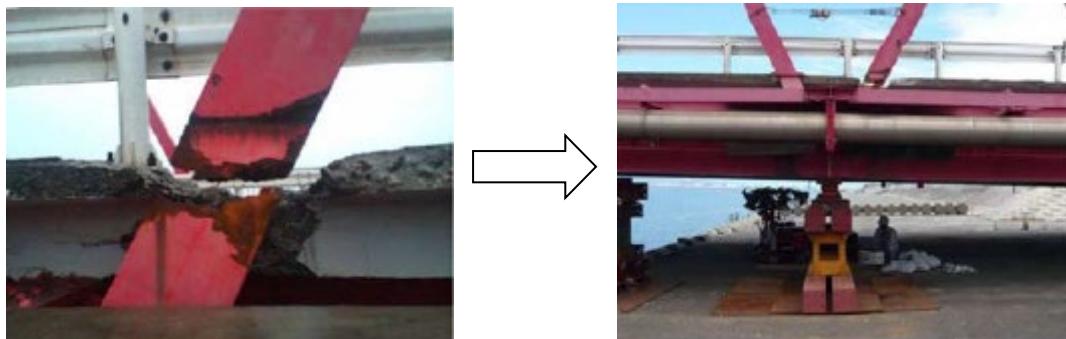


写真 20 トラス橋の弦材破断の応急対策

問 21. 横断歩道橋附属物に区分される次の部位のうち、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 目隠し板
- ② 舗装
- ③ 手すり
- ④ 照明施設

解答④

キーワード：横断歩道橋の附属物の種別

【解説】テキスト橋梁編(横断歩道橋編)5 頁参照

歩道橋は、(1)横断歩道橋本体-(a)上部工(b)下部工(c)階段(d)その他、(2)付属物、(3)通路及び添加物に区分される。

問 1 の設問は、付属物に分類されるものを選ぶので、高欄・照明施設・道路標識が該当し、題意から、④ 照明施設が正答となる。

① 目隠し板、② 舗装、③ 手すりは(3)通路及び添加物区分される部位である。

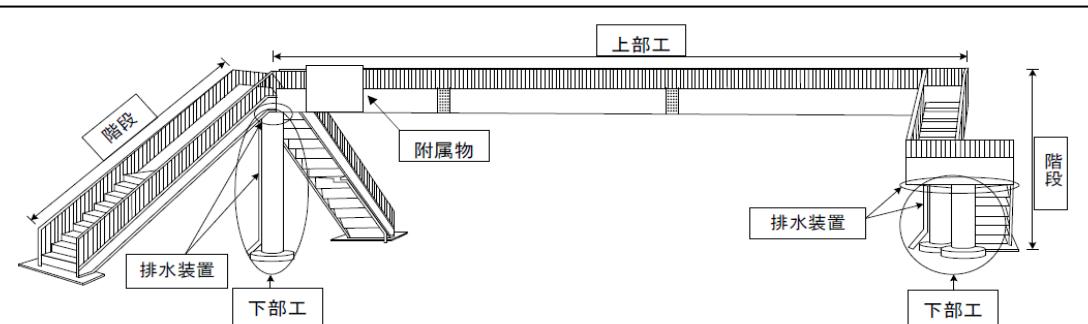


図 1 横断歩道橋部全体図

- (1) 横断歩道橋本体 - (a) 上部工（主桁、横桁、床版又はデッキプレート、地覆）
" - (b) 下部工（橋脚、支承、落橋防止構造、根巻きコンクリート）
" - (c) 階段（上部工との接合部、主桁、踏み板、蹴上げ、地覆、橋台）
" - (d) その他（排水管、排水槽）
- (2) 附属物（高欄、照明施設、道路標識）
- (3) 通路及び添架物（舗装、手すり、目隠し板、裾隠し板）

問 22. 横断歩道橋の設計施工に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 横断歩道橋は単純な構造であり、地震時には落橋のおそれがないことから落橋防止装置は必要としない。
- ② 横断歩道橋の直接基礎のコンクリート設計基準強度は、 $\sigma_{ck} = 24N/mm^2$ を標準とする。
- ③ 横断歩道橋の照明については、周辺の道路状況や通行する自動車の運転者に悪影響を与えないように設計しなくてはならない。
- ④ 活荷重による主桁の固有振動数は、1.5～2.3Hz にならないようにすることが、必要である。

解答①

キーワード：横断歩道橋の施工設計

【解説】テキスト橋梁編(横断歩道橋編)4～9 頁参照

立体横断施設の設置基準などは、「立体横断施設技術基準・同解説」(日本道路協会 S54.1)によるものとし、以下のとおりとすることが定められている。

- ・基礎工：直接基礎のコンクリート設計基準強度は $\sigma_{ck} = 24N/mm^2$ ($240kgf/cm^2$) を標準とする。(材料の許容応力 $\sigma_{ca} = 8N/mm^2$ の安全率 3 倍以上)
- ・落橋防止：地震に対して落橋のおそれのないよう道路橋示方書(V耐震設計編)・同解説(平成 24 年 3 月、日本道路協会)により設置するものとする。
- ・照明：照明施設の設置位置については、通行する自動車の運転者に悪影響を与えないよう考慮するものとする。
- ・振動：活荷重による主桁の固有振動数は 1.5～2.3Hz にならないようにすることが必要である。(活荷重の固有振動数との共振現象を防ぐため、また、低周波振動公害による人体への影響を避けるため)

従って、正解は、①で落橋防止装置は必要である。落橋防止装置の有無は、常識の範囲として知つてもらう必要がある。

問 23. 横断歩道橋の主要な損傷に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 歩道橋の主桁や横桁など主要鋼構造部材に生じた著しい亀裂や腐食（減肉）は、倒壊の原因となる損傷の可能性もあり、応急処置が必要である。
- ② 鋼構造部材の接合部に使用されている高力ボルトは、触診と打診によりゆるみなどを確認する必要がある。
- ③ コンクリート構造の部分に生じる損傷は、亀裂、うき、剥離・剥落、鉄筋腐食である。
- ④ 横断歩道橋本体に取り付けられている、標識や照明も歩道橋本体同様の点検を行うことが重要である。

解答③

キーワード：応急処置、応急対応

【解説】テキスト橋梁編(横断歩道橋編)10頁参照

- ① 主要鋼部材に生じた倒壊の可能性がある著しい亀裂や腐食（減肉）がある場合は、第三者被害などを避けるために立ち入り禁止措置や支保工補強などの仮補強を行うことが必要であり、適当。
- ② 適当
- ③ 亀裂は鋼部材に生じる損傷であり、コンクリート構造物に生じるのはひびわれであることから不適当。
- ④ 横断歩道橋の定期点検については、付属物に属する標識・照明も点検対象とすることから適当。

表 23 損傷の種類

鋼構造	コンクリート構造	その他
・腐食 ・亀裂 ・ゆるみ・脱落(ボルトなど)	・ひびわれ ・うき ・剥離・剥落 ・鉄筋腐食	・舗装のひびわれ・剥離 ・目隠し版・裾隠し板の亀裂・破断

問 24. 横断歩道橋の点検に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 定期点検は、横断歩道橋の維持管理を主目的とした点検であり、5年に1回以上行う。
- ② 定期点検は、横断歩道橋各部材の状態を把握・診断し、必要な措置を特定することを目的としている為、損傷の有無や損傷の程度などの情報を得る点検である。
- ③ 定期点検は、安全かつ円滑な交通の確保、沿道施設や第三者への被害防止を図るために、横断歩道橋の維持管理を適切に行なうことを目的としている。
- ④ 定期点検は、落下や倒壊による第三者被害を防止する観点から、特に構造体の接合箇所において、非破壊試験をともなう点検と損傷判定が重要である。

解答④

キーワード：定期点検と総点検

【解説】テキスト橋梁編(横断歩道橋編)11～24 頁参照

点検要領には、「定期点検要領」と「総点検要領」がある。

「定期点検」は、横断歩道橋の維持管理を主目的とした点検であり、定期的(5 年間隔)な点検を行うことにより、横断歩道橋各部材の状態を把握・診断し、当該横断歩道橋に必要な措置を特定するために損傷の有無とその程度などの情報を得るための点検である。さらに、その情報を用いて安全かつ円滑な交通の確保、沿道や第三者被害の防止を図るために横断歩道橋に係る維持管理を適切に行なうことを目的に実施するものである。また、点検結果は横断歩道橋の各部材について全体的な点検、部材ごとの対策区分の判定、部材ごとの健全性の診断及び橋単位の健全性診断までを行う。

これに対して、「総点検」は、市町村などの地方公共団体が点検する際の参考資料として作成されている。また、総点検は、落下や倒壊による第三者被害を防止する観点から点検を行うとともに、構造体の接合箇所において、特に入念な点検と、その損傷状況の判定が重要である。なお、ナットのゆるみなどがあれば、締直しなどの応急措置を行うことも大きな目的である。

その他として、定期点検と総点検では、点検表や評価判定は異なっているが、横断歩道橋の全部位が点検対象とすることなどは変わりない。

①②③ 正しい文章。

④ 定期点検については、落下や倒壊による第三者被害の防止と構造体の接合箇所において非破壊試験をともなう点検と損傷判定は要求されていないことから不適当。

問 25. 『損傷程度の評価』及び『対策区分の判定』に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 横断歩道橋は、橋梁と同様に 26 項目について損傷程度の評価を行う。
- ② 『対策区分の判定』は、『損傷程度の評価』を参考に緊急性と詳細調査の必要性、補修の必要性などを勘案し、判定しなければならない。
- ③ 橋脚部分に交通事故による火災跡が見られたが、すすの付着程度であり、塗膜面の膨れ、変色などは無かったことから、軽微であると判断し対策区分は“S2”とした。
- ④ 塗装のはがれが部分的に生じており、状況に応じて補修塗装が必要と判断したことから、“B”と判定した。

解答③

キーワード：点検項目と対策区分の判定

【解説】テキスト橋梁編(横断歩道橋編)25～29 頁参照

- ① 適当
- ② 適当
- ③ 「火災跡が見られたが、すすの付着程度であり塗膜面の膨れ、変色などは無かった」ことから、受熱温度から構造的な安全性が損なわれることはないと判断でき、火災跡は軽微と判断し、状況に応じて塗装する“B”的対策区分が妥当であり、“S2”判定は過大であり不適当。
- ④ 「塗装の剥がれが部分的」であり、錆など防食機能劣化が生じていない場合は、5 年以内に構造的な安全性が損なわれることもなく、緊急性を要することもないと判断できることから“B”判定は適当。

対策区分の判定“B”は、緊急性がなく、放置しても 5 年程度(次回の定期点検)以内で、構造上の安全性が損なわれる状態でない場合である。次回点検までに補修が必要であると判断した場合は、対策区分の判定は、“C1”又は“C2”となる。

表 5 対策区分の判定内容

判定区分	判定の内容	
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。	
B	状況に応じて補修を行う必要がある。	
C	C1	予防保全の観点から、速やかに補修などを行う必要がある。
	C2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修などを行う必要がある。
E	E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
	E2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。	
S	S1	詳細調査の必要がある。
	S2	追跡調査の必要がある。

問 26. 横断歩道橋の点検記録に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 異常音や振動など、写真や点検調書で詳細な状況が記録できないものについては省いてよい。
- ② 定期点検で発見した損傷は、その損傷状況を適切な方法で詳細に記録しなければならない。
- ③ 定期点検で損傷を発見した場合は、要素ごと及び損傷の種類ごとに状況を把握しなければならない。
- ④ 点検調書は、道路管理者が補修補強の要否を決定するための資料である。

解答①

キーワード：点検調書と対策区分の判定

【解説】テキスト橋梁編(横断歩道橋編)37～39頁、歩道橋定期点検要領 H26/6 版参照

歩道橋定期点検要領 26-6 によれば、把握した損傷状況は、適切な方法で詳細に記録しなければならないとしている。把握した損傷は、状況に応じて、次の方法でその程度を記録するものとする。

- (1) 損傷内容ごとに定性的な評価基準でその程度を表す区分を記録
- (2) (1)の方法で、データ化されないものの損傷図や文章記録

次に、(2)のデータ化されない情報で損傷図や文章などで記録しておく必要があるものの例を示す。

- ・コンクリート部材におけるひびわれ状況のスケッチ(スケッチには、主要な寸法も併記する。)
- ・コンクリート部材におけるうき、剥離、変色などの損傷箇所及び範囲のスケッチ
- ・鋼製部材の亀裂発生位置、進展の状況のスケッチ
- ・鋼製部材の変形の位置や状況のスケッチ
- ・漏水箇所など損傷の発生位置
- ・異常音や振動など写真では記録できない損傷の記述

① 異常音や振動については、橋梁定期点検要領 P.42 に②異常な音・振動の点検項目があり、異常な音・振動の発生位置やその範囲をスケッチや写真で記録するとともに、発生時の状況を損傷図に記録するものとすることの記載があることから、不適当。

- ②③④ 正しい文章。

問 27. 横断歩道橋の応急処置に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 横断歩道橋の鋼製橋脚基部に腐食が進行し、断面欠損が生じている部分が数か所あり、歩行や交通振動による橋の揺れもひどいことから、第三者の立ち入り禁止と早急な補強を道路管理者に申し出た。
- ② 横断歩道橋に設置された道路標識には腐食などの変状はなかったが、取り付けボルトにゆるみがあったので、増締めを行った。
- ③ 手すりと高欄部の取合部分に腐食が進んだ箇所があり、がたつきがあったので応急処置として針金で緊結した。
- ④ 目隠し板にひびわれが生じ、取付金具が外れ、落下の危険性があったので撤去した。

解答③

キーワード：応急措置対処方法

【解説】テキスト橋梁編(横断歩道橋編)41～43 頁参照

- ① 適当。
- ② 適当。損傷図にはゆるみがあった箇所を明記し、増締めを行なった旨を記載する。
- ③ わかりにくい文章であり、針金により緊結することは適当であるが、針金端部での第三者被害が生じる可能性もあり、緊結部養生が不足していることから不適当。
- ④ 脱落し、第三者被害が生じるおそれがある場合は、撤去しなくてはならないので、適当。

インフラ調査士講習会

演習問題

橋梁（コンクリート橋）編

< 目次 >

1. 概要 2問	1
2. 設計・施工の概要 6問	6
3. 主要な損傷（変状） 6問	9
4. 点検、試験方法 5問	15
5. 評価、判定 7問	20
6. 点検記録 2問	28
7. 措置 2問	30

問 1. 橋梁の桁に関する一般的な次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① PC 桁は、引張応力が作用する部分に、あらかじめ鋼棒や鋼線などを用いて圧縮応力を導入した桁である。
- ② PC 桁は、RC 桁に比べて支間を長くできる。
- ③ ゲルバー桁は、支間内で主桁にヒンジを設けた構造で、単純桁より支間を長くすることができます。
- ④ 正負の曲げモーメントが作用する連続桁に比べて、単純桁では主に正の曲げモーメントしか生じないため桁高を低くできる。

解答④

キーワード：PC 桁，RC 桁，単純桁，連続桁

【解説】テキスト 9 頁

桁の材料別や支持条件などによる分類について基本的な知識を問う問題である。

- ① PC 桁は引張応力が作用する部分に、あらかじめ鋼棒や鋼線などによる圧縮応力を導入した桁である。
- ② PC 桁は、RC 桁に比べて支間を長くできる。
- ③ ゲルバー桁は、主桁の中間部をヒンジ構造とすることで、単純桁より支間を長くすることができる利点がある。しかし、1975 年頃からは、ゲルバー桁のヒンジ部付近の主桁には応力集中による損傷が多くみられたことや複雑な構造計算が可能となったことにより、連続桁形式が多用されることになり、新設は皆無となった。
- ④ 単純桁では、正の曲げモーメントしか作用しないのに対して、連続桁では、正負の曲げモーメントが生じるため、桁高を低く抑えることが可能である。

よって不適当なものは、④である。

問 2. 橋梁の構造形式に関する一般的な次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 桁橋は、水平な桁（梁）とこれを支える橋脚（柱）で構成され、主桁と橋脚は剛接合となっている。
- ② ラーメン橋は、梁と柱が一体となった構造物である。
- ③ トラス橋は、棒部材を三角形に組み合わせ、それら部材の節点（格点）は、ヒンジ（回転できる）構造である。
- ④ 斜張橋は、塔から斜めに張られたケーブルで主桁を支え、その反力として桁に圧縮力を導入する構造である。

解答①

キーワード：橋梁の構造形式

【解説】テキスト6~8頁, 12~13頁

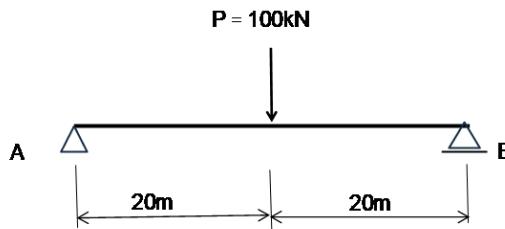
橋梁の構造形式について、基本的な知識を問う問題である。橋梁の基本構造である桁構造、ラーメン構造、トラス構造、アーチ構造、斜張橋、吊り構造などの特徴を理解しておくことが重要である。

- ① 桁橋は、橋の中で最も単純な形をしていて、桁を橋脚や橋台の上に架けた構造である。水平な桁（梁）とこれを支える橋脚（柱）で構成され、主桁と橋脚は剛接合となっている橋は、ラーメン橋である（6頁）。
- ② ラーメン橋は、上部と下部（脚）が一体となった構造物で、多種多様な構造形式がある（12頁）。
- ③ トラス橋は、棒部材を三角形に組み合わせ、それら部材の節点（格点）で部材が回転できる（ヒンジ）構造である（7頁）。
- ④ 斜張橋は、橋桁を塔から斜めに張られたケーブルで主桁を支え、その反力として桁に圧縮力を導入する構造である（7頁）。

よって不適当なものは、①となる。

問 3. 下図のような単純梁に荷重 P が作用した場合, 作用点(支間中央)に生じる曲げモーメントとして, 正しいものを一つ選び, 記号で答えよ。

- ① 1000 kN·m
- ② 2000 kN·m
- ③ 3000 kN·m
- ④ 4000 kN·m



解答①

キーワード：単純梁の集中荷重, 曲げモーメント

【解説】テキスト 23 頁

単純梁に集中荷重が作用した場合の曲げモーメントを計算する基礎的な問題であり, 構造力学の基礎として習得すべき知識である。

梁の断面力は, まず支点での反力を求め, 着目した部分(作用点など)のモーメントのつり合いから求める。

最初に, 反力 V_A , V_B を求める。

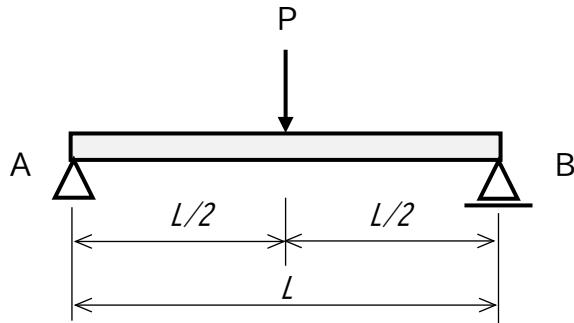
$$\sum Y=0 \text{ から} \quad V_A - 100 + V_B = 0$$

$$\sum M_B = 0 \text{ から} \quad V_A \times 40 - 100 \times 20 = 0 \quad V_A = 50(\text{kN}\cdot\text{m}) \quad (\text{上向き})$$

次に, 作用での曲げモーメントを求める。

$$V_A \times L/2 = 50 \times 20 = 1000(\text{kN}\cdot\text{m})$$

問 4. 下図に示すような単純梁に荷重 P が作用した時の梁の応力状態について、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。ただし、死荷重は無視する。



- ① 支点A及び支点Bに作用する鉛直方向の反力は、ともに $P/2$ である。
- ② 荷重 P が作用している位置での曲げモーメントは、 $PL/4$ である。
- ③ 荷重 P が作用している梁の上面と下面ともに圧縮応力が発生する。
- ④ 梁断面には、応力度がゼロとなる中立軸が存在する。

解答③

キーワード：単純梁、集中荷重

【解説】テキスト 21~22 頁, 25 頁, 30 頁

単純梁に集中荷重が作用した場合の梁の応力状態に関する基礎的な問題であり、構造力学の基礎として習得すべき知識である。

梁の断面力は、まず支点での反力を求め、着目した部分(作用点など)のモーメントのつり合いから求める。
(21~22 頁)

最初に、反力 V_A, V_B を求めると

$$\begin{aligned} \sum Y = 0 \text{ から } V_A - P + V_B &= 0 \\ \sum M_B = 0 \text{ から } V_A \times L - P \times L/2 &= 0 \\ V_A = P/2 \quad (\text{上向き}) \quad V_B = P/2 &\quad \cdots \cdots \text{①} \end{aligned}$$

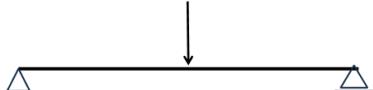
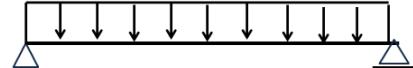
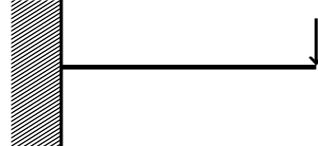
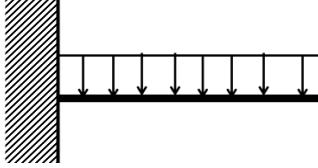
次に、荷重が作用している位置での曲げモーメントを求めると

$$M = V_A \times L/2 = P/2 \times L/2 = PL/4 \quad \cdots \cdots \text{②}$$

- ③ 枠構造では、橋上を自動車(活荷重)が、走行すると、その重みで枠自体が下側に曲がることになり、その結果として、枠(梁)の上側には圧縮、下側には引張の曲げ応力が発生する。(30 頁)
- ④ 梁が曲げ変形すると上端と下端の間に、無応力となる軸方向の面が生じる。これを中立面といい、中立面が梁の断面と交わる線を中立軸という。(25 頁)

よって不適当なものは、③となる。

問 5. 図のように単純梁と片持ち梁に荷重が載荷されている場合のせん断力図(Q 図)として, 不適当なものを一つ選び, 記号で答えよ。

記号	荷重の状況	せん断力図 (Q 図)
①		
②		
③		
④		

解答②

キーワード：せん断力図 (Q 図)

【解説】テキスト 24 頁 表 2.4-1

梁の断面力図(Q 図)に関する基礎的な知識を問う問題である。

①の組み合わせは、単純梁に 1 個の集中荷重が載荷した場合で、単純梁の集中荷重の作用点では、せん断力図は階段状に変化する。

②の組み合わせは、単純梁に等分布荷重が載荷した場合で、せん断力図は、両端のせん断力を求めてそれを結んだ斜めの直線となる。せん断力は、仮想の集中荷重の位置で 0 となる。



選択肢②の図は、単純梁に 1 個の集中荷重が載荷した場合の M 図である。Q 図は、上図のような図となる。

③の組み合わせは、片持ち梁の自由端に集中荷重が載荷した場合で、固定端から自由端までせん断力は一定の値となる。

④の組み合わせは、片持ち梁に等分布荷重が載荷した場合で、せん断力図は、一次関数で直線を表す式となる。自由端のせん断力は 0、固定端では最大となり、せん断力図はこれらを結んだ斜めの直線となる。

よって不適当なものは、②となる。

問 6. 単純梁の支間中央に荷重が作用した場合の最大たわみに関する次の記述のうち, 不適当なものを一つ選び, 記号で答えよ。

- ① 荷重Pが大きくなるほど, 最大たわみは大きくなる。
- ② 梁の断面二次モーメントが大きくなるほど, 最大たわみは小さくなる。
- ③ 支間が大きくなるほど, 最大たわみは大きくなる。
- ④ コンクリートのヤング係数が大きくなるほど, 最大たわみは大きくなる。

解答④

キーワード: 単純梁, 最大たわみ

【解説】テキスト27頁 表2.4-2

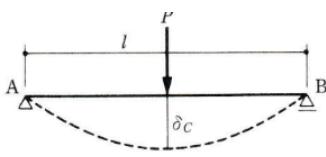
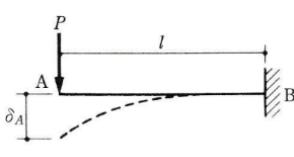
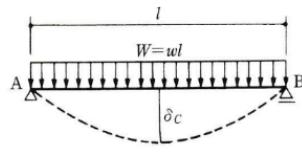
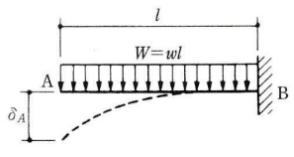
梁に荷重が作用した場合の梁の変形に関する基礎的な知識を問う問題である。梁の最大たわみの式は、理解しておきたい。

単純梁の中央に集中荷重が作用した場合の梁のたわみδの式は $\delta = \frac{PL^3}{48EI}$ となる。

このことから

- ① たわみδは、荷重Pに正比例する。
- ② たわみδは、はりの断面二次モーメントIに逆比例する。
- ③ たわみδは、支間lの3乗に正比例する。
- ④ たわみδは、梁のヤング係数(弾性係数)Eに逆比例する。

よって不適当なものは、④となる。

	単純梁	片持ち梁
集中荷重		
たわみ δ	$\delta_c = \frac{PL^3}{48EI}$	$\delta_A = \frac{PL^3}{3EI}$
分布荷重		
たわみ δ	$\delta_c = \frac{5w\ell^4}{384EI}$	$\delta_A = \frac{w\ell^4}{8EI}$

問7. 鉄筋コンクリートに関する次の記述のうち, 最も不適当なものを選び, 記号で答えよ。

- ① 部材中の圧縮力は主にコンクリートで, 引張力は鉄筋で受け持たせているのが一般的である。
- ② コンクリートには, 鋼材の錆の発生を防ぐ利点がある。
- ③ コンクリートには, 耐火性に劣る欠点がある。
- ④ コンクリートの収縮でひびわれが発生することがある。

解答③

キーワード: 鉄筋コンクリートの特性

【解説】テキスト8頁, 31~32頁, 53~54頁

鉄筋コンクリートの特徴に関する基礎的な知識を問う問題である。

- ① 部材中の圧縮力はコンクリートで, 引張力は鉄筋で受け持たせているのが一般的である。(8頁)
- ② 鋼材の錆の発生を防ぐ利点がある。コンクリート部材の中性化, 塩化物イオンの部材表面からの侵入に伴う鋼材の腐食による経年劣化に対する耐久性確保のために, 最小かぶりの確保が規定されている。(32頁)
- ③ 高温にさらされると変形しやすい鋼材を, コンクリートのかぶりで保護することで耐火性に優れた構造になる。
- ④ コンクリートは, 時間の経過とともに水和反応の進行や内部に含まれている水分の逸散によって収縮する。前者を自己収縮, 後者を乾燥収縮という。これらの収縮による変形が拘束された場合に発生するひびわれを収縮ひびわれという。(53頁)

よって不適当なものは, ③となる。

問 8. プレストレストコンクリート(PC)橋と鉄筋コンクリート(RC)橋を比較した次の記述のうち, 不適当なものを一つ選び, 記号で答えよ。

- ① PC 橋の設計では, 一般にひびわれの発生を許容していない。
- ② RC 橋の設計では, 一般にコンクリートの受け持つ引張応力を無視しており, 発生するひびわれ幅は何ら考慮されていない。
- ③ PC 橋に使用されているコンクリートの圧縮強度は, 一般に RC 橋の圧縮強度よりも高い。
- ④ PC 緊張材は, 鉄筋などの補強鋼材より高い引張強度を有している。

解答②

キーワード : PC 構造, RC 構造, ひびわれ, コンクリート強度, 鋼材強度

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)6, 27~29 頁参照

①の記述は, PC 構造の基本的な考え方を表したものである。

PC 構造物は PC 鋼材を緊張することでコンクリート部材に圧縮応力を作用させている。PC の種類は PC 鋼材の緊張程度により下記の構造タイプがある。

a)PC 構造:コンクリートにひびわれを発生させない。

・フルプレストレス :コンクリートに引張応力を発生させない。

・パーシャルプレストレス:コンクリートの引張応力を許容引張応力度以内に抑える。

b)PRC 構造:コンクリートのひびわれ発生を許容する。

ひびわれの発生は認めるが, 鉄筋を配置し, ひびわれ幅を制限する。

① PRC 構造とは, コスト低減を目的として, 一時的に大きな荷重(活荷など)が作用するときのみにひびわれを認める設計手法であり, PC 構造に近いが, RC との中間的な形式といえる。この PRC は, 近年, 道路橋でも採用されている。したがって, PRC 構造は PC 構造と異なっており, ①は正しい。

② RC 橋の設計では, コンクリートの引張抵抗を無視する応力計算方法を採用している。また, 道路橋示方書には具体的な許容ひびわれ幅の規定は記載されていない。ただし, 許容応力度として, 過大なひびわれ幅が発生しないように鉄筋応力度の上限値を設定している。したがって, ひびわれ幅をまったく考慮していないわけではないため, ②は不適当である。

③ RC より PC の方がコンクリート強度を高くするようにしている。なお, 一般的に, RC 構造物は普通コンクリートの使用に対して, PC 構造物では早強コンクリートの使用を基本としている。

④ PC 鋼材は, コンクリートに圧縮応力を与えるための緊張材として, 高強度の材料であり, 鉄筋に比べると, 強度はおおむね PC 鋼線で 4 倍程度高くなっている。なお, PC 鋼材と鉄筋の設計計算上のヤング係数は同じとしている。

問 9. 中性化に関する一般的傾向を示した次の記述のうち、最も不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 中性化は、常に湿っている箇所の方が、乾燥している箇所よりも進行しにくい。
- ② 普通ポルトランドセメントに比較して、混合セメントを使用したコンクリートの方が中性化速度は速くなる。
- ③ 中性化すると、アルカリシリカ反応は進行しにくくなる。
- ④ 塩害地域では、中性化すると塩化物イオンの濃縮現象が生じ、鉄筋腐食を促進することがある。

解答③

キーワード：中性化、不動態被膜、鉄筋腐食、アルカリシリカ反応、塩害

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)57~58頁参照

中性化とは、空気中の二酸化炭素や排気ガスが侵入し、表面からしだいにアルカリ性が中性化されていく現象である。この中性化が鉄筋深さ付近に達すると、鉄筋の不動態被膜を破壊していく。コンクリートの中性化により鉄筋が腐食すると、錆膨張によりひびわれが発生する。

- ① 中性化は、相対湿度が50~60%の範囲で最も進行しやすく、それ以上の湿っている箇所では進行しにくい。
- ② 混合セメントを使用すると高炉スラグやフライアッシュなどの混合材による置換でポルトランドセメント量が減り、水酸化カルシウムの生成量が少なくなるため、中性化速度は速くなる。
- ③ アルカリシリカ反応(ASR)とは、コンクリートの骨材に含まれるシリカ成分とセメント中のアルカリ金属(N, K)が化学反応することで、骨材が異常膨張し、コンクリートにひびわれ、変形、段差、変色、ゲルの滲出などが生じる。ASRに関わるアルカリ金属と中性化に関わる水酸化カルシウムとは異なっている。そのため、中性化は ASR の進行には直接関係しない。
- ④ コンクリートが中性化すると、セメント硬化体中に固定されていた塩化物イオンが遊離し、中性化フロント(先端部)に濃縮され、塩害を助長する場合が多い。

問 10. コンクリート打設後、時間的に最も早く生じる変状を次の中から一つ選び、記号で答えよ。

- ① アルカリシリカ反応によるひびわれ
- ② プラスチック収縮ひびわれ
- ③ 水和熱（硬化熱）によるひびわれ
- ④ 中性化とともに鉄筋の腐食膨張によるひびわれ

解答②

キーワード：ひびわれ

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)51～65頁参照

- ① アルカリシリカ反応(ASR)は、コンクリートの骨材に含まれるシリカ成分とセメント中のアルカリ金属(N, K)が化学反応することで、骨材が異常膨張し、コンクリートにひびわれが生じる。反応速度が遅いため、施工後数年以降に顕在化する。
- ② 打込み直後の急激な乾燥により、打込み面に微細な網目状のひびわれが生じる。また、結合材の偽凝結、夏期長時間の運搬などにも起因する。そのため、施工中に発生する。
- ③ セメントの水和熱による温度ひびわれには、内部拘束によるひびわれと外部拘束によるひびわれがある。内部拘束によるひびわれは、コンクリート表面と内部の温度差から生じるもので、コンクリート硬化後に発生する。外部拘束によるひびわれは、打設されたコンクリート全体の温度が降下する際の収縮変形が岩盤や既設コンクリートの拘束によって生じるもので、内部拘束よりも遅れて発生する。
- ④ 一般的なかぶりでは、コンクリートの中性化が鉄筋位置に達するまでに、長期間を有する。そのため、中性化による鉄筋腐食が開始するには、数十年以上かかるのが通常である。

したがって、ひびわれが発生する時期の最も早いのは②プラスチック収縮ひびわれである。

問 11. 鉄筋コンクリート構造物の耐久性に関する一般的な次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 水セメント比が小さいほど、凍結融解作用に対する抵抗性は向上する。
- ② AE 剤の添加量が増すほど、アルカリシリカ反応に対する抑制効果は向上する。
- ③ かぶりを大きくするほど、塩害対策効果は向上する。
- ④ 常時水中にある部分の方が、乾湿繰返しを受ける部分より、劣化しにくい。

解答②

キーワード：水セメント比、AE 剤、耐久性

【解説】テキスト 57~61 頁

塩害対策としては、コンクリート中への塩化物イオン、水、酸素の侵入低減などが有効である。混合セメントの使用は、アルカリシリカ(ASR)対策に有効である。

問 12 . コンクリートの凍害に関する一般的な次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 寒冷地のコンクリートの空気量は、温暖な地域よりも一般的に大きくしている。
- ② AE（空気連行）作用のある混和剤によって連行された独立気泡のコンクリート中での間隔が小さくなるほど、凍結融解作用に対する抵抗性は向上する。
- ③ 水セメント比が小さいコンクリートほど、凍害融解作用に対する抵抗性は向上する。
- ④ 温度が低下しやすい北面の方が、南面よりも凍結融解作用による劣化が生じやすい。

解答④

キーワード：凍害

【解説】テキスト橋梁編（橋梁編）60～61 項参照

凍害の対策などについては、テキストではあまり触れられていないが、コンクリートの基礎知識として必要である。

AE 作用のある混和剤によって、適切な空気量を連行することによりコンクリートの耐凍害性は向上するほか、所要のワーカビリティーを得るために必要な単位水量を減らせるため、一般に耐久性は向上する。そのため、寒冷地仕様では空気量を一般に大きくしている。連行された独立気泡は、コンクリート中の水分の凍結膨張圧を吸収するため、独立気泡間隔を小さくすることにより、水の凍結膨張圧を小さくできる。また、水セメント比を小さくすることで、コンクリートの強度が高くなることや自由水の量が減少するため、耐凍害性が向上する。凍結融解作用による劣化は、凍結融解繰返し回数の影響を大きく受ける。そのため、凍結繰返し回数の多い南面の方が、凍害劣化は進行しやすい。

問 13. 状態の把握における用語について、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

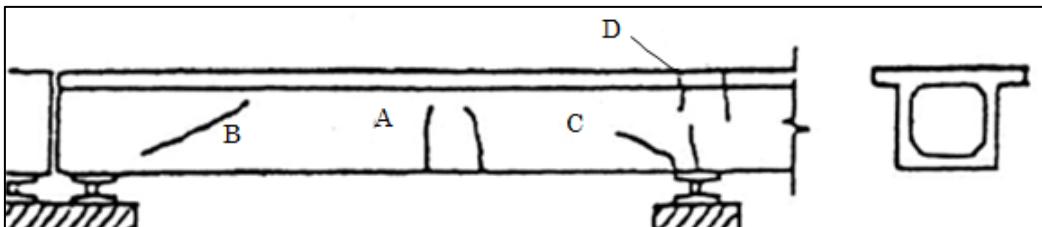
- ① 部材は、支承本体、主桁、橋脚等である。
- ② 部位は、部材中の特定部位であり、橋脚の柱部・壁部、梁部等である。
- ③ 主要部材は、損傷を放置しておくと橋の架け替えも必要になると想定される部材であり、支承本体、主桁、横桁、床版、橋脚、橋台等である。
- ④ 所見は、損傷状況について、部材区分単位で損傷種類ごとに橋梁診断員の見解を記述する。

解答③

キーワード：状態の把握

【解説】支承本体は、主要部材とは区分されていない。

問 14. 下図は、3径間連続コンクリート桁橋の側径間に生じるひびわれの例である。次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。



- ① Aのひびわれは、曲げひびわれと考えられる。
- ② Bのひびわれは、斜め引張応力によるせん断ひびわれと考えられる。
- ③ Cのひびわれは、曲げひびわれと考えられる。
- ④ Dのひびわれは、曲げひびわれと考えられる。

解答③

キーワード：曲げモーメント、曲げひびわれ、せん断ひびわれ

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)118～119 項、橋梁定期点検要領付録-1 10 頁参照

曲げモーメントが作用すると、図 8-a のように、引張応力によりひびわれが発生する。また、ひびわれは、図 8-b のように、引張応力と直交する方向に発生する。

引張応力は、図 8-c のように、曲げモーメントとせん断力の合成により方向が変化するため、ひびわれも場所により方向も変化する。一般に(ア)は曲げひびわれ、(イ)はせん断ひびわれと呼ばれ、ともに斜め引張応力による「斜め引張ひびわれ」である。

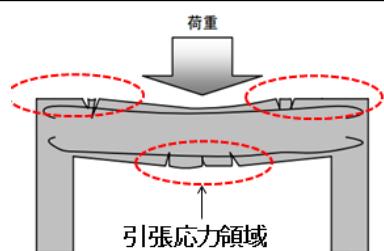


図 19-1 曲げひびわれ



図 19-2 引張応力とひびわれの方向

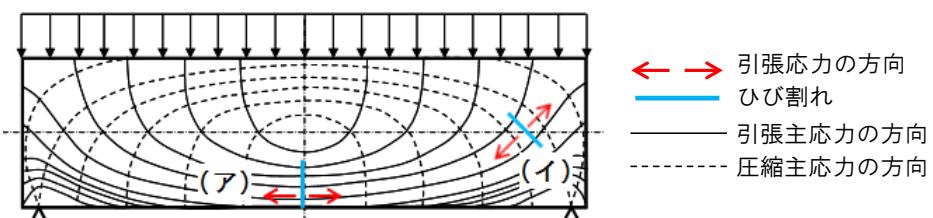


図 19-3 単純桁の応力分布とひびわれの方向

文献)HP「コンクリート・ドクターのためのひびわれ講座」より一部抜粋

この結果、設問の A, Dは曲げひびわれで、Bはせん断ひびわれであることから、①②④は正しい。C は、支承位置での応力集中に起因するひびわれからせん断ひびわれとして進展したもので、③が不適当である。

4. 点検、試験方法

問 15. 定期点検の目的について、次の文章の中の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組合せとして、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

定期点検は、（ア）に加えて、合理的な（イ）に資する情報を得る目的から（ウ）での対策区分の判定を行う。

記号	（ア）	（イ）	（ウ）
①	点検要領	維持管理	構造物単位
②	点検要領	損傷程度の評価	部材単位
③	法定事項	維持管理	部材単位
④	法定事項	損傷程度の評価	構造物単位

解答③

キーワード：定期点検、目的

【解説】橋梁定期点検要領の2. 定期点検の目的の解説(p. 6)の6～7行

問 16. 橋台のコンクリートを反発硬度法により下向きで測定したところ、47 の平均測定反発度を得た。以下の日本材料学会式から推定したコンクリートの圧縮強度のうち、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。ただし、コンクリートは乾燥していた。

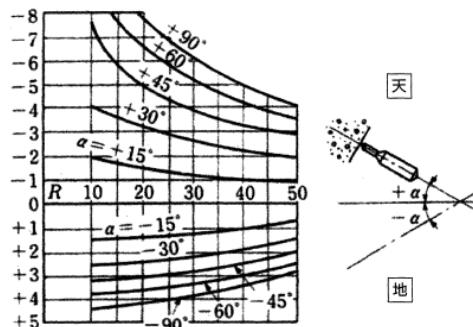
$$F_c = -18.0 + 1.27 \times R_0$$

ここで、 F_c ：圧縮強度の推定値 (N/mm^2)

R_0 ：基準反発度 ($R_0 = R + \angle R$)

R ：平均測定反発度

$\angle R$ ：角度補正值



- ① 50.5 N/mm²
- ② 45.5 N/mm²
- ③ 40.5 N/mm²
- ④ 35.5 N/mm²

解答②

キーワード：強度推定、反発度

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)213～214 頁参照

構造体コンクリート強度の推定として、コンクリートの反発度を利用した方法が、JIS A 1155「コンクリートの反発度の測定方法」及び JSCE-G504「硬化コンクリートのテストハンマ強度の試験方法」に規定されている。ハンマは、通常水平方向に打撃を行うが、梁下やスラブ下面では上向きに、スラブ上面では下向きに打撃することもある。ハンマによる打撃は、内蔵されている鋼球の跳返りを計測するため重力の影響を受け、上向きに打撃すると水平方向に打撃する場合より反発度は大きくなり、逆に下向きに打撃すると小さくなるため、補正が必要になる。そのため、問題文の下向きに打撃した場合は、以下のような計算で圧縮強度が推定できる。

$\angle R$ の角度の補正值は、下向きに打撃するため、-90° のラインを見る。

平均測定反発度 R は 47 であるため、グラフ横軸の $R=47$ の箇所を-90° のところまでおろすと、グラフ縦軸は+3 になる。

そのため、基準反発度 $R_0 = R + \angle R = 47 + 3 = 50$ となる。

よって、 $F_c = -18.0 + 1.27 \times R_0 = -18.0 + 1.27 \times 50 = 45.5 N/mm^2$ となる。

コンクリートの反発度は表面状態や乾湿の影響を受けるため、基本的に、測定は乾燥したコンクリートで判定する。また、壁及び床の厚さは 100mm 以上、柱及び梁では一辺の長さが 150mm × 150mm 以上の場合が測定の対象となる。

なお、この他に、材料学会では打設後の経年変化による補正(α)を考慮するようにしているが、国交省では、架設後の経過年数にかかわらず、経年係数 $\alpha = 1$ を基本としている。

問 17. 電磁波レーダ法及び電磁誘導法に関する次の記述のうち, 不適当なものを一つ選び, 記号で答えよ。

- ① 電磁波レーダ法は, 電磁誘導法よりもかぶりの大きい範囲まで鉄筋を検出できる。
- ② 電磁波レーダ法は, 空洞の検出ができる。
- ③ 電磁誘導法によるかぶり厚さの測定結果は, コンクリートの比誘電率の影響を受ける。
- ④ 電磁誘導法は, 非磁性体による表面仕上げが施されていても, 鉄筋を検出できる。

解答③

キーワード : 配筋探査, 電磁波レーダ法, 電磁誘導法

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)212~213頁参照

電磁波レーダ法は, コンクリートと電気的性質(比誘電率)が異なる鉄筋, 空洞などからの反射波を用いて, 鉄筋や空洞の位置を推定する方法である。電磁波レーダ法の長所としては, 電磁誘導法よりかぶりが厚い場合でも鉄筋位置の測定ができる。したがって, ①は適当である。また, 鉄筋だけでなく塩ビ管や空洞の位置も測定できるため, ②は適当である。

一方, 短所としては, コンクリートの比誘電率を用いるため, コンクリートの含水率の影響を受けることである。規格としては, 日本非破壊検査協会 NDIS 3429「電磁波レーダ法によるコンクリート構造物中の鉄筋探査方法」がある。

電磁誘導法は, コイルを巻いたプローブを用い, これに交流電流を流すことにより周囲に交流磁界を発生させ, 鉄筋などの磁性金属がプローブに近づくと電圧変化が生じることから鉄筋の位置を推定する方法である。

長所としては, 電磁波レーダ法のようにコンクリートの含水率の影響を受けない。したがって, ③は不適当である。また, コンクリートに空隙が存在したり, 非磁性体の表面仕上げを施してあっても鉄筋位置を測定できる。したがって, ④は適当である。

短所としては, 電磁波レーダ法より浅い位置の鉄筋しか測定できないことがある。規格としては, 日本非破壊検査協会 NDIS 3430「電磁波誘導法によるコンクリート構造物中の鉄筋探査方法」がある。

配筋探査の非破壊試験方法は, 電磁波レーダ法及び電磁誘導法の他に, テキスト橋梁編(橋梁編)206頁に示されているX線法(放射線透過試験方法)があり, 規格としては, 日本非破壊検査協会 NDIS 1401「コンクリート構造物の放射線透過試験方法」がある。

問 18. 赤外線サーモグラフィ法に関する次の記述のうち, 不適当なものを一つ選び, 記号で答えよ。

- ① 空隙部やうきがある部分のコンクリート表面の温度変化が周辺部分と異なる現象を利用した測定方法である。
- ② 日射が当たっている面や外気温上昇時には, 空隙部がある部分のコンクリート表面温度は, 周辺部分に比べて低温になる。
- ③ 表面状態が熱画像のみで判別が困難な場合は, 可視画像との比較が必要となる。
- ④ 汚れや色むらによってコンクリート表面温度に差が生じることがある。

解答②

キーワード：赤外線サーモグラフィ法, 空隙, うき

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)211～212頁参照

コンクリート内部の空隙あるいは仕上げ材のうきの広範囲の調査に, 赤外線法(赤外線サーモグラフィ法)を用いることがある。原理としては, コンクリート内部あるいは仕上げ材のうきによる空隙は, 表面からの熱を遮断する断熱層になるため, 日が当たる日中は欠陥部のコンクリート表面温度は健全部より上昇する。逆に, 夜間では日中に蓄積された熱が外部に放出されやすくなり, 欠陥部のコンクリート表面温度は健全部より低くなる。したがって, ①は適当であるが, ②は不適当である。

赤外線法は, 足場を設置する必要がなく広範囲の調査に適するが, 検出精度は赤外線検出素子の性能に依存する。

測定に当たっての注意事項としては, 変状を判別できる表面温度差が得られる時間帯を選んで撮影すること, 表面状態が熱画像のみで判別が困難な場合は可視画像と比較すること, 汚れや色むらによっても温度差が生じことがある。したがって, ③及び④は適当である。

規格としては, 日本非破壊検査協会 NDIS 3428「赤外線サーモグラフィ法による建築・土木構造物表層部の変状評価のための試験方法」がある。

問 19. JIS による圧縮強度試験方法に関する次の記述のうち, 不適当なものを一つ選び, 記号で答えよ。

- ① コアを採取する前に鉄筋探査を行い, 鉄筋を切らないようにする。
- ② コア供試体の直径は, 粗骨材最大寸法の 2 倍とする。
- ③ コア供試体の高さと直径の比が 2 より小さいときは, コア供試体の圧縮強度試験結果に補正係数を乗じる。
- ④ コア供試体の載荷面は, できるだけ平滑に仕上げ, 特に凸状にならないように注意する。

解答②

キーワード : コア採取, コア供試体, 圧縮強度試験

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)216 頁参照

コア採取及び試験方法の問題である。

コンクリート構造物からコアを採取する時は, 事前に鉄筋探査を行い, 鉄筋を切断しないようにする。したがって, ①は適当である。

圧縮強度試験を行う場合は, 採取方法として JIS A 1107「コンクリートからのコア及びはりの切取り方法並びに強度試験方法」と JCI-DDI「コンクリート構造物からのコア採取方法(案)」がある。JIS A 1107 では, 供試体の寸法は粗骨材最大寸法の 3 倍以上としているため, ②は不適当である。

供試体の直径と高さの比は 1:2 を原則としており, 供試体の高さが直径の 2 倍を下回る場合には, 強度試験結果に補正係数を乗じて, 直径と高さの比が 1:2 の供試体の圧縮強度に換算する。したがって, ③は適当である。

圧縮強度試験時に, コア供試体の載荷面が斜めになっていたり, 凹凸があつたりすると最大荷重が小さく測定され, 特に凸状の場合には大きく低下する。そのため, 載荷面は平滑に仕上げる必要がある。したがって, ④は適当である。

採取したコア供試体は, 上記の圧縮強度試験だけでなく, 中性化試験, 静弾性係数試験, 塩化物イオン含有量試験及び残存膨張量試験などに用いられる。

中性化試験には, JIS A 1152「コンクリートの中性化深さの測定方法」があり, コア供試体にフェノールフタレン溶液を噴霧して, 非変色部(赤紫色に変色していない部分)を中性化部とする。近年では, 日本非破壊検査協会規格 NDIS 3419「ドリル削孔粉を用いたコンクリート構造物の中性化深さ試験方法」によって, 中性化深さを測定する場合も多い。

静弾性係数試験には, JIS A 1149「コンクリートの弾性係数の試験方法」があり, コンプレッソメータやひずみゲージを用いて, 応力-ひずみ曲線から静弾性係数を求める。

塩化物イオン含有量試験には, JIS A 1154「硬化コンクリート中に含まれる塩化物イオンの試験方法」があり, コンクリート内部の塩化物イオン量の分布を求めるために, コア供試体をスライス・粉碎して試料とし, 電位差滴定法などでそれぞれの箇所の塩化物イオン量を求める。

残存膨張量試験では, アルカリシリカ反応により, コンクリートが今後膨張するかどうかを判定する試験であり, 建設省総プロ法, JCI-DD2 法, カナダ法, デンマーク法がある。

問 20. 橋梁の評価判定に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 「損傷程度の評価」は、今後の損傷進行を予測して厳しめに評価することが重要である。
- ② 「損傷程度の評価」は、特に損傷が激しいものを a, 損傷が認められないものを e とし、その中間的な損傷を段階的に b, c, d の区分で評価することとしている。
- ③ 「対策区分判定」において判断がつかない場合は、いずれは補修が必要になることから、C1 と判定する。
- ④ 「対策区分判定」の判定区分に対応する「健全性の診断」の判定区分の一般的な目安は、以下の表 1 となっているが、これは機械的なものではなく、合致しない場合には都度判断される。

表 1 判定区分

対策区分判定	健全性の診断
A, B	I
C1, M	II
C2	III
E1, E2	IV

解答④

き一ワード：損傷度の評価

【解説】テキスト 5.評価判定 p95,96,100,160

- ① 「損傷程度の評価」では、予断・主観の入らない外観事実に関する客観情報のみ記録し、主観的に厳しめ（もしくは甘め）に評価することは厳にしてはならない。選択肢の文章は不適当。
- ② 「損傷程度の評価」は 5 区分(a～e)に分けられ、とくに損傷が激しいものを e、損傷が認められないものを a、その中間的な損傷を b,c,d とする。選択肢の文章は不適当。
- ③ 「対策区分判定」は、次回定期点検までの橋の機能状態などの性能や健全性に対する措置方針についての評価(判定)であり、現状を正しく把握して評価する必要がある。選択肢の文章は不適当。
- ④ 正しい。

問 21. 橋梁定期点検要領では、コンクリート構造物の「剥離・鉄筋露出」について、損傷程度の評価区分を規定している。次の記述の中から正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 剥離は生じているが、鉄筋の腐食はみられないため、評価区分を“b”とした。
- ② 鉄筋が露出しているが、鉄筋の腐食が軽微なため、評価区分を“c”とした。
- ③ 鉄筋が露出しており、鉄筋が著しく腐食しているため、評価区分を“d”とした。
- ④ 鉄筋が露出しており、鉄筋が破断しているため、評価区分を“e”とした。

解答④

キーワード：鉄筋腐食、剥離

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)126～128頁、橋梁定期点検要領付録1-21頁参照

設問は鉄筋コンクリートの損傷種類「剥離・鉄筋露出」に対する『損傷程度の評価』区分の定義を問題としたものである。

ここで、点検要領による損傷状況による損傷評価区分は下表のとおりである。

点検要領による「剥離・鉄筋露出」損傷程度区分と状況

区分	一般的な状況
a	損傷なし
b	-
c	剥離のみ
d	鉄筋が露出し、鉄筋の腐食が軽微
e	鉄筋が露出し、著しい鉄筋の腐食 or 破断

したがって、結果的に①は“c”，②は“d”，③は“e”となり間違いで、④が正しい内容となる。

参考)

「剥離・鉄筋露出」は、コンクリートの剥離、剥落による鉄筋が露出している場合を対象にしており、鉄筋の腐食有無及び腐食程度により損傷程度の評価区分を設定している。

「ひびわれ」や「うき」のように、あきらかに鉄筋腐食が原因と判る場合でも鉄筋の露出が無い場合は両者それぞれの損傷種類として扱う。ただし、打音検査により「うき」の部分のコンクリートが剥離した場合は「剥離・鉄筋露出」として扱うように定義している。

また、鉄筋の腐食、破断は「剥離・鉄筋露出」とし、他の損傷種類「腐食」、「破断」は鋼橋に対応するものとして別の損傷種類にしている。

その他、損傷の種類においてそれぞれ適用範囲及び適用外の条件があるため、橋梁定期点検要領(付録-1)【他の損傷との関係】の項を参照してほしい。

問 22. 橋梁定期点検要領では、対策区分は A, B, C1, C2, E1, E2, M, S1, S2 の 9 区分としているが、次の RC 床版の損傷の判定に関する記述で、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 交通量の少ない一般環境で、1m以上の間隔で一方向のひびわれ幅が 0.1mm 以下の微細なひびわれが発生していたことから、“B”に判定した。
- ② ひびわれは少ないが、伸縮装置からの漏水がみられ、鉄筋腐食につながる可能性があると判断し、“C1”と判定した。
- ③ ひびわれの発生箇所で、局部的に断面欠損をともなう鉄筋腐食がみられたため、“C2”と判定した。
- ④ コンクリート塊の落下のおそれがあり、路下の通行人や車両に被害を与えるおそれがあるため、“E1”と判定とした。

解答④

キーワード：床版、ひびわれ、剥離

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)95～158 頁、

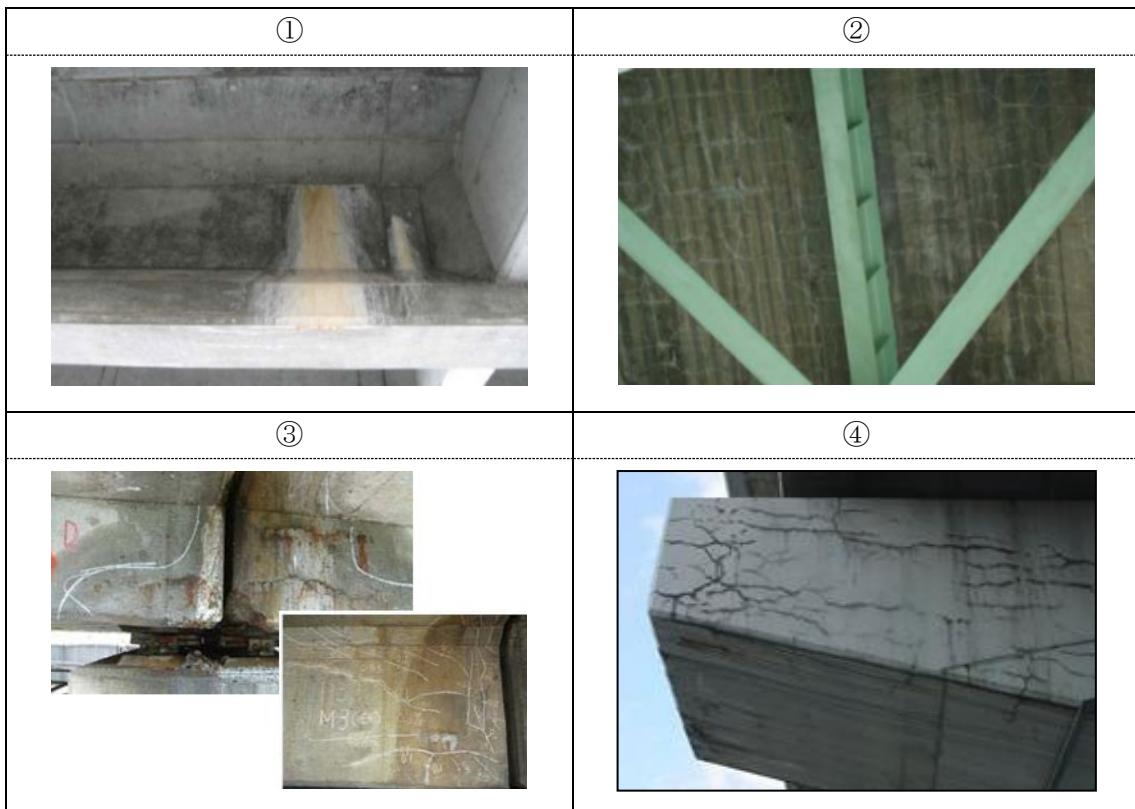
橋梁定期点検要領 19 頁付録 1-10, 24 頁付録 2-8, 13 頁参照

コンクリートの損傷に関する問題で、本来、『損傷程度の評価』を行い、その結果から『対策区分の判定』を行うが、本設問では、直接『対策区分』について問いている。

- ① 床版ひびわれ注の一方向ひびわれで、1m 以上の間隔で、ひびわれ幅が 0.05mm 以下であれば『損傷程度』は“b”となるが、0.1mm 以下であるから“c”となる。『対策区分』は交通量が少ないことを考慮すると、ひびわれ進行の問題は少ないと考えられ、損傷程度も軽度であることから“B”が妥当といえる。
- ② 床版に限らず主桁端部でもよくみられる劣化である。また、この部位は補修の施工が困難な場所であり、また、劣化の進行が速い箇所でもある。ただし、②の内容から、「ひびわれ」としては軽度な状況であり、場所的にも橋梁構造の安全性には直接影響しないことを加味すると、予防保全の観点から 5 年以内の対策とした“C1”が適当と考えられる。なお、伸縮装置からの漏水が確認できている場合は、損傷種類「漏水・滯水」としても扱うものとし、床版本体の対策とは別に、伸縮装置の防水措置あるいは取替えも有効な補修方法である。
- ③ ひびわれ部に断面欠損がみられることから、「床版ひびわれ」とは別に、「剥離・鉄筋露出」としても扱われ、しかも、鉄筋腐食から損傷程度は“d”又は“e”相当である。したがって、『対策区分』は、このまま放置すると床版としての耐荷力不足が生じる可能性があるため、損傷規模の大小により “C2”か“E1”となるが、ここでは、局部的な損傷であることから“C2”的方が適当と考えられる。
- ④ 第三者被害に関する問題であり、この状況では無条件に緊急対応が必要となる。問では『対策区分』を“E1”としているが、この場合は“E2”が正解となる。

注)ひびわれの損傷種類として、一般的なコンクリート部材の「ひびわれ」とは別に「床版ひびわれ」の規定があるのでその適用に注意が必要である。

問 23. 次のコンクリート橋の損傷写真について、橋梁定期点検要領による『健全性の診断』の区分“II（予防保全段階）”に相当する劣化を一つ選び、記号で答えよ。



- ① 主桁と床版継目部から激しい遊離石灰が生じており、 鑄汁の混入が認められる。
- ② 床版下面に一方向ひびわれが 0.5m 程度の間隔で発生している。ただし、漏水などはみられない。ひびわれ幅はおおむね 0.2mm 以下である。
- ③ 桁端部にひびわれ幅の大きく密な状態で発生しており、 部分的に鑄汁が確認される。
- ④ 過去にコンクリート塗装により補修されたが、 再度ひびわれが発生している。

解答②

キーワード：遊離石灰、鑄汁、ひびわれ、アルカリシリカ反応

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)95～161頁、橋梁定期点検要領19頁付録1-22,24,25頁参照

- ① ひびわれが床版上面まで貫通しているものと推測できる。したがって、損傷種類は「ひびわれ」と「漏水・遊離石灰」が対象となる。『損傷程度の評価』としての劣化度は「漏水・遊離石灰」の方が激しく、また、鑄汁混入の状況から、その『損傷程度』は“e”である。『対策区分の判定』としては部分的ではあるが床版と主桁が分離していること及び鉄筋腐食の進行性を考慮して“C2”が妥当と考えられ、『健全度』は“III”に相当する。
- ② 格子状(二方向)ひびわれ状態となる直前の状況と推測される。『損傷程度』は「床版ひびわれ」の一方向ひびわれとその幅が 0.2mm 程度であることから“d”となる。『対策区分』は車輪が直接載る主要部材としての床版の一方向ひびわれであることから“C”ランクが妥当と考えられる。ただし、漏水がみられないことを考慮すると“C2”より軽度な状態としての“C1”が適当と考えられ、『健全度』は“II”に相当する。

5. 評価, 判定

- ③ 床版端部の「ひびわれ」としては、幅が大きく、その間隔も密な状態であることから『損傷程度』は“e”である。また、主桁妻部は「剥離、鉄筋露出」の対象となることが推測されることから、点検時には留意する必要である。『対策区分』は、放置しておくと今後も進行することが予想されるが、現時点では緊急対応にまでは至らないと考えられことから“C2”が適当であり、『健全度』は“III”に相当する。
- ④ コンクリートの表面色が判らないが、ひびわれの発生状況からアルカリシリカ反応(ASR)によるものと推測できる。ASRは早いもので施工後数年、遅いもので10年以上経過してから発生することがあり、膨張にともなって進展するが、収束に至るまでには少なくとも10～20年程度はかかるともいわれている。また、写真の橋脚は、補修としてのコンクリート塗装後の再発であり、塗装種類や時期は不明だが、コンクリート内部の水分の逸散が十分でなかったと推測され、同様な状況は他の橋梁でも時々みられる。ここで、『損傷程度』は、あくまで「ひびわれ」として、幅、間隔の程度から“e”となる。この他に「補修・補強材の損傷」としても扱う必要がある。『対策区分』では損傷程度から早急に対応が必要となるが、ASRに関しては、膨張の進行、収束の有無の確認が重要となり、その状況により補修・補強工法も異なってくる。したがって、判定としては“S1”となる。また、『健全度』は、詳細調査結果を得た段階で決定する必要があるが、ひびわれ発生状況から“IV”とすることが一般的な判断と考えられる。

参考)

『対策区分の判定』と『健全度診断』の区分にはある程度の相関がある。しかし、これらの判定のもととなる『損傷程度の評価』は『対策区分』と相関しない場合もある。損傷程度は、現状の損傷を評価するもので、進行性の有無、それが主部材であるか否か及び橋梁構造に対する影響度合い、第三者被害の有無などを考慮していないからである。

問 24. 次の写真に関する記述のうち, 不適当なものを一つ選び, 記号で答えよ。なお, 写真はゲルバーひんじ部付近に発生した幅が 1mm 程度のひびわれ状況である。路面からの漏水やひびわれ部での鉄汁が認められる。

(左側) ひびわれ幅は 1mm 程度で, 鉄汁がみられる。			(右側) ひびわれや鉄汁はみられないが, 路面からの漏水による析出物がみられる。
----------------------------------	---	--	---

- ① 左側のひびわれ幅が大きく, 間隔が広いので, 「ひびわれ」の損傷程度は “d” と区分される。
- ② 右側は, ひびわれがみられず, 伸縮継手からの漏水がみられることから「漏水・滯水」として “e” と区分される。
- ③ 左側は, 構造上重要な部位の損傷であり, 対策区分は “S2” あるいは “E2” のいずれかに判定される。
- ④ 左側は, 機能に支障が生じる可能性が高いので, 健全性診断の判定区分は, “III” あるいは “IV” のいずれかに判定される。

解答③

キーワード : ゲルバー桁, ひびわれ, 鉄汁, 漏水

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)125, 129 頁, 橋梁定期点要領 10 頁付録 1-10, 21 頁参照

- ① 問題文は「ひびわれ」を対象としており, 幅は大きいがその発生は 1 本のみであることから, あくまで‘幅(大), 間隔(小)’として『損傷程度の評価』は“d”である。ただし, 鉄汁がみられることから, 損傷種類「漏水・遊離石灰」としても扱い, その評価としては“e”となる。
- ② コンクリートの損傷がみられず, 伸縮継手の劣化など外部からの漏水と想定されるため, 損傷種類は「漏水・滯水」であり, 『損傷程度』は有無の 2 段階としていることから“e”となる。
- ③ 『対策区分の判定』であるが, 間のように, 放置すると落橋に至る場合もあり“E1”が適当である。なお, コンクリート橋の場合, 橫横でゲルバー部内側の損傷が確認できないため詳細調査が必要“S1”とするのも間違えといえない。
- ④ 『健全度診断』では“IV”が最も適当と考えられるが, 詳細調査結果により, ゲルバー部内部が比較的軽度の損傷と判明した場合は“III”とする場合もありうる。

参考)

橋梁の位置関係の用語として, 橋軸方向は‘起点側, 終点側’, 橋軸直角方向(断面方向)は起点側からの視線で‘左側, 右側’と呼称している。

問 25. 『損傷程度の評価』に関する次の記述のうち, 最も不適当なものを一つ選び, 記号で答えよ。

- ① ひびわれから漏水が生じている場合は, 「漏水・滯水」として扱う。
- ② 舗装に軽微なひびわれがある場合は, 「舗装の異常」として扱う。
- ③ 「うき」と「剥離・鉄筋露出」の両方が混在している場合は, 「うき」と「剥離・鉄筋露出」の2項目として扱う。
- ④ 補修としてコンクリート表面に施された塗装が変色している場合は, 「補修・補強材の損傷」として扱う。

解答①

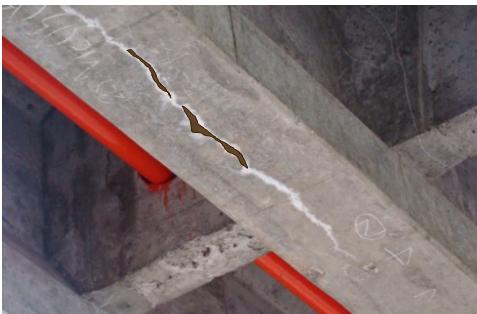
キーワード : ひびわれ、損傷度の評価

【解説】テキスト 5.評価判定 p128(ひびわれからの漏水),p137(舗装の異常),p133(うき),p147(変色・劣化)を参照。

②③④は正しい。

①については,ひびわれからの漏水は「漏水・遊離石灰」として扱う。「漏水・滯水」は伸縮装置,排水溝取付位置からの漏水や支承付近の滯水を対象とする。

問 26. 次の写真は、PC 枠を点検した時のものである。この状況から「橋梁定期点検要領」により判定を行った結果として、適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

写真	点検結果
	<p>【損傷状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支間中央部、主桁下面にひびわれが生じている。 ひびわれから遊離石灰が生じている。 遊離石灰には、錆汁の混入が認められる。 <p>【損傷程度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大ひびわれ幅 : 0.3mm 最小ひびわれ間隔 : ひびわれは下面に1本のみ生じている <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 軸体内部の緊張材に沿ってひびわれが生じていると考えられる。

記号	損傷程度の評価		対策区分の判定	健全性の診断
	ひびわれ	漏水・遊離石灰		
①	c	d	B	I
②	d	d	C1	II
③	d	e	C2	III
④	e	e	E1	IV

解答③

キーワード：ひびわれ、有利石灰、錆汁

【解説】テキスト 5.評価判定 p117～119(ひびわれ),p128(漏水・遊離石灰)を参照。

ひびわれ幅「大」、ひびわれ間隔「小」より、「損傷程度の評価」は「大小:d」である。また、ひびわれから生じた遊離石灰には錆汁が混入しているため、「漏水・遊離石灰」としての「損傷程度の評価」は「e」である。

速やかに補修するほどの緊急性ではなく、「対策区分の判定」は「C1」、「健全性の診断」は「II」が妥当である。

問 27. 点検調書の記録方法に関する次の記述にうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 点検調書に記録された情報は、維持・補修などの計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、様々な形で利用される。
- ② 点検調書の橋梁の諸元と総合検査結果には、複数の部材の複数の損傷を総合的に評価するなど、橋梁全体の状態について所見を記入するが、道路橋ごとの健全性の診断結果(I～IV)は記載しない。
- ③ 点検調書の損傷図の記入において、図や文章だけで表せない情報は適切な特記や凡例などを用いてその状況を表現する。
- ④ 定期点検の結果、健全性の診断が困難な場合には、速やかに詳細調査を行ない、その結果をもとに判定する。

解答②

キーワード：点検調書、総合検査結果、損傷図、健全性の診断、詳細調査

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)162～181頁

点検調書の記録方法は、橋梁定期点検要領の定期点検結果の記録付録-3「1点検結果の記入要領」と、点検調書の「(その1)橋梁の諸元と総合検査結果」から「(その11)対策区分判定(点検調書(その10)に記載以外の部材)」に各々記入要領が示されている。

- ① 定期点検で行った損傷についての点検結果は、維持・補修などの計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、対象橋梁の諸元について「道路管理データベースシステム」のデータなどを活用して整理し、点検調書として適切な方法で記録、蓄積しておかなければならない。
- ② 「点検調書(その1)橋梁の諸元と総合検査結果」には、対象橋梁の諸元については「道路管理データベースシステム」のデータなどを活用して整理し、定期点検結果の総合所見として、複数の部材の複数の損傷を総合的に評価するなど、橋梁全体の状態についての所見を、「総合検査結果」欄に記入する。加えて本調書には、道路橋ごとの健全性の診断結果(判定区分：I～IV)を記載する。
- ③ 「点検調書(その5)損傷図」には、損傷状況を示す情報のうち、定性的な評価基準を用いて損傷の程度を表せない情報については、本点検調書上で、損傷図や文章などを用いて記録する。損傷図の記入に当たっては、凡例の内容を損傷図に添付して、参考としても良いとしている。
- ④ 健全性の診断は、損傷が道路橋の機能におよぼす影響の観点から判定を行うものであり、「健全性診断の判定区分」による。ただし、健全性の診断(判定区分：I～IV)が困難な場合は、速やかに詳細調査を行い、その結果をもとに区分を行う。環境や地域の状況など一般的な損傷要因だけでは原因が説明できない状況の場合や、アルカリシリカ反応などの事象は、基本的に詳細調査を行う必要がある。

表 32 健全性診断の判定区分

区分	定義
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状況
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期処置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態。
IV 緊急処置段階	道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずるべき状態。

6. 点検記録

問 28. 健全性の診断の記録に関する次の記述の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組合せとして、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

（ア），（イ）については、補修等の措置が行われたり、その他の事故や災害等により道路橋の状態に変化があつたり、追加調査などを実施し、より詳しい道路橋の状態を把握した場合には、（ウ）を行つてその結果を記録に反映させておかなければならぬ。

記号	（ア）	（イ）	（ウ）
①	損傷区分の判定	耐久性の診断	再評価
②	損傷区分の判定	健全性の診断	再検査
③	対策区分の判定	健全性の診断	再評価
④	対策区分の判定	耐久性の診断	再検査

解答③

キーワード：点検調書、記録、損傷区分の判定、再評価

【解説】「講習会用テキスト 2020.9 版」 162 頁参照(健全性の診断の記録)

問 29. コンクリートに発生したひびわれ、剥離の補修に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 鉄筋腐食でひびわれ、剥離が生じた箇所の補修は、腐食した鉄筋の錆を除去することが原則である。
- ② 断面修復には、ポリマーセメントモルタルが使用されることがある。
- ③ 注入工法は、ひびわれに樹脂などを注入することにより、雨水、炭酸ガスの侵入を防ぐことを目的としている。
- ④ アルカリシリカ反応によるひびわれ、剥離の補修は、水分の侵入を防ぐため表面塗装工法が最適である。

解答④

キーワード：ひびわれ、剥離、鉄筋腐食、断面修復、注入工法、アルカリシリカ反応

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)187 頁参照

コンクリート橋は、鋼橋に比べると補修と補強が明確に区分できる。したがって補修方法と損傷程度に対する「コンクリート橋の主要な補修方法の選定フロー」などにより行なうことを原則としている。

- ① 鉄筋が腐食している場合は、錆膨張によるさらなるひびわれやうきの発生と腐食の進行を防ぐため、鉄筋の裏側までコンクリートをはり、鉄筋の錆落し後に鉄筋の防錆処理を行うことが原則である。
- ② 断面修復は、コンクリートが劣化(うき、剥離、剥落)により元の断面が喪失した場合の修復、あるいは、中性化、塩化物イオンなど劣化因子を含むかぶりコンクリートを撤去した場合の断面修復を目的として行なわれ、ひびわれ補修の充填工法にも使用されるポリマーセメントモルタルなどで修復する。
- ③ ひびわれ部の注入工法は、雨水や炭酸ガスなどの侵入を防ぎ、鉄筋の腐食防止を目的とし、使用材料によっては構造物と一体化を図ることも可能である。このため、補修方法としては最も普及した工法である。
- ④ アルカリシリカ反応によるひびわれ、剥離の補修工法は、「アルカリ骨材反応による劣化を受けた道路橋の橋脚・橋台躯体に関する補修・補強ガイドライン(案)：ASRに関する対策検討委員会(平成 20 年 3 月)」にもあるよう補修の必要性も含め詳細調査(残存膨張量試験含む)などにより補修工法を決める必要がある。このため補修工法は、ひびわれ充てん工法や断面修復工法など各種あるため、表面塗装工法が必ずしも最適とはいえない。

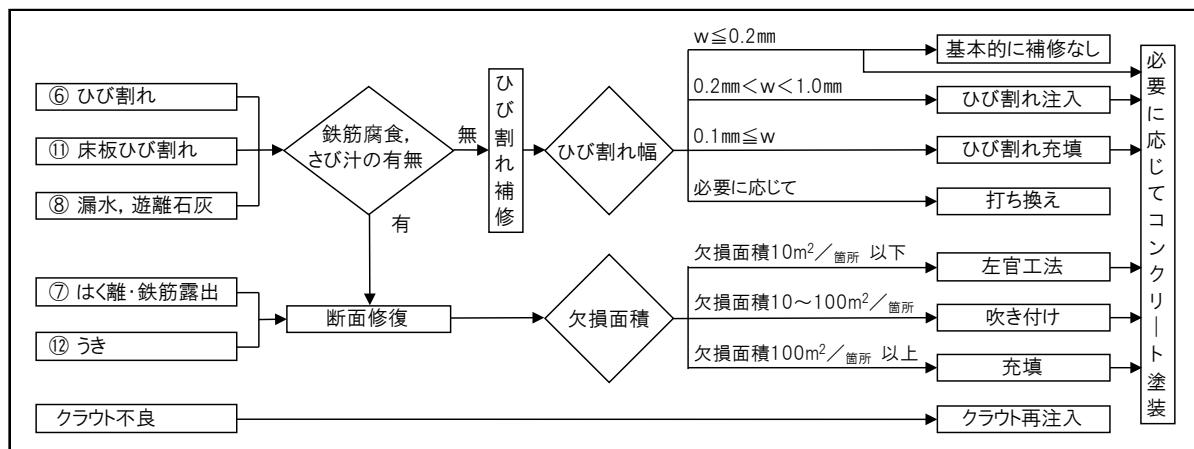


図 34 コンクリート橋の主要な補修方法の選定フロー(○数字は損傷の分類番号)

問 30. RC 床版の補強工法に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 鋼板接着工法は、床版の下面に鋼板を取付ける(密着)工法で、床版の耐力を向上させることができる。
- ② FRP 接着工法は、床版の下面に炭素繊維シートなどを接着する工法で、断面剛性の増加が小さいため、剛性の向上対策には適さない。
- ③ 上面増厚工法は、床版の上面を切削、研掃後、鋼繊維コンクリートなどを打ち込み、床版を厚くする工法のため、耐力向上には適さない。
- ④ 縦桁増設工法は、一般的に既設の主桁間に縦桁を追加する工法で、床版に作用する曲げモーメントを低減することができる。

解答③

キーワード：鋼板接着工法、FRP 接着工法、上面増厚工、縦桁増設工法

【解説】テキスト橋梁編(橋梁編)197～212 頁参照

コンクリート構造物の補修・補強は、耐力や剛性の力学的性能の低下を回復又は向上させる目的で行われる。補強内容と工法、対象構造物の主たるもの下記の表に示す。

- ① 鋼板接着工法は、RC 床版の引張作用面に鋼板を取付け(密着)、鋼板に引張補強材としての効果を期待するもので、曲げ及びせん断補強に使用できる。なお、既存の床版と鋼板の空隙には、注入用接着剤を圧入し、既設部材と一体化(密着)させる必要がある。
- ② FRP 接着工法は、RC 床版の下面に炭素繊維やアラミド繊維などのシートを接着する工法で、長所は軽量で耐食性に優れている点などで、短所は断面剛性の増加が小さいため剛性の向上対策には適さないなどである。強度は一方向性であるため、2 方向に配置してシート状にしたものも使用されている。
- ③ 上面増厚工法は、RC 床版の上面を切削、研掃後、鋼繊維コンクリートなどを打ち込み、床版を厚くする工法であり、コンクリートのみの増厚と補強鉄筋を配置する方法がある。これに対して、下面増厚工法も床版の補強として使用される例が多いが、床版下面に鉄筋などの補強材を配置し、付着性の高いモルタルを用いて左官仕上げあるいは吹付けで施工する。上面、下面増厚工法共に床版の耐力向上に適する。
- ④ 縦桁増設工法は、床版に対する補強方法であり、主桁間中央に縦桁を挿入し、床版の支間を短くすることで床版に作用する曲げモーメントを低減する工法である。一般的には、鋼桁の RC 床版に対する補強方法として使用され、必要に応じて鋼板接着工法と併用されることもある。

表 35 コンクリート構造物の補強工法と対象構造物

補強内容	工法	対象構造物	
		上部構造	下部構造
		主桁	床版 (橋脚)
コンクリート部材の交換	打換え ^{※1}		○
コンクリート断面の増加	上面増厚		○
	下面増厚	○	○
	巻立て		○ ^{※2}
補強材の追加	鋼板接着	○	○
	FRP接着	○	○
	鋼板巻立て		○
	FRP巻立て		○
部材の追加	縦桁増設	△	○
支持点の追加	支持点増設	○	
プレストレスの導入	外ケーブル	○	○ ^{※3}

※1) 鋼桁のコンクリート床版

※2) 橋脚のASRの補強、または耐震補強としてのRC、PC巻立て

※3) 橋脚の張出し梁

インフラ調査士講習会

演習問題

トンネル 編

< 目次 >

1. 概要 2 問	1
2. 道路トンネルの設計・施工 2 問	3
3. 変状と発生原因 4 問	5
4. 定期点検方法と状態の把握 4 問	10
5. 評価, 判定 4 問	14
6. 定期点検結果の記録 2 問	18
7. 措置 2 問	20

問 1. わが国の社会資本の状況を説明する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① わが国の社会資本の総ストック額は、平成 8 年（1998 年）で 600 兆円、平成 25（2013 年）で約 750 兆円を超える。道路が 32%，農業漁業が 15%，治山・治水が 13%，学校・社会教育が 11%，下水道が 7% を占める。
- ② 道路の総延長は約 117 万 km であり、このうち最も多いのは都道府県管理である。
- ③ 高速道路や国道、市町村道などを含めた全国のトンネル数は約 1 万本、このうち 4800 本程度が 1982 年以前に開通しており、供用後 40 年以上のものが 3200 本程度である。
- ④ 中央高速自動車道笛子トンネルの天井板落下事故の直接的な原因は、供用後 30 年以上を経過した天井板を固定する樹脂アンカーの劣化と付着強度不足によるものであり、通常の点検体制と点検方法が社会的に問われるきっかけになった事故であった。

解答②

キーワード：社会資本ストック

【解説】テキスト（トンネル編）1～2 頁参照

社会資本の総ストック額は平成 25 年度で、約 750 兆円で、道路が 32% と最も多い。次いで農業・漁業（15%）、治山・治水（13%）、学校・社会教育（11%）と続く。道路が最も多いことを理解しておく。

道路総延長は、平成 13 年度で、約 117 万 km であり、この内訳は、国直轄が 2.2 万 km、県管理が 16 万 km、市町村が 98 万 km であり、市町村が約 84% を占め最も多い。これは幹線から放射状に伸びた平面道路（生活道路）の延長が影響している。

全国のトンネル本数は、高速道路や国道、市町村道などを含めて、約 1 万 300 本、このうち 4800 本程度が 1982 年以前に開通しており、築 40 年以上のものは 3200 本程度にのぼるとみられる。

2012 年 12 月発生した中央高速自動車道笛子トンネル天井板落下事故である。この事故では、天井のコンクリート板が約 130m 区間にわたって突然落下し、走行中の車複数台が巻き込まれて 9 人の死者が出た。直接的な原因は、築 30 年以上を経過した天井コンクリート板固定アンカーの劣化と付着強度不足によるものであったが、通常の点検体制と点検方法が社会的に問われた事故でもあった。

保有する社会資本や道路、トンネルの現状（本数や延長）、管理者、社会的影響の大きかった事故などそれぞれの概要を理解しておく必要がある。

問 2. トンネル工法とその構造を説明する次の記述のうち、最も不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① シールド工法は、比較的軟弱な地盤に適用されるトンネル工法で、一般に覆工はプレキャスト製のセグメントと呼ばれる部材を組み立てた構造である。
- ② 開削工法は、一般に仮設の土留めを施し掘削した後、現場打ちコンクリートを用いてトンネル断面を形成し、土を埋め戻すものである。
- ③ 沈埋工法は、海底を掘削後、海中で箱形構造のトンネルを現場打ちコンクリートを用いて構築するものである。
- ④ NATM は、一般的にロックbolt, 吹付コンクリート, 鋼アーチ支保工によって地山の安定を図りながら掘削し、覆工を施してトンネルを構築するものである。

解答③

キーワード：トンネル工法，山岳工法，シールド工法，開削工法，NATM

【解説】テキスト(トンネル編)10～41 頁参照

シールド工法は、一般に都市部の比較的軟弱な地盤に用いられるトンネル工法で、トンネル本体は、セグメントと呼ばれる一次覆工及び現場打ちコンクリートの二次覆工からなる(ただし一次覆工のみで仕上げているものもある)。セグメントは、プレキャストコンクリート製や鋼製、コンクリートと鋼を一体化させた合成セグメントがある。

開削工法は、地盤をオープン掘削又は山留め掘削した後、ボックス形の本体を設置し、土を埋め戻すトンネル工法である。一般に、トンネル本体は現場打ちコンクリートによって構築される。また、側壁、底版、頂版が一体となったボックス形のプレキャスト製品を、防水目地を介して連結するものもある。

沈埋工法は、海底を掘削後、セル(函体)を海底に沈め、セルを連結した後、セル内の海水を汲み出してトンネルを構築する工法である。沈埋する函体は、鋼殻、コンクリート、鋼コンクリート、プレキャストセグメントの4タイプがある。

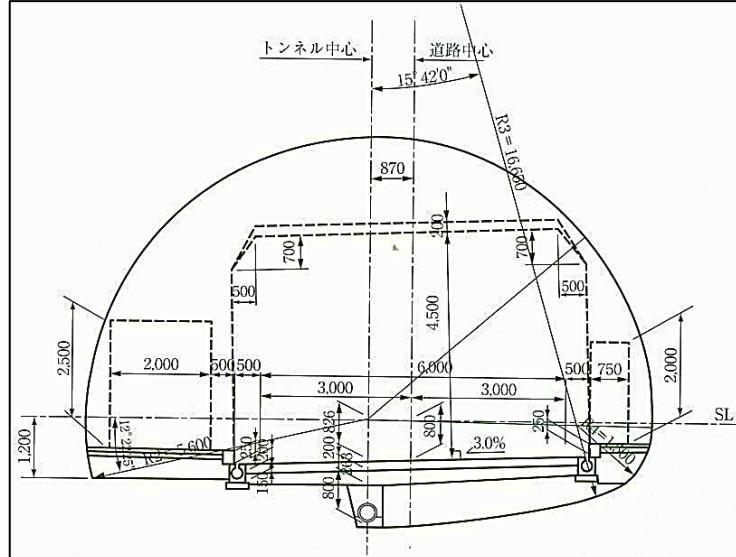
NATM は、吹付けコンクリート、ロックbolt、鋼アーチ支保工などによって地山を支保し、その後、現場打ちコンクリートによって覆工を構築するトンネル工法である。また、トンネル底部のインバートコンクリートを打設してトンネル断面構造を閉合する場合もある。

対応する地質条件や地形や地域など、様々な条件を考慮してトンネル工法が採用される。上記には、それぞれの工法の基本的なトンネル構造について解説している。

道路点検要領によるトンネルの点検・評価・判定の解説は、上記の山岳工法(矢板工法含む)を主な対象としていることに留意されたい。

問 3. 道路トンネルの断面設計、施工において、下図を説明する記述のうち、最も不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① このトンネルの車線は 2 車線で計画されている。
- ② このトンネルには歩道が設けられている。
- ③ このトンネルには監視員通路が設けられていない。
- ④ このトンネルの建築限界の余裕高さは 200mm 見込んでいる。



解答③

キーワード：トンネル設計、標準断面、断面設計

【解説】テキスト(トンネル編)16 頁参照

トンネルの内空断面の形状と寸法は、道路構造令に定める所用の建築限界及び換気などに必要な断面を包含し、トンネルの安全性と経済性を考慮して定めるものとされる。同一断面に自動車、自転車、及び歩行者を通行させるトンネルにあっては、特に自転車及び歩行者の安全に留意した構造としなければならない。

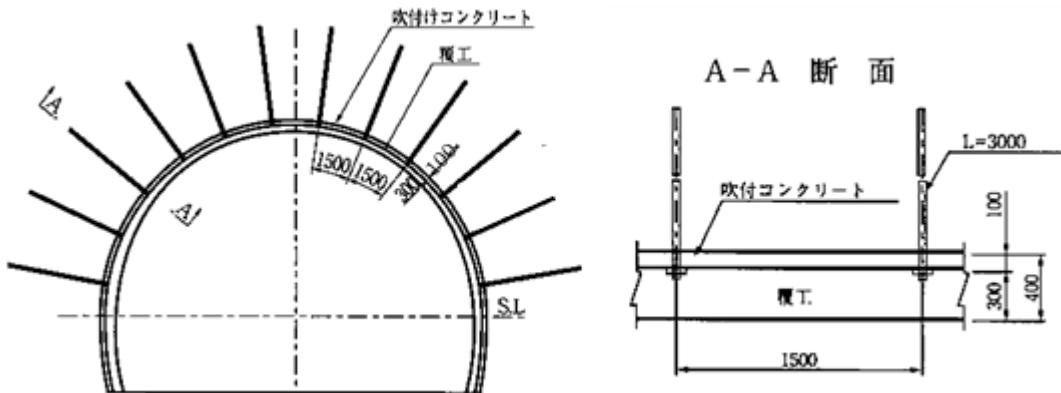
このトンネルの断面は第 3 種の一般国道に適用される歩道(幅 2m)付きトンネルの断面図である。

トンネルの車線は $3,000 \times 2$ 車線となる計画断面である。断面左側の $W2,000 \times H2,500$ は自転車及び歩行者を通行させる歩道を示しており、点検員通路を兼ねている。

断面右側の $W750 \times H2,000$ は監視員通路である。監視員通路はトンネルの維持点検の安全を確保、トンネル設備用配管の収納に用いる通路である。厳密にはマウントアップが 0.9m のものを監視員通路、0.25m のものを監査歩廊と区分しているが、他にも利用される通路であることから点検通路とは言わない。

トンネル車道部の建築限界 4,500 の上部の 200 mm は舗装などのかさ上げなどを見込んだ余裕高さであり、④も正解である。

問 4. 下図のトンネル構造を説明する記述のうち、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。



- ① このトンネル断面の覆工コンクリートの厚さは 40cm である。
- ② このトンネル断面のロックボルトの長さは 3.0m である。
- ③ このトンネル断面のインバートの厚さは 45cm である。
- ④ このトンネル断面の鋼アーチ支保工の部材は H-100 である。

解答②

キーワード：山岳工法の支保構造、トンネルの支保パターン図

【解説】テキスト(トンネル編)26 頁参照

山岳工法で施工される支保構造の事前設計は、地山分類に応じて標準的な幅員のトンネル断面ごとに標準的な組合せが設定されている。

このトンネルの支保構造は通常の地山条件(土被り 20m以上 500m未満程度)における内空幅 8.5m～12.5m程度、内空縦横比が概ね 0.6 以上の通常断面トンネルの標準的な支保構造の組合せの目安を示したものである。

この支保パターン図から、A-A断面図から覆工の厚さは 300 mmである。400 mmの寸法は覆工厚と吹付コンクリート厚を含むものである。

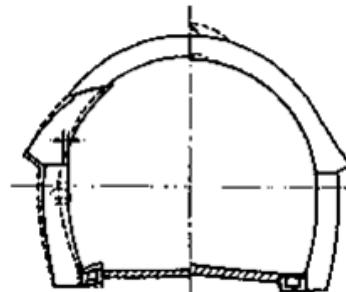
このトンネル断面のロックボルトの長さは A-A断面から、 $L = 3,000$ でありロックボルトの長さは 3.0mであり②が解答である。トンネル断面図より、ロックボルトの周方向の間隔は 1,500 mm、進行方向の間隔は 1,500 mmである。

このトンネルの下部には逆アーチ状のインバートコンクリートの表示はなくインバートは設計されてないことがわかる。

A-A断面図の中にもトンネル断面図の中にも鋼アーチ支保工H-100×100 の図示はなく鋼アーチ支保工は使われていないことが読み取れ、④は間違いである。

問 5. 山岳トンネルの路面中央部に大きなひび割れが発見され、さらに道路側溝の両側で不陸が、また路面が持ち上がるような変状も見られた。その原因として考えられる要因はどれか。正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 路盤の支持力不足
- ② トンネル底版からの盤ぶくれや片側地盤の支持力の低下
- ③ 地すべりなど、全体的な地山の変位によるトンネルの変状
- ④ 舗装の材料的な劣化や大型交通量の増加



解答②

キーワード：変状、盤ぶくれ

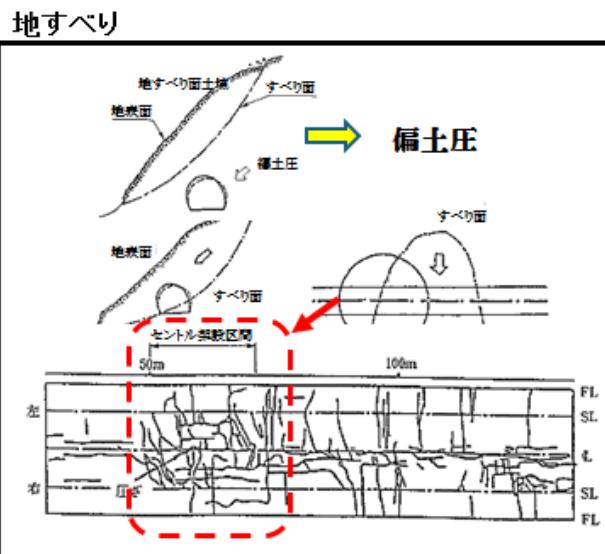
【解説】テキスト(トンネル編)57~67 頁参照

路面、路肩の段差、ひび割れ及び変形は、側方及び下方からの応力の影響による。

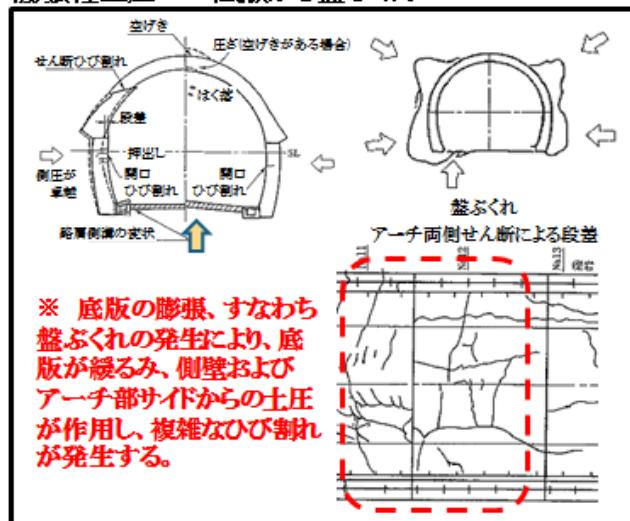
路盤の支持力不足では路面が路面の沈下、コンクリート舗装版下部に空洞が発生しやすい。

地すべりが発生する場合、そのすべり面に応じてトンネルが変形し、覆工にひび割れが生じる。

一般にトンネル内の舗装はコンクリートからなる。このため、舗装の変状は目地部の段差及び角欠けが多い。



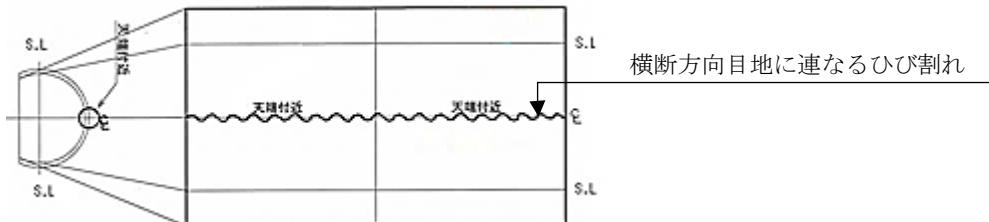
膨張性土圧 …底版から盤ふくれ



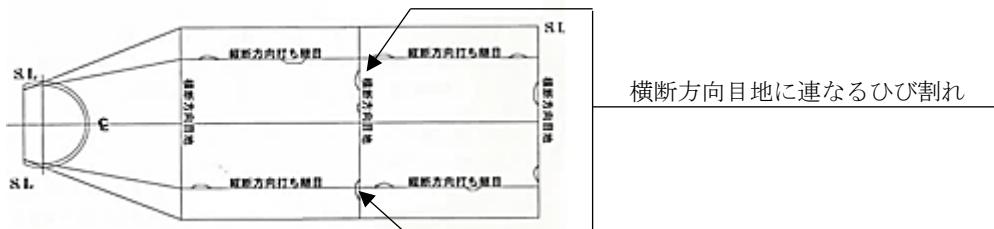
3. 変状と発生原因

問 6. 次のひび割れ展開図の中で、乾燥収縮及び温度伸縮に起因すると思われるものはどれか。正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

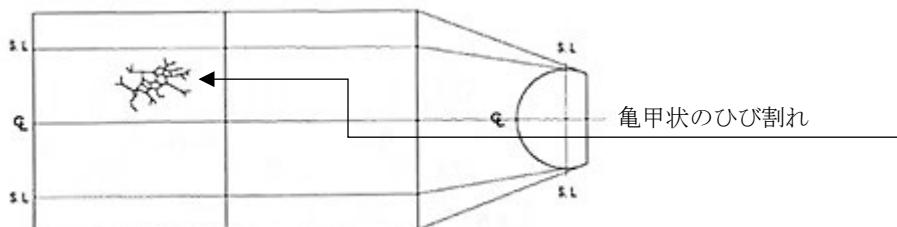
a トンネルのひび割れ展開図（覆工天端付近の縦断方向ひび割れ）



b トンネルのひび割れ展開図（横断方向に生じたひび割れ）



c トンネルのひび割れ展開図（亀甲状のひび割れ）



- ① aのみ ② bのみ ③ cのみ ④ a と b

解答④

キーワード：ひび割れ

【解説】テキスト(トンネル編)77~84頁参照

天端付近の覆工コンクリートを横断的に一つのブロックとしてとらえると、天端付近はブロックの中間点にあたり、乾燥収縮及び温度伸縮によるひび割れが生じやすい。

覆工の横断方向目地付近は、温度伸縮などにより応力が集中し、ひび割れ、うき、はく離が発生することがある。

亀甲状のひび割れは、材料を原因とするもの(ASR)、施工を原因とするもの(養生不良、長時間の練り混ぜなど)、外力によるものなどがある。

問 7. 次の写真は、トンネルの天端に発生した変状事例である。この変状の現象として、最も適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① コンクリートの膨張によるひび割れ
- ② コンクリートの材質劣化による亀甲状ひび割れ
- ③ 漏水や凍害によるひび割れ劣化
- ④ コールドジョイント付近に発生したひび割れ



解答④

キーワード：トンネルの変状、変状原因

【解説】テキスト(トンネル編)84 頁、トンネル定期点検要領[H26.6 国土交通省道路局]参照

コールドジョイントは、コンクリートを打重ねる際に、打設間隔が空くことによって、先打設したコンクリートと後に打設したコンクリートが一体化しない状態となり、うち重ね部に不連続な面が生じる変状である。コールドジョイント発生箇所は、ブリーディングや材料分離により、強度が低く、ひび割れが発生しやすい。打重ね面を挟んで色の違がある場合もある。

一方、問題に示されたコールドジョイントによるひび割れと同様のひび割れとして、半月状のひび割れがある(写真 7-2)。このひび割れは、覆工の横断方向目地付近に温度伸縮による応力集中で発生する場合や、覆工の型枠設置時の衝撃や過度の押上げなどにより発生するものがある。

上記のひび割れは、ブロック化による覆工はく落の可能性が高い(図 7-3)。

その他に、写真からひび割れが 1 本のみであることや漏水・遊離石灰が認められることにより選択肢の②と③は除外される。



写真 7-1 問題の写真



写真 7-2 半月状のひび割れ

図 7-2 のコールドジョイント(A)が
写真 7-1 のように見える

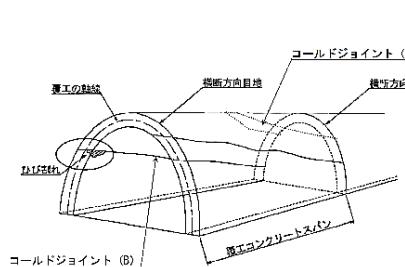


図 7-1 コールドジョイントの発生位置例

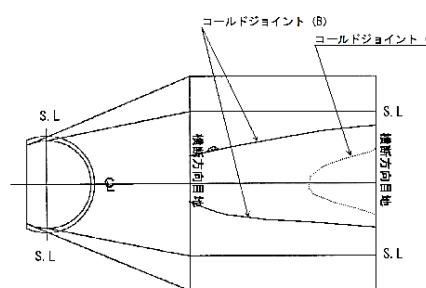


図 7-2 コールドジョイントが発生したトンネルの展開図

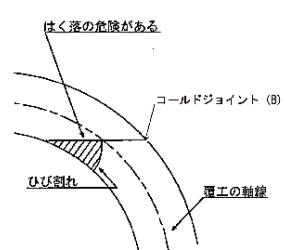


図 7-3 コールドジョイント(B)の発生位置例

問 8. 山岳トンネルの定期点検で留意すべき事項について、次の記述のうち最も適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 覆工表面が変色している場合は、表層はく離が認められることが多い。この変状は施工不良による原因が考えられ、適切に除去する必要がある。
- ② 覆工表面などに漏水箇所や漏水の跡がある場合は、ひび割れや施工不良（豆板など）があり、そこから水が流れ出している場合が多い。防水シートの不良や排水処理の目詰まりが原因であり、この場合は近傍のコンクリートに、うきやはく離が発生している可能性はほとんどない。
- ③ 覆工表面に段差がある場合は、異常な力が働いた場合や施工不良など、何らかの原因があり、構造的な弱点となっている場合がある。
- ④ うき・はく離があると判断された箇所は、点検用ハンマを用いて完全にたたき落とす。

解答③

キーワード：変状の発生箇所、施工不良、うき、漏水、段差、豆板

【解説】テキスト(トンネル編)47 頁参照

- ① 覆工表面が変色している場合は、観察するとひび割れがあり、そこから経年によって発生する遊離石灰や鏽汁などが出ていている場合が多く、施工不良の限定ができない。その周辺を打音検査するうきやはく離が認められる場合がある。下写真に示す変色箇所は表層はく離をともなう変色（左写真）、鏽汁をともなう変色（右写真）を示す。

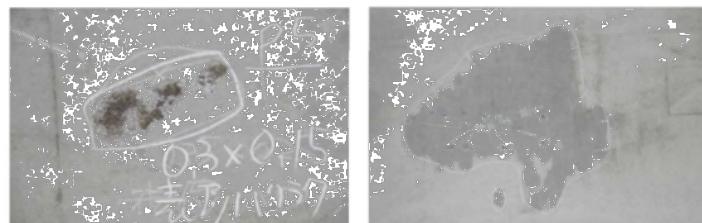


写真 8 変色の例(キスト(トンネル編)81 頁)

- ② 覆工コンクリートにひび割れや豆板がある場合は、漏水の有無に関係なく、うきやはく離が発生している可能性がある。また、漏水範囲の拡大や漏水量の増加は、背面の地山の緩みや降水量の増加と関連がある。特に前者の場合は地山の緩みの増加によって透水のしやすさが促進されたり、地山が浸食されたりするケースもあるので、突発性の崩壊の防止をはかることも考慮し判定することが望ましい。防水シートは地山と地覆の間に配されて地山から水の浸透を防ぐものである。防水シートは、EVA(エチレン・酢酸ビニル共重合体)や不織布などを組み合わせ、トンネル坑内への水を防ぐとともに排水機能を持つものもある。
- ④ 濁音を発するうき・はく離があると判断された箇所は、ハンマを用いてできる限り撤去する(たたき落とす)。撤去作業に用いるハンマは、変状や作業効率などを考慮して適切なものを使用する。撤去した箇所は、コンクリート小片が残ることのないよう丁寧に清掃を行う。なお、撤去した箇所とコンクリート片は写真などに記録しておく。また、打音検査でうき・はく離が見つかった箇所は、現地にマーキングしておく必要がある。

問 9. 道路トンネルの定期点検に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 点検は、トンネル本体工のみの変状を発見し、その程度を把握することを目的としている。
- ② 点検により発見された変状の状況や原因などをより詳しく把握し、対策の必要性を判断するために調査を実施する。
- ③ 健全性の診断とは、点検又は調査結果により把握された変状や異常の程度を判定区分に分類する。
- ④ 点検結果、調査結果、健全性の診断、措置又は措置後の確認結果は、適宜、点検結果の記録様式に記録する。

解答①

キーワード：本体工、附帯工

【解説】テキスト(トンネル編)89～96 頁参照

定期点検では、トンネル本体工と同時にトンネル内附属物の取付け状態を確認する。この場合は別途示されている要領などを参考とする。(道路管理施設等点検整備標準要領(案)トンネル換気設備・非常用施設点検・整備標準要領(案)平成 16 年 3 月国土交通省総合政策局建設施工企画課道路トンネル維持管理便覧【付属設備編】平成 28 年 11 月日本道路協会)

なお、付属物の機能に係る点検は別途実施すること。また、照明施設や換気施設、非常用施設などについては、機械メーカー独自の点検方法もあることからメーカーの協力や電気系統については電気主任技士や電気工事士、電気工事施工管理技士などによる点検を依頼することもある。

調査は、変状原因の推定のために実施し、本対策の要否及びその緊急性の判定を行う。また、変状原因が明らかな場合、既に調査が行われている場合も含め、調査を省略して本対策の要否及びその緊急性の判定を行う場合もある。調査が長期間となる場合は、「5.健全性の診断」を参照し、その変状などの健全性の診断を暫定的に行い、記録する。

健全性の診断は、点検結果及び「4.点検結果の判定(対策区分の判定)」に基づき行う。ここで各変状に対する対策区分の判定は、5 段階で行われる。「変状などの健全性の診断」においてはⅡb とⅡa を併せてⅡとして取扱うこととなるが、実際の措置は、別途対策区分の判定に基づいて検討する。

定期点検の結果は、維持や補修などの計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し保存しておかなくてはならない。保存期間についての規定はないが、少なからず点検業務期間及び点検結果の提出が完了するまでは保管しなければならない。

なお、定期点検後に補修・補強などを行った場合は「健全性の診断」を改めて行き速やかに記録に反映しなければならない。

問 10. 山岳トンネルの定期点検は、近接目視による打音検査や触診によって行われる。打音検査による判定の目安として、次の判定のうち、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

打音による判定の目安

打音区分	状 態	判 定
清 音	キンキン、コンコンといった清音を発し、反発感がある。	(ア)
濁 音	ポコポコ、ペコペコなど薄さを感じる音がする。 ドンドン、ドスドスなど鈍い音がする。	(イ) (ウ)

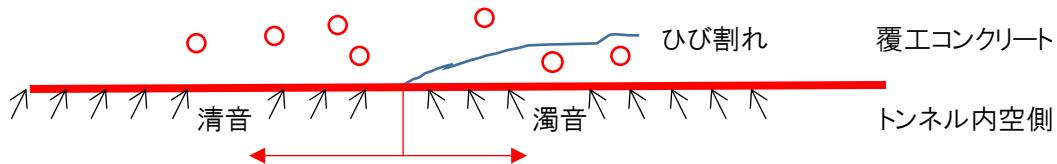
記号	(ア)	(イ)	(ウ)
①	健全	劣化、表面近くに空洞がある。	うき、はく離している。
②	劣化、表面近くに空洞がある。	うき、はく離している。	健全
③	うき、はく離している。	健全	劣化、表面近くに空洞がある。
④	健全	うき、はく離している。	劣化、表面近くに空洞がある。

解答④

キーワード：打音

【解説】テキスト(トンネル編)97 頁参照

打音による判定の目安は下表のとおりである。また、覆工コンクリートなどにひび割れが深さ方向に斜めに入っている場合は、打音検査によりその方向と範囲が推定できることもあるので、注意して点検を行うとよい。



打音区分	状 態	判 定
清 音	キンキン、コンコンといった清音を発し、反発感がある。	健全
濁 音	ポコポコ、ペコペコなど薄さを感じる音がする。 ドンドン、ドスドスなど鈍い音がする。	うき・はく離している。 劣化、表面近くに空洞がある。

濁音を発するうき・はく離があると判定された箇所は、たたき落し用ハンマを用いてできるだけ撤去する(たたき落とす)。これに用いるハンマは、変状や作業効率などを考慮して適切なものを使用する。撤去した箇所は、コンクリート小片が残ることの無いよう丁寧に清掃を行う。なお、撤去した箇所とコンクリート片は写真などに記録しておく。また、打音検査でうき・はく離が見つかった箇所は現地にマーキングしておくことが重要である。

問 11. 道路トンネルの定期点検の方法に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① トンネル本体工の定期点検では、変状を近接目視により観察する。また、覆工表面のうき・はく離などが懸念される箇所に対し、うき・はく離の有無及び範囲などを把握する打音検査を行うとともに、利用者被害の可能性のあるコンクリートのうき・はく離部を除去するなどの応急措置を講じる。
- ② 覆工コンクリート施工後の初回点検においては、トンネルの全延長に対して近接目視により状況を観察し覆工全面を打音検査するとともに、覆工の目地及び打継目では打音検査を行うことを基本とする。
- ③ 近接目視とは、肉眼により部材の変状などの状態を把握し評価ができる距離まで接近して目視することをいう。近接目視による変状の把握には限界がある場合もあるため、必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査技術などを適用する。
- ④ 過去の点検により変状原因が既に明らかになっている場合においても、変状原因を確認するために調査をしなければならない。

解答④

キーワード：打音検査

【解説】テキスト(トンネル編)96～100頁参照

初回の定期点検は、トンネル完成後1年から2年程度の間に実施する。ここでいう建設後とは、覆工打設完了後のことと指す。これは、初期の段階に発生したトンネルの変状・異常を正確に把握した記録が、以降の維持管理に有効な資料となるためである。特に目地付近では、うき・はく離が発生しやすいので十分注意して点検を実施し、たたき落とすことが重要である。

なお、定期点検に加えて、日常的なトンネルの状態の把握(日常点検)や、事故や災害などによるトンネルの変状・異常の把握(臨時点検、異常時点検)などを適宜実施しなければならない。

近接目視は、日常的な施設の状態把握では発見しづらい変状・異常がある覆工コンクリートの上部や坑門の上部などに対して、トンネル点検車などを用いて肉眼により部材の変状などの状態を把握し評価が行える距離まで接近し、ひび割れ、うき、はく離、漏水の状況、トンネル付属物の取付状態を観察する。ひび割れについては、必要に応じてその位置、長さ、幅、段差などを目盛り付きルーペ又はクラックゲージを用いて測定する。また、ひび割れの形態を開口、圧ざ、段差などに分類して整理し、点検表に記録する。

問 12. 道路トンネルの点検を行う際の携行品とその使用に関する次の記述のうち、最も適当なもの選び、記号で答えよ。

- ① 滴水程度の漏水が見られたが、メスシリンダーを携帯していなかったのでヘルメットをメスシリンダーの代わりに流用した。
- ② 記録用具として記録紙、チョーク、黒板、ビデオカメラ、カメラを携行した。
- ③ 側壁部の点検において脚立がないため、不安定な梯子を用いた。
- ④ 打音検査中にうきを発見したため、打音検査用ハンマを用いて、はく離したコンクリートをたたき落とした。

解答②

キーワード：点検用具、記録用具

【解説】テキスト(トンネル編)101頁参照

滴水以上の漏水が見られた場合は、ストップウォッチやメスシリンダーなどで一分間当たりの漏水量を測定し、下図のように記録を作成しておく。

漏水調査は1分間の量を把握する必要があるため、ヘルメットではその量が把握できないこと、また用途外使用となるため使用してはならない。

定期点検では、適切な点検用具、記録用品、点検用機材を携行する。点検用具には、クラックゲージ、各種ハンマ(打音検査用、たたき落し用など)、コンクリートハンマ(コンクリート強度推定用)、巻尺、ノギス、双眼鏡、防塵マスク、防塵メガネ、マーカー、メスシリンダー、ストップウォッチ、pH試験紙、温度計などがある。記録用具には、カメラ、ビデオカメラ、黒板、チョーク、記録用紙などがある。点検用機材には、高所作業車、はしご、照明設備、清掃用具、交通安全・規制用具などがある。

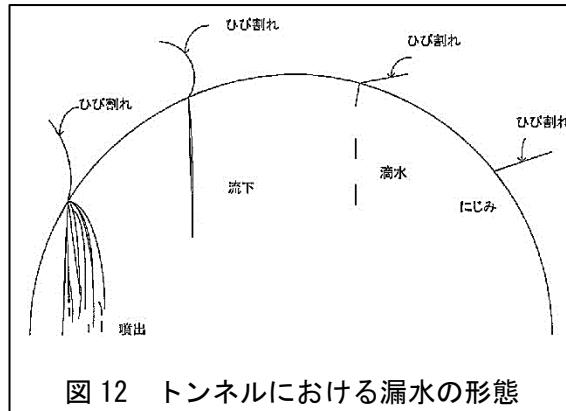


図 12 トンネルにおける漏水の形態

点検時の安全を確保することは非常に重要であり、不安定なはしごの使用など、安全が確保されないものは使用してはならない。

問 13. うき、はく離に対する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 打音異常が認められない場合でも、ブロック化の面積が大きい場合、ブロック化が進行している場合、劣化要因が明確な場合や寒冷地などの厳しい環境条件下にある場合の判定区分は、“IIa”又は“III”となる。
- ② うき、はく離があり、たたき落としにより除去できたとしても、再度発生する可能性があるため今後の監視が必要な場合、判定区分は“IIa”となる。
- ③ 補修材などのうき・はく離については、本体工に生じるうきに比べてその厚さが薄いことが多いため、発生位置などを考慮し、判定することが望ましい。
- ④ 打音異常が認められ、覆工コンクリートや骨材が細片化している、あるいは豆板などがあり材質劣化している場合の判定区分は、“IV”となる。

解答②

キーワード：監視、予防保全、落下可能性、たたき落とし、打音異常、ブロック化

【解説】テキスト(トンネル編)121～122 頁参照

正解は②で、うき、はく離の兆候があり、将来的に落下する可能性があるため、監視を必要とする状態であれば、“IIb”である。

うき、はく離の判定は、打音検査時にたたき落としを行った後に実施し、判定の基本的な考え方は、下記 2 表に基づく。落下の危険性は、ひび割れなどの状況や打音異常で判断する。

表 13-1 うき・はく離に対する判定区分

I	ひび割れなどによるうき、はく離の兆候がないもの、又はたたき落としにより除去できたため、落下する可能性がなく、措置を必要としない状態
II	ひび割れなどにより覆工コンクリートなどのうき、はく離の兆候があり、将来的に落下する可能性があるため、監視を必要とする状態
	ひび割れなどにより覆工コンクリートなどのうき、はく離の兆候があり、将来的に落下する可能性があるため、重点的な監視を行い、予防保全の観点から計画的に対策を必要とする状態
III	ひび割れなどにより覆工コンクリートなどのうき、はく離などがみられ、落下する可能性があるため、早期に対策を講じる必要がある状態
IV	ひび割れなどにより覆工コンクリートなどのうき、はく離などが顕著にみられ、早期に落下する可能性があるため、緊急に対策を講じる必要がある状態

表 13-2 うき・はく離などに対する判定の目安例

対象箇所	部位区分	ひび割れなどの状況	打音異常※2	
			有	無
覆工	断面内	ひび割れなどはあるものの、進行しても閉合のおそれがない	IIb	
		ひび割れなどは閉合してはいないものの、ひび割れの進行により閉合が懸念される	III	IIb
		ひび割れなどが閉合しブロック化※1している	IV	IIb～III
		漏水防止モルタルや補修材が材質劣化※3している	III～IV	IIb～III
		覆工コンクリートや骨材が細片化している、あるいは豆板などがあり材質劣化している	IV	IIb～III

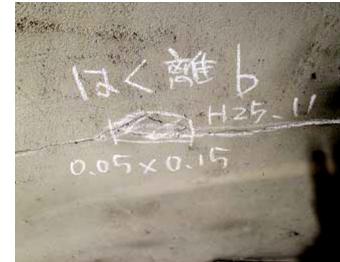
たたき落としを行い、完全に除去でき落下する可能性がなく、措置を必要としない状態であれば“I”と判定する。

打音異常が認められない場合、判定区分“IIb”を基本とするが、ブロック化の面積が大きい場合、又はひび割れの発生状況から落下の危険性が考えられる場合や、ブロック化が進行している場合、劣化要因が明確な場合や寒冷地などの厳しい環境条件下にある場合などは、判定区分“IIa”又は“III”を検討する。

判定区分“IIb”は、将来的に落下の可能性があるが、監視を必要とするレベルであり、予防保全の観点から計画的に対策を必要とする状態であれば、“IIa”となる。

補修材などの材質劣化のうち、うき・はく離については、本体工に生じるうきに比べてその厚さが薄いことが多いため、発生位置などを考慮して判定する。

問 14. 次に示す写真の道路トンネル定期点検要領による健全性診断の判定区分として適当なものを各々選び、記号で答えよ

写真A	写真B	写真C
		
道路トンネル内面のひび割れが大きく密集している、又はせん断ひび割れなどがあり、構造物の機能が著しく低下している状態	ひび割れなどにより覆工コンクリートなどのうき、はく離の兆候があり、将来的に落下する可能性があるため、監視、又は予防保全の観点から対策を必要とする状態	ひび割れなどにより覆工コンクリートなどのうき、はく離などがみられ、落下する可能性があるため、早期に対策を講じる必要がある状態

- ① 判定区分 I
- ② 判定区分 II
- ③ 判定区分 III
- ④ 判定区分 IV

解答：写真A：④ 写真B：② 写真C：③
キーワード：監視、計画的対策、早期対策、緊急対策

【解説】テキスト(トンネル編)114～135 頁参照

判定区分の目安は以下のとおりである(問 13 解説中の表を参照)。

I	措置を必要としない常態
II	監視を必要とする状態
	重点的な監視を行い、予防保全の観点から計画的に対策を必要とする状態
III	早期に対策を講じる必要がある状態
IV	緊急に対策を講じる必要がある状態

これらのうち、監視、計画的対策、早期対策、緊急対策という用語から判定区分を選定することができる。ただし、現場における判定では、実際の変状を見て、ひび割れの状態(ブロック化、進行性)、打音異常の判定などから、緊急性がどの程度正しく判断できるかが重要となる。設問のなかの用語から解答を導くのではなく、写真の状況から、ひび割れの状態、ブロック化、うきのチヨーキング、補修材か否かなどを確認し、判断することが求められる。これらの基礎知識から現地での研修を積むことで正しい判定ができるようになる。

問 15. 山岳トンネルの覆工コンクリートのひび割れ幅及びひび割れ長さの組合せのうち、早期に措置が必要と判断されるひび割れはどれか。適切なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① ひび割れ幅 1mm, ひび割れ長さ 10m
- ② ひび割れ幅 2mm, ひび割れ長さ 4m
- ③ ひび割れ幅 3mm, ひび割れ長さ 5m
- ④ ひび割れ幅 10mm, ひび割れ長さ 12m

解答③

キーワード：ひび割れ幅、ひび割れ長さ、ひび割れの進行性

【解説】テキスト(トンネル編)118～119 参照

ここで示すひび割れ幅及びひび割れ長さの定義は、道路トンネル定期点検要領による。ひび割れの判定で特に重要な要素となるのは、ひび割れ幅、長さの進行性である。判定の目安としているのは、道路トンネル維持管理便覧(現在は平成 27 年版)に規定している下表(表 15-1, 表 15-2)を基本としている。道路トンネルの覆工コンクリートは、一般に無筋コンクリートであり原則設計上の構造部材ではない無筋コンクリートの局部的な欠損をひび割れ幅で規定することは難しい。したがって、両表のひび割れ幅はあくまでも目安となっている。これまでの経験に基づき、有害なひび割れ幅の目安は、3 mm以上とされており、この数値が判定区分の基本となっている。

また、トンネル 1 打設スパンが 10m 程度であることが一般的であり、縦断方向の 10m 程度のひび割れ長さであれば、トンネル横断面方向にヒンジ構造となり、周辺地山の変状によって不静定化することから、有害性、緊急性を判定する目安としている。ただし、対象トンネルなるひび割れは、トンネル縦断方向のものであることに留意されたい。ひび割れ長さ 5m 程度とは、1/2 スパン程度を意味し、対策を検討する段階とされている。

これらの背景から、点検時は、ひび割れ幅 3mm 以上、長さ 5m 以上であれば、早期に対策を講じる必要性がある状態“Ⅲ”と判定している。(表 15-1 参照)

表 15-1 点検時(ひび割れの進行の有無が確認できない場合)の判定の目安例

対象箇所	部位区分	ひび割れ						判定区分	
		幅			長さ				
		5 mm以上	3～5 mm	3 mm未満	10m 以上	5～10m	5m 未満		
覆工	断面内			○	○	○	○	I～Ⅱa	
		○					○	Ⅱa	
		○				○		Ⅲ	
		○			○			Ⅲ	
		○					○	Ⅱb～Ⅲ	
		○				○		Ⅲ	
		○			○			Ⅳ	

表 15-2 調査の結果、ひび割れの進行が確認された場合の判定の目安例

対象箇所	部位区分	ひび割れ				判定区分	
		幅		長さ			
		3 mm以上	3 mm未満	5m以上	5m未満		
覆工	断面内		○	○	○	Ⅱa～Ⅲ	
		○			○	Ⅲ	
		○		○		Ⅳ	

問16. 圧ざ、ひび割れの健全性判定に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① ひび割れの進行の有無が確認できない場合は、ひび割れの幅、長さなどを目安として判定する。
- ② 不規則なひび割れなどが確認された箇所は、アルカリ骨材反応の可能性が高い。
- ③ 地山条件や、周辺のひび割れ発生状況などから、外力の作用が認められても、その影響を考慮して判定は行わない。
- ④ 圧ざは、トンネル上部の比較的大きい空隙上部の岩塊が何らかの原因で地山より分離・落下して覆工を破壊することにより発生する損傷のことである。

解答①

キーワード：ひび割れ幅、長さ、外力性、進行性、圧ざ

【解説】テキスト(トンネル編)118～120頁参照

①『道路トンネル定期点検要領 国土交通省 道路局 P29 【判定の目安例】』

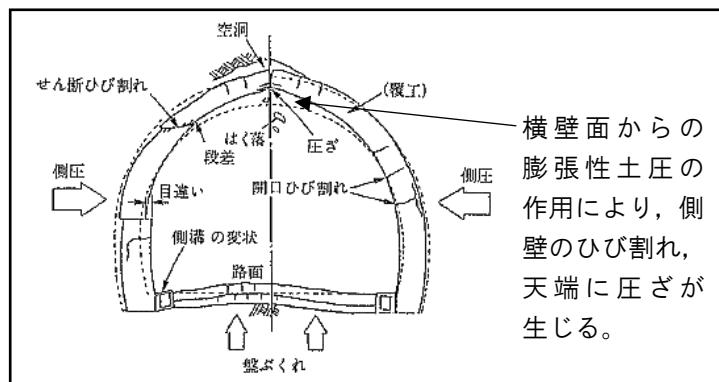
②『道路トンネル定期点検要領 国土交通省 道路局 P30』

③『道路トンネル定期点検要領 国土交通省 道路局 P29 ※補足 II』

ひび割れの健全性の判定では、特に外力性変状に留意する必要がある。外力性変状とは、① 緩み土圧、②突発性の崩壊土圧、③偏土圧、④地すべり、⑤膨張性土圧、⑥支持力不足、⑦水圧・凍上などである。圧ざは、下図のように側圧を受け、特に天端覆工背面に空洞である場合には曲げによって地山側へ変形し、トンネル内側が圧縮力を受けて天端に圧縮ひび割れが生じた状態をいう。

ひび割れの進行の有無が確認できない場合、ひび割れ規模(幅や長さ)などに着目した判定の目安例(前項の表 15-1)によって判定する。進行性が認められる場合は、表 15-2 を目安として判定を行う。

また、ひび割れ幅が 3 mm以下であっても、外力性を考慮することが重要であり、地山条件や、周辺のひび割れ発生状況などから、外力の作用の可能性がある場合は、“II a”とする。なお、地山条件や、周辺のひび割れ発生状況などから、外力の作用が明らかに認められる場合は、その影響を十分考慮して判定する。



不規則なひび割れなどが確認された箇所は、集中的な緩み土圧が作用している可能性があり、有効巻厚の不足又は減少がともなう場合、突発性崩壊につながる可能性が懸念される。したがって、上記のような変状が確認された箇所については必要に応じて点検時や調査時に確認を行った上で、判定を実施することが重要である。

問 17. 道路トンネルに関する次の記述のうち、「健全性の診断の判定区分」を変更してはならないものを一つ選び、記号で答えよ

- ① 定期点検後に補修を行った場合
- ② 事故や災害などにより道路トンネルの状態に変化があった場合
- ③ 応急対策を実施した場合
- ④ 定期点検後に補強を行った場合

解答③

キーワード：点検記録の作成、健全性の診断、判定

【解説】テキスト(トンネル編)138～151頁参照

設問は、道路トンネルの健全性診断の結果ならびに措置の内容の記録に関する設問である。

定期点検の結果は、維持管理計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し保存しておかなければならない。

- ① 定期点検後に補修を行った場合や④の定期点検後に補強を行った場合は、『健全性の診断』を改めて行い記録に反映しなければならない。
- ② 事故や災害(地震、火災)などによりトンネルの状態に変化があったと予想される場合には必要に応じて「健全性の診断」を改めて行い、措置後の結果を記録に反映しなければならない。
- ③ 「応急対策を実施した場合」では、計画的な補修・補強ではないため「健全性の診断」を改めて行わない(健全性の診断の判定区分を変更しない)こととしており③が正解である。

問18. 道路トンネルの点検記録に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① トンネルの台帳に記録される主な図面は、トンネル平面図、トンネル断面図、トンネル縦断図である。
- ② 変状写真の記録は、トンネル内に発生している変状（ひび割れや漏水など）の写真を決められた書式で整理するものであり、覆工のスパン番号、対象箇所、部位区分などの点検結果を記載することである。
- ③ 変状展開図は、トンネル全体とスパンごとに分けて記載し、それぞれの変状の種類がわかるような俯瞰図（見下げる図）で示すものであり、坑口部分もあわせて示したものである。
- ④ 健全性の診断結果は、覆工スパンごと及びトンネルごとの健全性“Ⅰ, Ⅱa, Ⅱb, Ⅲ, Ⅳ”を適切に評価し、同一の表に記載するものである。

解答④

キーワード：診断調書、診断結果（覆工スパンごと、トンネルごと）の記録例

【解説】テキスト(トンネル編)138～151頁参照

定期点検要領に定められた点検表記録リストには、トンネル台帳、点検調書、診断調書の記録内容がある。この内、トンネル台帳には、様式A-1, A-2, A-3の3つの様式がある。

【様式A-1】には、所在地、位置、道路区分、内空断面積、交通量、幅員、高さ、線形、掘削工法などを記載、【様式A-2】には、トンネル情報一覧表として覆工スパン番号ごとの延長、トンネル本体工の内装版、天井版の有無、照明施設、非常用施設、換気施設などをスパンごとに記録する。【様式A-3】には、トンネル記録として、トンネルの位置図、現況写真、標準断面図、地質縦断図、施工実績などの施工記録を記載する。

点検調書には、様式B, C-1-1, C-1-2, C-2, D-1, D-2, D-3の7つの様式がある。

【様式B】には、トンネル変状・異常箇所写真位置図として、変状・異常箇所数を材料劣化、漏水、外力ごとの健全性別記入し、トンネル展開図中に写真の位置を記録する。【様式C-1-1】には点検結果総括表のトンネル本体工、【様式C-1-2】には点検結果総括表のトンネル内付属物の取り付け状態が、【様式C-2】には調査・措置の履歴を記載する。【様式D-1】には変状写真台帳、【様式D-2】にはトンネル全体変状展開図、【様式D-3】には覆工スパン別変状詳細展開図を記載する。

診断調書には様式E-1, E-2の2つの様式がある。

【様式E-1】には変状単位ごとの診断結果、【様式E-2】には覆工スパンごと及びトンネルごとの診断結果を記載する。

①は【様式A-3】として記載され正解である。②は【様式D-1】の変状写真台帳に、覆工スパン番号ごとの対象箇所、部位区分などの点検結果を記載するものであり、正解である。③の変状展開図はトンネル全体とスパンごとに分けて記載し、俯瞰図（見下げる図）で示すものであり、坑口部分もあわせて示すので正解である。④の健全性の診断結果について、判定区分“Ⅱa”, “Ⅱb”的ように細部区分とせず、併せて“Ⅱ”として取扱うこととなっており誤りである。

点検記録表の作成は、維持・補修などの計画を立案する上での基礎情報であり、適切な方法で記録し、保存しておかなければならぬことを理解しておく必要がある。

問 19. 道路トンネルの応急措置の実施に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① うき・はく離箇所の応急措置は、ハンマによりたたき落とすことである。
- ② 大規模な湧水、路面滯水の応急措置は、交通規制や排水溝の清掃をすることである。
- ③ 附属物の固定アンカーボルトの緩みの応急措置は、ボルトを締め直すことである。
- ④ 照明器具のカバーのがたつきの応急措置は、新しいボルトと交換することである。

解答④

キーワード：応急措置

【解説】テキスト(トンネル編)152～168 頁参照

照明器具のがたつきは、番線による固定である。④の新しいボルトに交換するのは応急対策である。

トンネル本体工の応急措置は、定期点検などにおける変状状況の把握の段階において、利用者被害を与えるような覆工コンクリートのうき・はく離などの変状が発見された場合に、被害を未然に防ぐため、点検作業の範囲内で行うことができる程度の応急的に施される措置をいう。また、うき・はく離以外にも外力による変状や漏水などによる変状が発見される場合がある。本体の応急措置には、うき・はく離箇所のハンマによるたたき落とし、交通規制、排水溝の清掃、凍結防止剤の散布、危険物(つらら・側氷)の除去などがある。

附属物の応急措置は、附属物の固定アンカーボルトの緩みに対しては、ボルトの締直しを行い、照明器具のカバーのがたつきに対しては、番線を用いて固定する。番線による固定など、簡易な応急措置の場合、点検結果の判定は変更しないことに留意する。また、簡易な応急措置であることから、後に本対策を実施することが基本となる。

打音検査により、うき・はく離が発見された場合は、点検作業の範囲内で、応急措置としてハンマなどにより極力、危険箇所をたたき落とすように努める。

判定区分「漏水」の変状の種類は、「大規模な湧水や路面滯水」であり、その際の応急措置は、「交通規制や排水溝の清掃など」である。

応急措置の目的や、かく変状ごとの措置方法ならびに注意事項について理解しておく必要がある。

問 20. 道路トンネルの応急措置及び応急対策に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 打音検査により 20 cm四方のはく離が発見されたので、点検作業中であったがハンマにより極力危険箇所をたたき落とした。
- ② 応急措置としてハンマでの除去範囲が広すぎ、除去後不安定なコンクリート塊が残存する可能性があり、応急対策までの間に安全が確保されないと判断されたため、道路管理者に報告し指示を求めた。
- ③ 応急措置に代えて被害を未然に防ぐために、点検の完了を待たずに急いで応急対策を実施した。
- ④ 冬場の点検において漏水箇所から側氷があり、路面にも水が流出していたため、側溝のごみを取り除いて水の流れを回復し、凍結防止剤を散布し記録した。

解答③

キーワード：打音、応急措置

【解説】テキスト(トンネル編)152～168 頁参照

応急措置の概念及び留意点についてどこまで理解しているかを問う問題である。

③では、点検の完了を待たずに応急対策を実施するとあるが、下記のようにまずは管理者に報告し、点検後に実施する必要がある。

(応急措置の概念)

応急措置は、定期点検などにおける変状状況の把握の段階において、利用者被害を与えるような覆工コンクリートのうき・はく離などの変状が発見された場合に、被害を未然に防ぐため、点検作業の範囲内で行うことができる程度の応急的に施される措置をいう。

(留意点)

変状区分「外力・材料劣化」の変状の種類「うき・はく離」の応急措置は、「うき・はく離箇所をハンマを用いてたたき落とすこと。」であり、打音検査により、うき・はく離が発見された場合は、点検作業の範囲内で、応急措置として極力、危険箇所をたたき落すように努める。

応急対策を適用するまでの間で安全性が確保されないと判断された、極めて緊急性の高い変状(応急措置としてのハンマでのたたき落しが困難な場合は、不安定なコンクリート塊が残存し、すぐにでも落下の危険性がある場合など)が確認された場合は、速やかに道路トンネルの管理者に報告する。

応急措置に代えて応急対策を実施する場合もあるが、その場合、点検後速やかに応急対策を実施する。応急対策は、点検作業の範囲を超える対応であることに留意する。

変状区分「漏水」の変状の種類のうち、「つらら、側氷、氷盤」の応急措置は、「交通規制、凍結防止剤散布、危険物の除去(たたき落しなど)」である。

インフラ調査士講習会

演習問題

付帯施設（舗装）編

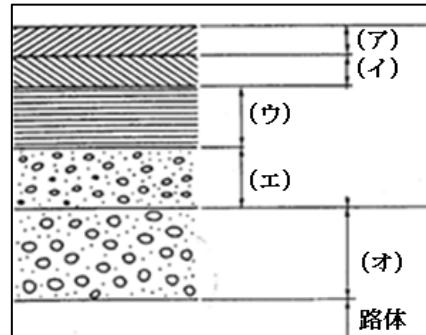
< 目次 >

1. 舗装の概要 1 問	1
2. 舗装の設計と施工 1 問	2
3. 変状や劣化要因 2 問	3
4. 点検・試験方法 1 問	5
5. 舗装の評価・判定 2 問	6
6. 点検記録 1 問	8
7. 措置 1 問	9

1. 概要

問 1. 次の図は、舗装の構成を示したものである。図中の(ア)～(オ)の組合せのうち、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

記号	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
①	表層	基層	上路盤	下路盤	路体
②	基層	表層	下層路盤	上層路盤	路床
③	表層	基層	上層路盤	下層路盤	路体
④	表層	基層	上層路盤	下層路盤	路床



解答④

キーワード：舗装の一般知識、舗装構造、設計 CBR

【解説】テキスト舗装編 6 参照

設問は、アスファルト舗装の舗装構造に関する問題である。設問中のアスファルト舗装構造は原地盤の上に築造される一般的な舗装で、上位から表層、基層、上層路盤、下層路盤、路床、路体から構成され、下層路盤までを舗装という。舗装構造は、一般的に道路区分（道路等級）や設計交通量（交通量区分）、及び路床の設計 CBR から各層の厚さと材料が決定され、JIS 規格と規定の強度（一軸圧縮強度）や修正 CBR を満足するように設計、施工される。正解は、前記のとおり④である。

- ① 表層は舗装の最上部にあって、交通の安全性、快適性など、路面の機能を確保することにある。表層及び基層は、通常、粗粒度アスファルト混合物などの加熱アスファルト混合物が用いられ、JIS で規定されている。
- ② 基層は表層の下にあって、路面の不陸を補正し、表層に加わる荷重を均一に路盤に伝達する役割をもつ層である。基層を 2 層以上で構築する場合には下層を基層といい、上の層を中間層という。
- ③ 上層路盤は一般的に上層と下層に区分され、上部の層を上層路盤という。材料は砕石などの粒度調整材や、歴青安定処理材、セメント安定処理材などが用いられ、JIS による品質規格と規定の強度（一軸圧縮強度）や修正 CBR を満足するように設計、施工されている。
- ④ 下層路盤は上層路盤に比べて作用する応力が小さいので、経済性を考慮してクラッシャランや切込み砂利などの粒状材料、又は安定処理した現地発生材料が用いられている。上層路盤と同様に規定の強度（一軸圧縮強度）や修正 CBR を満足するように設計、施工されている。
- ⑤ 路床は上位の舗装を支持する役割をもち、その支持力（地盤の硬軟）によって舗装の損傷が影響される。路床の支持力は CBR 試験によって求められ、舗装構造はその CBR 値（設計 CBR）から決定される。路床厚さ（深さ）は、一般的に下層路盤から下 1m をいう。
- ⑥ 路体は路床の下部にあって、舗装と路床を支持する役割をもつ層である。路体が軟弱地盤の場合、道路全体の沈下被害が生じることから、路体の改良も含めた設計、施工がなされている。また、路床と路体を含めた地盤には、岩盤などのケースもあり、その場合舗装構成が変わるので「岩盤舗装」として、調査、設計する必要がある。

問 2. 次の表は、路床の設計 CBR 値と交通量の関係を表したものである。舗装構造が同じで、かつ交通量も同じである場合、道路路面の損傷が最も生じやすい条件はどれか。正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

記号	設計 CBR	交通量/日
①	3	1000 台
②	4	1000 台
③	6	1000 台
④	8	1000 台

解答①

キーワード：路床の設計 CBR、交通量、交通量区分、舗装厚
アスファルト舗装の必要等値換算厚

【解説】テキスト舗装編 15~19 頁参照

設問は、舗装の設計、施工や点検を行う上でキーとなる路床の設計 CBR と交通量の関係を示したものである。

設計 CBR が小さいほど路床の支持力は弱いことから、舗装を厚くする必要がある。表 2 は舗装設計指針の一般基準値で、各交通区分の「設計 CBR と舗装厚さ(T_A :必要等値換算厚)」を示したものである。この表より、交通量(交通量区分)が同じである場合は、設計 CBR が小さいほど舗装を厚くしなければならない。よって、交通量が同じでかつ舗装構造が同じである場合は、設計 CBR が小さい方が、道路路面の損傷(路面のひび割れなど)が生じやすい。正解は、設計 CBR が最も小さい①である。

ちなみに、最近の舗装の設計では、車両の大型化と交通量の増加により、「設計 CBR 3 以上」を目標に設計しているため、設計 CBR が 2 以下の場合には「路床又は舗装の改良」が必要になる。特に、施工年代が古い道路では「設計 CBR 3」を下回る道路が多く、舗装の沈下や損傷、わだち掘れなどが発生しており、点検作業ではこの点に留意する必要がある。

表 2 各交通量区分の「設計 CBR と舗装厚さ(T_A :必要等値換算厚)」:アスファルト舗装

交通量区分		舗装計画交通量 (台/日・方向)※	設計 CBR (%)	3	4	6	8	12	20
N7	D 交通	3,000 以上	50	46	41	38	33	29	
N6	C 交通	1,000 以上 3,000 未満	39	36	32	29	26	22	
N5	B 交通	250 以上 1,000 未満	29	26	23	21	19	16	
N4	A 交通	100 以上 250 未満	21	20	17	16	14*	12*	
N3	L 交通	40 以上 100 未満	17	15	14*	12*	11*	10*	
N2		15 以上 40 未満	13*	12*	11*	10*	9*	8*	
N1		15 未満	10*	10*	9*	8*	7*	6*	

□*: T_A がこの数値未満となる場合、最小厚さを満足しない場合があるので、使用材料 及び工法の選定に注意する必要がある。

3. 変状や劣化要因

問 3. 次に示す写真は、アスファルト舗装とコンクリート舗装の変状を表したものである。この変状の語句として、正しい組合せを次の中から一つ選び、記号で答えよ。



記号	写真A	写真B
①	亀甲状ひび割れ	コンクリートクラック
②	ポットホール	隅角ひび割れ
③	わだち掘れ	目地割れ
④	陥没	隅角ひび割れ

解答②

キーワード：アスファルト舗装とコンクリート舗装の変状と破損、
ポットホール、隅角ひび割れ

【解説】テキスト舗装編 65 参照

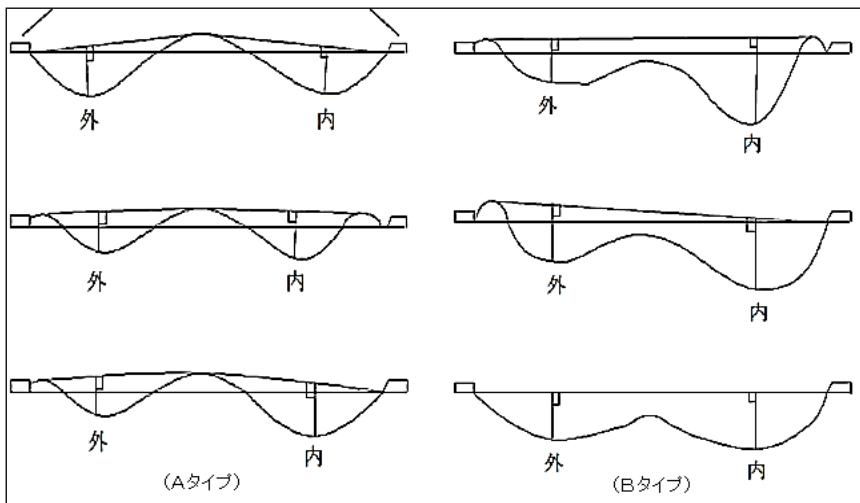
設問は、アスファルト舗装とコンクリート舗装の変状や破損に関する問題である。アスファルト舗装のひび割れやポットホール、及びコンクリート舗装の隅角ひび割れは頻繁に発生する変状であり、舗装の調査点検を行う上で、知って欲しい基本的な変状(破損)である。

写真 A はアスファルト舗装のポットホールの事例、写真 B はコンクリート舗装の隅角部のひび割れの事例である。ポットホールは、舗装表面に生じた穴で直径が 10~100 cm の窪みを呈している。この穴は走行の支障となるだけでなく、交通事故などの第三者被害の危険性が高いため、早急な補修(応急措置)が必要で、点検作業時に簡易アスファルト舗装による応急措置を行うことが多い。

また、コンクリート舗装の隅角部のひび割れも同様で、ひび割れが著しく舗装の段差の発生やホール化している場合には、第三者被害防止のため、早急な補修(応急措置)が必要で、点検作業時に早強セメントなどによる応急措置を行うケースもある。

3. 変状や劣化要因

問 4. 次の図は、わだち掘れの道路横断図を表したものである。わだち掘れの発生と関連して生じる「舗装の変状を表す用語」として最も関係の無いものを一つ選び、記号で答えよ。



- ① 道路側帯のわだち掘れ量(mm)
- ② 路面のひび割れ率(%)
- ③ 路面の縦横断凹凸量(mm)
- ④ 路床の設計 CBR

解答④

キーワード：わだち掘れ率(%), ひび割れ率(%), 縦横断凹凸量(mm), 設計 CBR,
わだち掘れ発生の外的要因, 内的要因

【解説】テキスト舗装編 38~40 頁参照

設問は、わだち掘れの変状に関係して発生する舗装の変状を問うものである。

わだち掘れが発生した周辺でどのような舗装の変状が発生しているか、わだちの発生と関連づけて考えると答えは以下のとおりである。

わだち ⇒ わだちの深さ=わだち掘れ量 ⇒ 路面の縦横断方向の凹凸=縦横断凹凸量
⇒ わだち周辺の路面のひび割れ=ひび割れ率

路床の設計 CBR は、「路床の CBR 不足、又は支持力不足」として、舗装の様々な損傷やわだち掘れの発生に起因するが、設問の「わだちの発生と関連して生じる「舗装の変状を表す用語」として」は、最も関係ないものである。よって、答えは④である。

わだち掘れの発生要因は、交通条件や気象条件などの外的要因(道路をとりまく環境)と舗装の変形や CBR 不足、材料劣化などの内的要因(道路構造、舗装構造)に分けることができる。

表 4 わだち掘れ発生の主な要因

分類	発生要因
外的要因	交通量の増加、大型車混入率の増加、交通渋滞の多発 気象条件:夏期の高温による舗装の軟化、冬期のスパイクタイヤ
内的要因	路床・路盤の圧縮変形、CBR 不足、材料劣化、材料不良 アスファルト混合物の塑性変形、摩耗、舗装厚不足 など

問 5. 舗装の性能を調べるために以下の試験を実施した。次の記述のうち、「舗装の性能と試験方法の関係」として最も不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 舗装の走行性能 \leftrightarrow レーダ探査で調べた。
- ② 舗装の構造的な性能 \leftrightarrow FWD 試験で調べた。
- ③ 舗装の浸透性能 \leftrightarrow 現場透水試験で調べた。
- ④ アスファルト混合物材料の塑性変形性能 \Rightarrow ホイールトラッキング試験で調べた。

解答①

**キーワード：舗装の試験方法，舗装の非破壊検査方法，レーダ探査，FWD 試験，現場透水試験
プロフィールメータ，ホイールトラッキング試験，ラベリング試験**

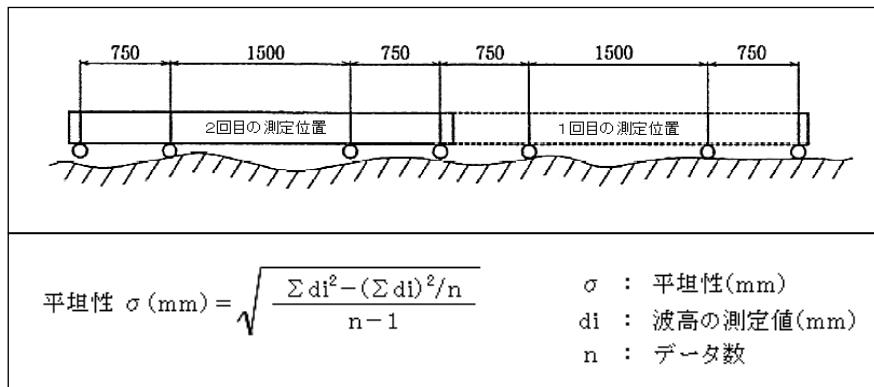
【解説】テキスト舗装編 94～104 参照

設問は、舗装の性能を調べるための各種試験を方法について問うものである。

舗装の性能を調べるための各種試験や非破壊試験又は材料試験の方法と目的を理解する必要がある。

① レーダ探査は、舗装の空洞調査を目的に行うことが多く、舗装の走行性能は路面の不陸測定(凹凸測定)を3mプロフィールメータで行い「平坦性 σ 」として一般的に評価されている。よって、不適切なものは①である。

【舗装の陸測定(凹凸測定)と平坦性 σ 】

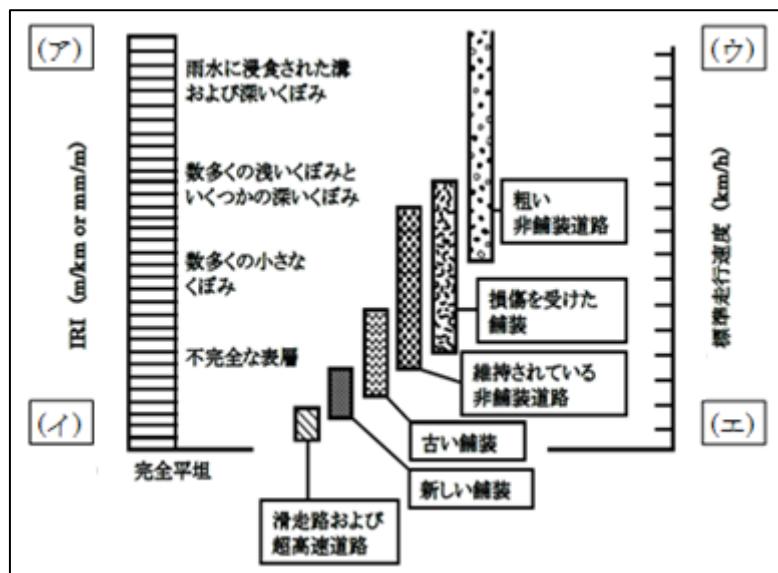


② FWD 試験は、重錐を所定の高さから自由落下させたときの舗装のたわみ変形量を求める試験で、一般的に「アスファルト舗装のたわみ性能(たわみ量)と舗装構造の評価」、又は「路床の CBR 予測値と舗装構造の評価」を行う非破壊試験である。

③ 舗装の浸透性能は、舗装材料の室内透水試験や、現場での現場透水試験などから行われるが、浸透性能を表す明確な指標は今のところない。

④ ホイールトラッキング試験は、アスファルト混合物の耐流動性を表す試験であり、所定の寸法の供試体上を載荷した小型のゴム車輪を規定温度、規定時間、規定速度で繰り返し往復走行させ、単位時間当たりの変形量から舗装の塑性変形性能(回/mm)を求めるものである。ちなみに、舗装の耐摩耗性は、舗装材料そのものの摩耗性能を表しており、「ラベリング試験」から求められる。ホイールトラッキング試験、ラベリング試験とも室内の材料試験である。

問 6. 次の図は、道路舗装の平坦性や走行性を表したものである。国際ラフネス指数（IRI）と車の走行速度の関係で、次に示す両者の数値の大小関係の組合せのうち、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。



記号	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
①	大	小	小	大
②	大	小	大	小
③	小	大	小	大
④	小	大	大	小

解答①

キーワード：平坦性、走行性、走行速度、フラフネス指数、その他、MCI 値

【解説】テキスト舗装編 68~69 参照

国際のラフネス指数(IRI)とは、車の乗り心地を表す世界銀行が提案した指標である。

一定の速度で路面上を走行させたときの車が受ける上下方向の運動変位の累積値と走行距離の比(m/km 又はmm/m)を、路面のラフネス指数と定義している。測定方法としては、水準測量による方法、パトロールカーに乗車した調査員の体感や目視による方法など、路面の状態について相対比較することが可能である。

ラフネス指数(IRI)が大きいほど路面の不陸やくぼみが多く、標準速度は遅くなる。よって、正解は①である。

国際ラフネス指数	小 ~ 大
不陸やくぼみ	小 ~ 大
標準走行速度	大 ~ 小

という関係である。

問 7. 次の表は、道路のわだち掘れやひび割れ率、路面の凹凸量から求められる「維持管理指数(MCI)による舗装の維持管理水準」である。(ア) 及び (イ) に入る数値として適した組合せはどれか。正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

記号	(ア)	(イ)
①	3	5
②	5	3
③	5	5
④	3	3

〈舗装の維持管理に対する判断水準〉	
望ましい管理水準	$MCI \geq (ア)$
修繕が必要な水準	$3 < MCI < 5$
早急に修繕が必要な水準	$MCI \leq (イ)$

解答②

キーワード：維持管理指数

【解説】テキスト舗装編 68 参照

設問は、舗装の維持管理の目安になる指標である「維持管理指数(MCI)」に関するものである。

アスファルト舗装の供用性の評価は、舗装路面の評価を客観的かつ定量的に表すために MCI (Maintenance Control Index, 道路の維持管理指数)を目安としている。

以下に、MCI の計算式を示す。

$$MCI = 10 - 1.48C^{0.3} - 0.29D^{0.7} - 0.47\sigma^{0.2} \quad (1)$$

$$MCI_0 = 10 - 1.51C^{0.3} - 0.30D^{0.7} \quad (2)$$

$$MCI_1 = 10 - 2.23C^{0.3} \quad (3)$$

$$MCI_2 = 10 - 0.54D^{0.7} \quad (4)$$

※ここで、C:ひび割れ率(%)、D:わだち掘り量(mm)、 σ :縦断凹凸量(mm)

供用性の評価は式(1)を採用する。ただし、平坦性が未測定の場合は式(2))による。

式(3)はひび割れ率から求める場合、式(4)はわだち掘り量から求める場合に用いる。

この内、最も小さい値を現況舗装の「維持管理指数(MCI)」とする。

〈判断基準〉

望ましい管理水準	$MCI \geq 5$
修繕が必要	$3 < MCI < 5$
早急に修繕が必要	$MCI \leq 3$

MCI 値が小さいほど路面の損傷が激しく、修繕が必要である。

表より正解は、②である。

問 8. 道路舗装の応急対策の処置記録に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 定期点検作業中にポットホールが見つかったので簡易舗装を行い、軽微で簡易的な補修だったので、記録用紙に記載しなかった。
- ② 定期点検作業中にポットホールが見つかったが自動車の走行に問題ないと判断し、記録用紙には記載しなかった。
- ③ 定期点検要領書による応急措置の記録は、アスファルト舗装のポットホールやコンクリート舗装の隅角ひび割れであることから、記録はしなかった。
- ④ 定期点検作業でアスファルト舗装のパッチング処理の跡が確認されたので、記録用紙に記載した。

正解④

キーワード：簡易舗装、ポットホール、パッチング処理

【解説】テキスト舗装編 91～104 参照

点検記録には、現場での点検結果、変状の状態、施工した工法や使用材料など工事の記録を残しておくことが望まれる。この記録は、維持修繕の設計や工法選定の妥当性の検証に加え、維持修繕工法ごとの将来予測モデルの改善、有効な工法の採用や基準化など、事後評価に活かされ、メンテナンスサイクルのPDC Aサイクル（計画・実施・確認・処置）を機能させることにつながるものである。

維持管理における点検・診断は設計・施工の検証行為と言ってもよく、検証の結果は常に設計・施工に反映されるべきである。そのためには、維持管理に携わる技術者は設計・施工の条件を理解し、診断の結果から得られた知見を設計・施工にフィードバックする必要がある。

点検中にポットホールが見つかった場合、第3者被害を防止する観点から直ちに応急措置を行い、その措置や方法や内容（範囲、規模など）を記録に残す。自動車の走行に問題がない場合でも、応急措置はしなければならない。

上記の視点から、設問の①②③は記録に残すべき事項である。よって、正解は④である。

問 9. 道路舗装の維持修繕工法に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 維持工法のパッチングは、舗装の寿命を延ばすことを目的に修理しようとする「恒久的な工法」である。
- ② 修繕工法のオーバーレイは、舗装の損傷を根本的に修理するものでなく、応急的な修理により、舗装の供用性を維持しようとする「応急的な工法」である。
- ③ 切削オーバーレイ工法は、「修繕工法」の一つである。
- ④ 充填工法は、ポットホールや段差などを注入材で応急的に充填する工法である。

解答③

キーワード：維持工法、修繕工法、パッチング、充填、表面処理、切削
オーバーレイ工法、路上表層再生工法、路上路盤再生工法、打換え工法

【解説】テキスト舗装編 95～104 参照

設問は、舗装の維持工法、修繕工法に関するものである。

維持工法は、舗装の応急的な対策を目的とした工法で、「パッチング、充填、表面処理、切削」などの対策工が行われている。修繕工法は、舗装の恒久的な対策を目的としたもので、所定の交通量に見合った舗装構造を満足するように「オーバーレイ工法、切削オーバーレイ工法、リフレクションクラック対策工、路上表層再生工法、路上再生路盤工法、打換え工法」などの対策工が行われている。

- ① 「維持工法のパッチング」は応急対策であり、「恒久的な工法」という記述は誤りである。
- ② 「修繕工法のオーバーレイ」は恒久対策であり、「応急的な工法」という記述は誤りである。
- ③ 切削オーバーレイ工法は、前記のとおり「修繕工法」の一つであり、設問の記述は正しい。
- ④ 充填工法は応急的な維持工法で、舗装のひび割れやコンクリート舗装の目地部の充填に用いられる。ポットホールや段差は、パッチングや切削などによって補修される。よって、設問の記述は誤りである。

点検作業では、ポットホールや段差の応急的な措置などが必要になるケースもあるため、これらの工法について理解しておくことが望まれる。

インフラ調査士講習会

演習問題

付帯施設（土工構造物）編

< 目次 >

1. 概要 1 問	1
2. 設計・施工 1 問.....	2
3. 変状の種類と要因 1 問	3
4. 点検方法 1 問	5
5. 評価, 判定 1 問.....	6
6. 点検記録 1 問	7
7. 措置 1 問	8

問 1.擁壁の種類に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 重力式擁壁は、擁壁躯体の自重により土圧に抵抗するコンクリート製の擁壁である。
- ② もたれ式擁壁は、擁壁自体では自立せず、背面の地山あるいは裏込め土にもたれた状態で自重によって土圧に抵抗する型式の擁壁である。
- ③ U型擁壁は、縦壁と底盤とからなる鉄筋コンクリート製の擁壁である。縦壁の位置により逆T型擁壁、L型擁壁、逆L型擁壁と呼ばれる。
- ④ ブロック積(石積)擁壁は、コンクリートブロックあるいは石を積み重ね、胴込めコンクリートにより一体化を図り、自重と基礎底盤の抵抗により、のり面を保持する擁壁である。

解答③

キーワード：擁壁の種類、基本構造

【解説】テキスト(土工構造物編)15頁参照

擁壁は土砂の崩壊を防ぐための構造物として切土・盛土を問わず多く用いられ、かつ多様な種類があることから、点検調査においては、それらの基本的な構造と形式、役割などを理解しておくことが必要である。

設問の各擁壁について、以下のとおり。

◇重力式擁壁

重力式擁壁は、擁壁躯体の自重により土圧に抵抗するコンクリート製の擁壁である。重力式擁壁の躯体断面を減じ、軸体内に生じる引張力を鉄筋によって抵抗させた半重力式擁壁もある。

◇もたれ式擁壁

もたれ式擁壁は、擁壁自体では自立せず、背面の地山あるいは裏込め土にもたれた状態で自重によって土圧に抵抗する型式の擁壁である。

◇U型擁壁

U型擁壁は、側壁と底版が一体となり、U字型又はそれに類似の形状を有する擁壁で、掘削道路や立体交差の取付け部などに用いられる。掘削道路のように内部の空間を利用する掘削式U型擁壁と、内部に土などを詰めてその上面を利用する中詰め式U型擁壁がある。

◇ブロック積(石積)擁壁

ブロック積(石積)擁壁は、コンクリートブロックあるいは石を積み重ね、胴込めコンクリートにより一体化を図り、自重と基礎底盤の抵抗により、のり面を保持する擁壁である。安定している切土斜面や盛土斜面など、斜面高さが低く土圧が小さい場合に適用される。

上記より、選択肢の①、②、④は正しく、③は「片持ち梁式擁壁」についての記述(下記参照)であり、誤り。したがって解答は③。

◆片持ち梁式擁壁

片持ち梁式擁壁は、縦壁と底盤とからなる鉄筋コンクリート製の擁壁である。縦壁の位置により逆T型擁壁、L型擁壁、逆L型擁壁と呼ばれる。また、………控え壁式擁壁や、………支え壁式擁壁がある。

擁壁は重要な基礎知識であり、設問に含まれていない他の擁壁についても確認されたい。

問 2. 切土のり面の施工を安全に行うために用いられる「逆巻き施工」についての次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 逆巻き施工とは、「上位の1段或いは複数段ずつ切土し、必要なり枠工や抑止工を施工した後、下位の切土工に移行する施工方法」である。
- ② 一般に、施工時は仮設時安全率（通常=1.00～1.05）、最下段施工後には計画安全率（通常=1.20）で検討する。
- ③ 逆巻き施工中は、既に上部斜面が施工済みであるので安全が確保されており、特に、上部斜面や施工済みのり面を常時監視する必要はない。
- ④ 切土段数が多い場合は工期が長くなり、経済的にも不利になる場合があるため、他工法との比較も重要な観点となる。

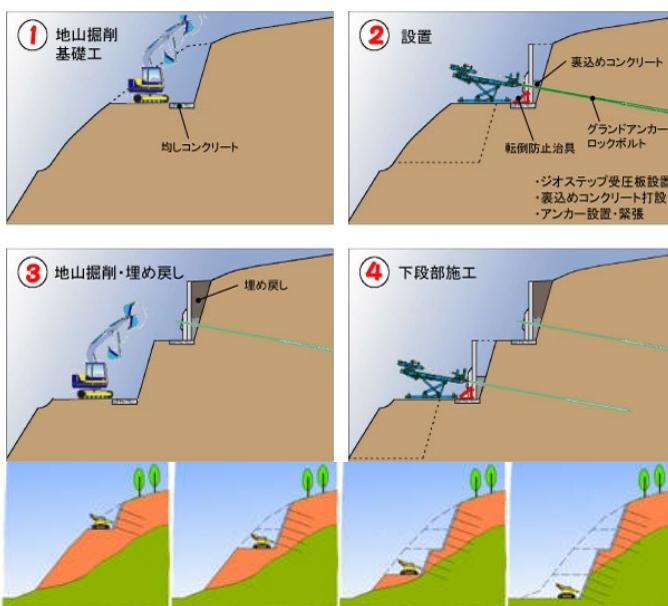
解答③

キーワード：複数段（多段）切土、逆巻き施工、計画安全率、のり面抑止工

【解説】テキスト(土工構造物編)7～8頁参照

- ① 逆巻き施工は、地山斜面を複数段(多段)切土する場合に、最上段から最下段までのり面抑止工をせずに一気に切土を行うと施工中の安全が確保できないことから、最上段から1段ずつ切土しては必要なり枠工及びのり面抑止工(グラウンドアンカー工、地山補強土工など)を施工して、施工中の安全を確保し、最下段切土後の計画安全率(通常 1.2)を確保する施工法である。従って、①の記述は適当である。
- ② 逆巻き施工における計画安全率は、通常、施工時は仮設時安全率(1.00～1.05)、最下段施工後の計画安全率(1.20)で検討する。従って、②の記述は適当である。
- ③ 逆巻き施工は、上述のとおり、最下段切土後の計画安全率は 1.2 となるよう計画しているが、上段からの施工中は仮設時安全率(1.00～1.05)で1段ずつ施工していることから、上段の施工済み断面を含め常に全段の監視が必要である。従って、③の記述は不適当である。
- ④ 逆巻き施工は、1段ずつ切土及びのり面抑止工を施工することから、工期は相応に長期化する。工期が長いとコスト上不利になる場合がある。従って④の記述は適当である。

●逆巻き(さかまき)施工の概要



①	1段切土
②③	アンカーなどで地山を緊張 → 施工時安全率の確保
④	2段目を切土
⑤	②・③を繰り返し
* 施工済み断面でも監視が必要	

3. 変状の種類と要因

問 3. 次の表は、カルバート工の変状の例である。(ア), (ウ), (オ), (キ)に入る語句の組合せのうち、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

表. カルバート工の変状の例

部位・部材区分	対象とする項目（変状の種類）		
	(カ)	(キ)	その他
(ア)	頂版	腐食 亀裂 破断 ゆるみ 脱落 その他	
	側壁		
	底版		
	(ウ)		
	その他		
	(エ)		
(イ)	(オ)	うき 剥離 亀裂 その他	
	縦方向連結部		
	その他		
ウィング		ゴムなどの劣化 継手の機能障害	

記号	(ア)	(ウ)	(オ)	(キ)
①	上部構造	ストラット	底版	鋼
②	本体ブロック	ストラット	遊間部	コンクリート
③	上部構造	側・谷側柱	遊間部	鋼
④	本体ブロック	側・谷側柱	コンクリート	コンクリート

解答②

キーワード：カルバート工，部位・部材，変状の種類

【解説】テキスト(シェッド・大型カルバート等構造物編)25頁参照

(ア), (イ)については、まず、カルバート工の部位が「本体ブロック」、「継手」、「ウィング」の3つに分けられるため、「本体ブロック」か「継手」のどちらかが入ることが分かる。また、部材区分の欄に「頂版」、「側壁」、「底版」などと記載されているため、(ア)が「本体ブロック」、(イ)が「継手」ということが判断できる。

(カ), (キ)については、変状の種類から、(カ)が「鋼」、(キ)が「コンクリート」と判断できる。そのため、(ア)と(キ)の選択肢から解答は②と判断可能である。

(ウ), (エ), (オ)については、次ページの図を参考にすると、(ウ)は門型カルバートの部材である「ストラット」、(エ), (オ)は選択肢から(エ)が「連結部」、(オ)が「遊間部」と判断できる。

参考としてカルバート工の構造例を次ページに示す。

3. 変状の種類と要因

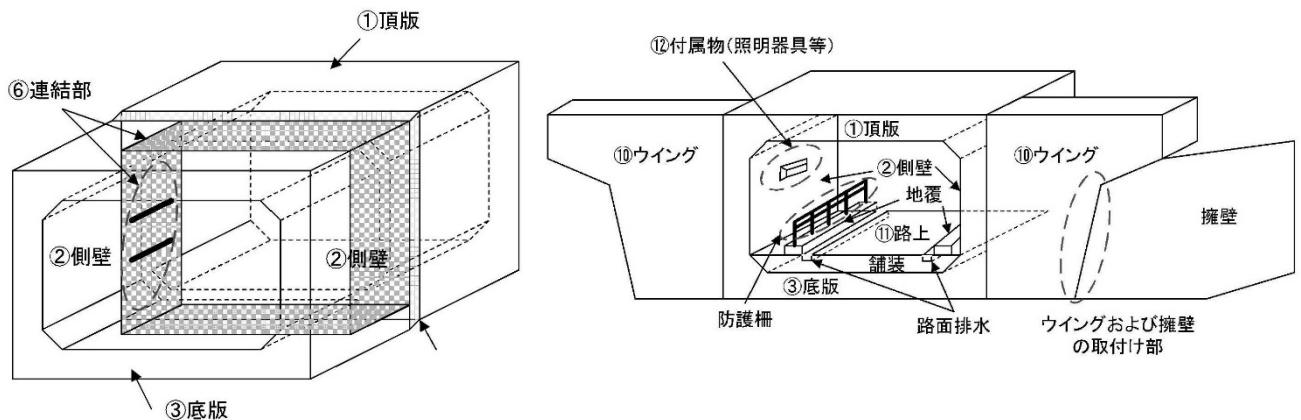


図 3-1 ボックスカルバート構造例

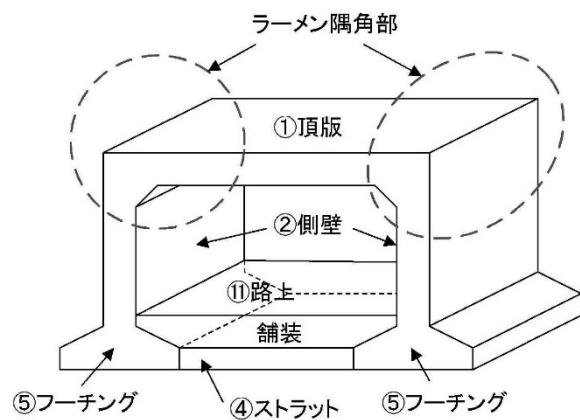


図 3-2 門型カルバート構造例

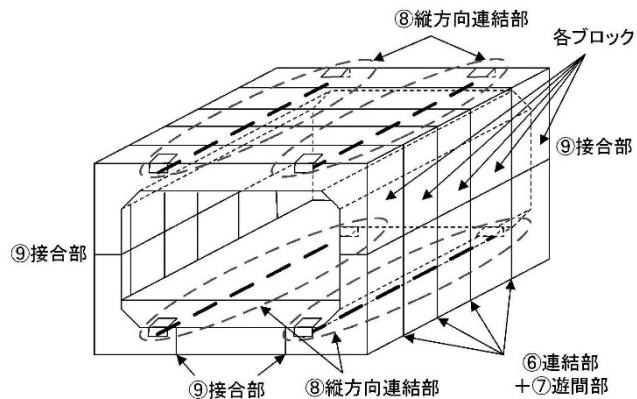


図 3-3 ボックスカルバート継手部構造例

問 4. 次の文は、カルバート工の底版部の定期点検時の着目ポイントについて述べたものである。正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 上部道路の活荷重や上載土による力が作用し、クラックが生じやすい。
- ② 内空を通行する車両の活荷重による影響を受け、変形やクラックを生じる可能性がある。
- ③ 取付部が著しく緩むと、一部崩壊や転倒に至り、第三者被害を生じるおそれがある。
- ④ 継手部の前後のブロック間の大きな相対変位、経年劣化により、目地材が損傷すると、そこからの漏水が進む可能性がある。

解答②

キーワード：カルバート工、構造部材、定期点検

【解説】テキスト(シェッド・大型カルバート等構造物編)37～39 頁参照

カルバート工の定期点検では、ロックシェッド、スノーシェッドの点検方法と同様、すべての部材に近接して部材の状態を評価することが基本とされる。点検に当たっては、カルバート工の各構造部材の構成と役割を把握しておくことが重要である。〔前問 3 の図-1～3 参照〕

カルバート構造部材ごとの点検時の着眼ポイントについては、テキスト(シェッド・大型カルバート等構造物編)37 頁表 5.6-1 に示されている(以下は抜粋)ので確認されたい。

◇頂版

・上部道路の活荷重や上載土による力が作用し、クラックが生じやすい。

◇側壁部

・付属物取付部周りが弱点となり、クラックの進展、コンクリートの剥離・落下につながりやすい。さらに、鉄筋の露出・錆が生じる場合もある。

◇底版部

・内空を通行する車両の活荷重による影響を受け、変形やクラックを生じる可能性がある。

・継手の前後における不同沈下に抵抗する過大な力が作用し、底版部の損傷につながる可能性がある。

◇継手連結部

・前後のブロック間の相対変位が大きい場合、ブロック同士を連結していたジョイントバーや止水板の抜け出し、切断により、その役割を果たさなくなる。

◇継手遊間部

・継手部の前後のブロック間の大きな相対変位、経年劣化により、目地材が損傷すると、そこからの漏水が進む可能性がある。

…中略。

◇付属物

・取付部が緩むと、一部崩壊や転倒に至り、第三者被害を生じるおそれがある。

選択肢の①は頂版、②は底版部、③は付属物、④は継手遊間部における着目ポイントである。

設問は底版部について問いかけているので、②が正解。

本設問は、カルバート工の基礎知識とその応用である。カルバートを構成する各部材の名称・役割を理解していればその特性が推測でき、どんな変状や劣化が生じやすいかを想定できる。

問 5. シェッドの『健全性の診断』の判定区分として、次の組合せのうち正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

区 分	
(ア)	健 全
(イ)	予防保全段階
(ウ)	早期措置段階
(エ)	緊急措置段階

状 態	
A	構造物の機能に支障が生じる可能性が有り、早期に措置を講ずべき状態
B	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態
C	構造物の機能に支障が生じていない状態
D	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態

記号	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
①	B	D	A	C
②	C	D	B	A
③	C	D	A	B
④	A	D	C	B

解答③

キーワード：健全性診断の判定区分

【解説】テキスト(シェッド・大型カルバート等構造物編)29頁参照

テキスト(シェッド・大型カルバート等構造物編)29頁表5.4-2のとおりであり、『健全性の診断』の基本的な判定区分であるため、必ず覚えておくこと。

判定区分のI～IVに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりである。

【監視や対策の実施に関する判定区分】

- I : 監視や対策を行う必要のない状態をいう
- II : 状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう
- III : 早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう
- IV : 緊急に対策を行う必要がある状態をいう

このため(ア)はC、(イ)はD、(ウ)はA、(エ)はBとなり、解答は③が正解

6. 点検記録

問 6. 土工構造物などの定期点検記録に関する次の記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 定期点検及び健全性診断の結果ならびに措置の内容などを記録し、当該構造物が利用されている期間中は、これを保存する。
- ② 定期点検の結果は、維持・補修などの計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で最新の記録のみを保管しておかなければならない。
- ③ 定期点検後に、補修・補強などの措置を行った場合は、『健全性の診断』を改めて行い、速やかに記録に反映しなければならない。
- ④ 事故や災害などにより当該構造物の状態に変化があった場合には、必要に応じて『健全性の診断』を改めて行い、措置及びその後の結果を速やかに記録に反映しなければならない。

解答②

キーワード：土工構造物、定期点検、点検記録

【解説】テキスト(土工構造物編)39～41 頁参照

点検結果をどのように記録し、報告・保存・措置などに結び付けるかは、インフラ調査士として重要な任務のひとつである。テキスト(シェッド・大型カルバート等構造物編)の40 頁及び巻末資料にロックシェッド、スノーシェッドとカルバート工の定期点検記録について同一の記述がある。これらは附帯施設の各種構造物に共通な点検記録についての考え方として捉え、十分に会得されたい。

以下に、箇条書きで示す。

- ・定期点検及び健全性診断の結果ならびに措置の内容などを記録し、当該シェッド(カルバート)が利用されている期間中は、これを保存する。
- ・定期点検の結果は、維持・補修などの計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し蓄積しておかなければならない。
- ・定期点検後に、補修・補強などの措置を行った場合は、『健全性の診断』を改めて行い、速やかに記録に反映しなければならない。
- ・その他の事故や災害などによりシェッド(カルバート)の状態に変化があった場合には、必要に応じて『健全性の診断』を改めて行い、措置及びその後の結果を速やかに記録に反映しなければならない。

選択肢の①、③、④は記載のとおり。

②の適切な方法で「最新の記録のみを保管」は誤り、適切な方法で「記録し蓄積」が正しい。

定期点検結果の記録についての考え方は、附帯施設(道路のり面工・土工構造物)だけでなく、他の多くの施設や構造物に共通のものであり、基本を理解しておけば他の分野にも広く応用できる。

問 7. 道路構造物の点検中に、吹付コンクリートが施工されたのり面で次の変状が確認された。次に挙げたあなたの行動で、最も不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 路上からの目視点検において、容易に近接できないのり面上部に、落下しそうなコンクリート片が有ることを確認した。直ぐに写真を撮影し、管理者に報告すると共に、今後の対応を協議した。
- ② 道路横のコンクリート吹付面の高さ 2m 付近に、亀裂が発生し、その一部が今にも落下しそうであった。第三者被害が想定されたことから、カラーコーンで通行人がのり面に近づけないように応急措置をしてから、管理者に報告し、今後の対応を協議した。
- ③ 高さ 5m はあるのり面上部に今にも落下しそうなコンクリート片を確認したので、はしごをかけて、コンクリート片に近づき、近接目視で変状を確認してから、管理者に報告すると共に、今後の対応を協議した。
- ④ のり尻に複数個のコンクリート片が確認されたので、上部のり面の剥離箇所や変状箇所を遠方目視で確認し、管理者に報告すると共に、今後の対応を協議した。

解答③

キーワード：コンクリート吹付けのり面、目視点検、近接目視、遠方目視
応急措置、のり面異常対応協議

【解説】テキスト(土工構造物編)40~45 頁参照

- ① コンクリート吹付けのり面に対する、路上からの目視点検で、近接できない箇所に異常を発見した場合は、異常の状況を写真もしくはスケッチで記録し、速やかに管理者に報告して、今後の対応を協議する。従って、①の記述は適当である。
- ② コンクリート吹付けのり面に第三者被害が想定されるような異常を確認した時は、通行人に被害が及ばないように、速やかに通行人がのり面に近づけないように応急措置をとつてから、管理者に報告し、今後の対応を協議する。従って、②の記述は適当である。
- ③ 高さ5mはあるコンクリート吹付けのり面の上部に、今にも落下しそうなコンクリート片を確認した場合というのは上記①と同様の条件なので、異常の状況を写真もしくはスケッチで記録し、速やかに管理者に報告して、今後の対応を協議する。路上から近接目視ができない場合は双眼鏡による観察が基本ではしごをかけて近接目視することは極めて危険な行為なので、絶対に避けなければならない。従って、③の記述は不適当である。
- ④ コンクリート吹付けのり面ののり尻に複数個のコンクリート片が確認されるということは、のり面上部のコンクリート剥離が想定されるので、のり面上部の状況を双眼鏡などをを使った遠方目視で確認した上で、①と同様に、異常の状況を写真もしくはスケッチで記録し、速やかに管理者に報告して、今後の対応を協議する。従って、④の記述は適当である。

インフラ調査士講習会

演習問題

付帯施設（道路附属物）編

< 目次 >

1. 概要 1 問	1
2. 道路標識・道路照明施設の設計・施工 1 問	2
3. 主な損傷・変状 1 問	3
4. 点検方法 1 問	4
5. 点検結果の評価判定 1 問	5
6. 記録 1 問	6
7. 措置 1 問	7

問 1. 次の道路標識・道路情報提供装置及び道路照明施設の点検の範囲、時期に関する記述のうち、最も不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 「附属物定期点検要領」は、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局が管理する道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置及び道路情報収集装置の支柱や取付部などの点検に適用する。
- ② 点検対象は膨大であるため、道路利用者及び第三者被害のおそれのある道路の頭上に設置されている規模が大きい施設を優先するなど、効率的な点検を行う。
- ③ 点検の目的は、管理する附属物の変状をできるだけ早期に発見し、効率的な道路管理業務を実施するために必要な変状の程度の把握を行うことである。
- ④ 附属物に関わる点検の項目は、設置 1 年を目途に実施する初期点検と、5 年又は 10 年の頻度で行う定期点検の 2 種類だけである。

解答④

キーワード：附属物、定期点検、点検頻度

【解説】テキスト附属物編 1～5 頁参照

道路附属物に関する点検の規定は、「附属物(標識、照明施設等)点検要領」(平成 26 年 6 月、国土交通省道路局国道・防災課)(以下、「点検要領」と略す。)に示されている。

- ① 「点検要領」の第 1 章適用範囲では、「本要領は、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局が管理する道路標識、道路照明施設(トンネル内照明を含む。)、道路情報提供装置及び道路情報収集装置の支柱や取付部等の点検に適用する。」と記されており、①は正しい。
- ② 第 3 章点検の基本的な考え方、「附属物点検の基本的な考え方とは、これまでの附属物の不具合事例及び構造の特徴等を考慮して予め特定した弱点部に着目し、当該部位の損傷及び異常変状の有無を逐一確実に把握することである。」とあり、その解説では「附属物は、その数が膨大で、そのすべてを点検するためには相応の費用が必要であり、その費用を考えると、より効率的な点検手法が望まれる。」とある。その効率的な点検手法として破損などによる人的被害が大きくなる対象物を優先して点検することもあり、②は正しい。
- ③ 点検の目的は、「点検要領」第 2 章に「附属物の点検は、道路管理業務の一環であり、管理する附属物の現状を把握し、変状を早期に発見するとともに、対策の要否を判定することにより、道路利用者及び第三者被害のおそれのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的として実施する。」とあり、その解説で「点検の第一の目的は、管理する附属物の変状をできるだけ早期に発見することである。第二の目的は、効率的な道路管理業務を実施するために必要な変状の程度の把握を行うことにある。」と記している。したがって、③は正しい。
- ④ 点検の種別は、以下の 5 種類が規定されており、④のように「初期点検と通常点検の 2 種類だけ」との記述は不適当となる。
 - (1) 初期点検
 - (2) 通常点検
 - (3) 定期点検(詳細点検・中間点検)
 - (4) 異常時点検
 - (5) 特定の点検計画に基づく点検

問 2. 道路標識の設置基準に規定されている設置計画、設計に関する事項について、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 付近の他構造物の使用性や安全性に影響を及ぼさないこと。
- ② 道路標識の構造機能、性能よりも耐久性やコストを優先すること。
- ③ 周辺の交通や道路管理上支障にならないこと。
- ④ 沿道から道路利用にとって障害にならないこと。

解答②

キーワード：設計、施工、道路標識、施工、考慮すべき事項

【解説】テキスト附属物編 6～10 頁参照

道路標識の設計・施工は「道路標識設置基準」(平成 27 年 3 月、国土交通省)の規定による。

設置計画に関する基本的事項は、以下である。

(1) 設置計画の基本理念

道路標識の設置計画を定めるに際しては、次の各項に示す要件を考慮するものとする。

- 1) 適切な視認性が確保できること。
- 2) 道路利用者に対して、案内、警戒、規制又は指示の情報を適切に伝達することができること。

(2) 設置計画の決定に関する配慮事項

道路標識の設置計画を定めるに際しては、次の各項に留意の上決定するものとする。

- 1) 道路利用者の行動特性に配慮すること。
- 2) 沿道からの道路利用にとって障害にならないこと。
- 3) 維持管理の確実性及び容易さに配慮すること。
- 4) その他道路管理上支障となならないこと。

また、設計及び施工に際しての基本的事項としては、「標示板の基板及び支柱の設計並びに施工にあたっては、構造の安全性、耐久性、施工品質の確保、維持管理の確実性及び容易さ、付近の状況との調和並びに経済性を考慮しなければならない。」とある。

そのなかで材料、構造及び施工に関する考え方方が示されている。

材料に関しては、(1) 標示板の基板及び支柱、(2) 反射材料、(3) 照明装置の具備すべき条件が示される。また、構造では、(1) 構造の原則、(2) 構造設計上の配慮事項、(3) 耐久性の検討の考え方を示している。

施工については、「道路標識の施工にあたっては、少なくとも以下を考慮しなければならない。」とし、以下の 4 つの事項を示している。

- 1) 設計で定めた条件が満足されること
- 2) 付近の他構造物の使用性や安全性に影響を及ぼさないこと
- 3) 交通に影響しないこと
- 4) 付近の通行者等の安全が確保されること

出題の②は「設計で定めた機能・性能及びコストが最優先される。」とあるが、他の条件より優先されるべき事項ではなく、各々の条件を考慮して施工されるべきものであることから、誤りとなる。

問 3. 次の路面境界部に関する記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 路面境界部とは GL-40cm の位置であり、この部位の腐食についてはその状況を目視で確認するとともに、必要により板厚調査を行う。
- ② 路面境界部が土砂で覆われている場合、雨水などが支柱基部に滞水しやすく、腐食が生じやすい。
- ③ 路面境界部がインターロッキングで覆われている場合、排水性が向上しており支柱基部に雨水などが滞水しにくく、腐食の発生が少ない。
- ④ 路面境界部がコンクリートで覆われている場合、適切な排水処理が施されていれば、支柱基部の雨水などが滞水しにくく、腐食の発生が少ない。

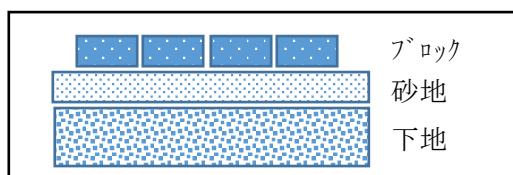
解答③

キーワード：変状、劣化要因、路面境界部、インターロッキング

【解説】テキスト附属物編 22, 28~31 頁参照

路面境界部の変状については、既往の事故事例より得られた知見から、路面境界部の腐食が附属物の突然の倒壊を起こす要因になることが明らかになっている。そこで、GL-40cm 付近を路面境界部として位置づけ、この部位の腐食についてはその状況を目視により確認するとともに、板厚調査を実施する附属物の選定フローにより「実施する」に該当するものについては、板厚調査を行い、残存板厚を把握することとしている。

- ① 路面境界部の定義(GL-40mm)と示すとともに、「必要により板厚調査を行う」としている。ここで「必要により」は、「板厚調査を実施する附属物の選定フローにより「実施する」に該当するもの」に相当しており、正しい記述である。
- ② 路面境界部は、土砂やアスファルト又はコンクリートで覆われている場合がある。②は路面境界部が土砂で覆われている場合の一般的な記述であり、正しい。
- ③ インターロッキングとは、一般に、舗装に使われるブロックの一種であり、荷重がかかった際に目地を介してブロック同士が噛み合い(インターロック)し荷重が分散される構造となっているものをさす。このブロックを使った舗装は、雨水が地面にしみ込みやすく、都市型水害や地盤沈下を緩和する効果をもつと言われる。ただし、インターロッキングは、締め固めた下地に砂地をおき、その上にブロックを施工するので多少の雨は吸収するが、雨量が多くなると締め固めた下地の影響で水はけが悪くなる。したがって、路面境界部がインターロッキングで覆われている場合は支柱基部に滞水しやすい。そのためにアスファルトで覆われている場合と同様に腐食が生じやすい。したがって、③が不適当な記述である。
- ④ 境界部がコンクリートで覆われている場合は、「水勾配」や「ます」など適切な排水対策が施されていれば支柱基部の滞水は生じにくく、腐食が発生しにくいことから、④は正しい。



問 4. 次の点検方法に関する記述のうち、不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 初期点検時、合いマークなどが施されていないものについては、近接し、工具などを利用してゆるみの確認を行うとともに、合いマークなどを施す。
- ② 初期点検は、ボルト部のゆるみ・脱落や設置条件との不整合による異常を確認することを目的にしているので、高所など目視が困難な部位でも必ず近接目視を行う。
- ③ 定期点検において、ボルト・ナットの異常が見つかった場合には、スパナなどでゆるみがないことを確認し、必要に応じて増締めを行う。
- ④ 定期点検のうち中間点検は、外観目視を基本とし、高所など目視が困難な部位に対しては、適宜伸縮支柱付きカメラなどを用い、全部位の確認を行う。

解答②

キーワード：点検、試験方法、初期点検、定期点検、合いマーク、近接目視

【解説】テキスト附属物編 15～41 頁参照

道路附属物の点検には、通常点検、初期点検、定期点検、異常時点検及び特定の点検計画に基づく点検の5種類がある。

通常点検は全附属物を対象に、通常巡回時、パトロール車内から目視で、揺れ、変形、その他の異常の有無を点検する。さらに詳細に観察する必要のある場合には、下車して確認する。また、道路利用者、沿道住民から揺れ、変形、その他の異常について通報のあったものについても、下車して確認するものとする。確認中に揺れ、変形、その他の異常を認めた場合には、当該附属物について、定期点検と同様の方法で点検を実施する。

初期点検の点検方法は、外観目視を基本とする。ただし、高所など目視が困難な部位に対しては適宜伸縮支柱付きカメラなどを用い、確認を行うものとするものとする。つまり、初期点検においては高所など目視が困難な部位に対しては必ずしも近接目視を要求しないので、②の記述は不適当である。

なお、ボルト部のゆるみなどについては、合いマークのように簡易に外観から確認できる手法が施されていることを前提とし、そうでない場合は近接して状態の把握を行うものとする。この際、以後の点検の効率化のため、点検に併せて合いマークを施すものとする。したがって、①は正しい記述である。

定期点検は、次の詳細点検と中間点検があり、③及び④の記述は正しい。

(1) 詳細点検は、近接目視及び詳細調査によるものとする。

- (a) 近接目視：所定の部位に対して点検用資機材を併用して近接目視を行う。必要に応じて、触診や打音などを併用して行う。
- (b) 詳細調査：近接目視の結果などから必要に応じて実施する調査で、超音波パルス反射法による残存板厚調査、き裂探傷試験、路面境界部の掘削をともなう目視点検がある。

(2) 中間点検は外観目視を基本とする。ただし、高所など目視が困難な部位に対しては、適宜伸縮支柱付きカメラなどを用い、全部位の確認を行うものとする。なお、ボルト部のゆるみなどについては、合いマークのように簡易に外観から確認できる手法が施されていることを前提とし、そうでない場合は近接してゆるみなどの有無の確認を行うものとする。この際、以後の点検の効率化のため、点検に併せて合いマークを施す。

問 5. 次に示す写真の目視点検の損傷度判定区分について、正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

状況	灯具に、き裂が確認される。
要因	振動によるものと考えられる。

- ① 損傷度判定区分 a
- ② 損傷度判定区分 b
- ③ 損傷度判定区分 c
- ④ 損傷度判定区分 e



解答④

キーワード：評価、判定、損傷度判定区分、き裂

【解説】テキスト附属物編 47 頁参照

道路附属物の損傷度判定区分と損傷状況の主なものは以下のとおりであり、「き裂」がある場合の損傷度判定区分は“e”であり、④が正しい。

点検方法	損傷内容		判定区分	損傷状況
目視点検	き裂		a	損傷なし
			c	—
			e	き裂がある
	腐食 防食機能 の劣化		a	損傷なし
			c	鏽は表面的であり、著しい板厚の減少は視認できない
			e	表面に著しい膨張が生じているか、又は明らかな板厚減少が視認できる
	孔食		a	損傷なし
			c	孔食が生じている
			e	貫通した孔食が生じている
	ゆるみ・脱落		a	損傷なし
			c	ボルト・ナットのゆるみがある
			e	ボルト・ナットの脱落がある
	破断		a	損傷なし
			c	—
			e	ボルトの破断、又は支柱などの部材の破断がある
	変形・欠損		a	損傷なし
			c	変形又は損傷がある
			e	著しい変形又は損傷がある

問 6. 点検表(損傷記録票)について正しいものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① 点検箇所ごとにつき、部材の健全性診断でⅠ以上のものに対して部材ごとに書く。
- ② 点検箇所ごとにつき、部材の健全性診断でⅡ以上のものに対して部材ごとに書く。
- ③ 点検箇所ごとにつき、部材の健全性診断でⅢ以上のものに対して部材ごとに書く。
- ④ 点検箇所ごとにつき、部材の健全性診断でⅣ以上のものに対して部材ごとに書く。

解答②

キーワード：点検表、健全性診断

【解説】テキスト附属物編 55～83 頁、附属物(標識、照明施設等)点検要領 44 頁参照

点検を実施した結果の記録については、「初期点検及び定期点検の結果並びに措置の内容等を記録し、当該施設が利用されている期間中は、これを保存する。」とある。

また、点検の結果は、合理的な維持管理を実施する上で貴重な資料となることから、点検を実施した場合は、適切な方法で記録し蓄積しておかなければならない。また、初期点検及び定期点検後に補修補強などの措置が行われたり、その他の事故や災害などにより当該施設の状態に変化があった場合には、必要に応じて「部材単位の診断」及び「施設ごとの診断」をあらためて行い、措置及びその後の結果を速やかに点検結果の記録に反映しなければならない。

記録の方法は、以下の方法を標準とする。

- (1) 通常点検については、通常点検の記録様式に記録する。なお、通常点検記録表には、異常の生じている附属物を発見した時のみ記録すればよい。
 - (2) 初期点検、定期点検は、初期点検、定期点検の記録様式(点検表、点検結果票、損傷記録票、板厚調査結果記録票)に記録する。写真が必要な場合は、写真撮影を行う。
- ※ 損傷記録票は、変状の種類に対する判定区分が、1つでもⅡ～Ⅳと判定された場合、部材ごとに作成し、変状箇所・状態がわかるようにポンチ絵及び写真を添付し保存する。また、措置を行った場合は、対策内容、措置後の判定区分を記載する。すなわち、「判定区分Ⅱ以上のものを部材ごとに記録する」とする②が正しい記述である。
- ※ 板厚調査結果記録票は、板厚調査を実施した場合に作成し、保存する。
点検結果の記録様式については、「附属物(標識、照明施設等)点検要領」(平成 27 年 3 月、国土交通省)の付録一1を参照のこと

7. 措置

問 7. 次の応急措置に関する記述のうち、最も不適当なものを一つ選び、記号で答えよ。

- ① ナットが緩んでいたので、再締付けを行った。
- ② 支柱などに小さな腐食孔が視認されたので、養生テープなどで巻付け雨水浸入を阻止した。
- ③ 軽度の発錆があったので養生テープなどで貼り、表面を覆い隠した。
- ④ 落下の可能性がある部品などがあったので撤去作業を行った。

解答③

キーワード：応急措置、ナットゆるみ

【解説】テキスト附属物編 84～86 頁参照

インフラ調査士は、部材単位の診断の健全性の診断結果に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が図れるよう、必要な措置（応急措置）を講ずる。

措置とは、本格的な対策が実施されるまでの応急的な措置（応急措置）をいう。

応急措置の具体例には、次がある。

- (1)ナットのゆるみの再締め付け
- (2)支柱などの断面欠損部への雨水侵入防止
- (3)軽度の錆の除去
- (4)落下の可能性のある部品などの撤去

上記(3)項は、軽度の錆であればやすりなどを用いて錆を除去し、錆の進行を遅らせる。③の「覆い隠す」ことは、応急措置として不適切である。

ただし、支柱や横梁の取付け部などの応力が集中する部位などで、板厚減少をともなう腐食があり構造安全性に影響を及ぼす場合は、直ちに緊急的な対応を行うべきである。

また、歩行者や第三者の被害が想定されるが緊急に対策を講じることのできない場合の対応として、通行規制・通行止めがある。

インフラ調査士講習会 演習問題

平成 31 年 3 月発行

令和 3 年 3 月改訂

令和 4 年 9 月改訂

令和 6 年 4 月改訂

編 者 一般社団法人 日本非破壊検査工業会
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-8-1 富高ビル 3F
電 話 03-5207-5960

本書の一部または全部を無断で複写・転載することを禁止します。

本書の内容は、予告なしに変更することがあります。

